# 公認会計士・監査審査会の活動状況

平成 24 年 6 月

公認会計士・監査審査会

# 本冊子について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規定第16条に基づき、平成23年度(平成23年4月1日~平成24年3月31日)における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

なお、読者の便宜を図るために、一部、平成 23 年 3 月 31 日以前の情報、 及び平成 24 年 4 月 1 日以降の情報も記載しています。

公認会計士・監査審査会運営規定

第 16 条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施 件数等の活動状況を公表するものとする。

本冊子に対するご意見等の連絡先 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室総務第一係 03 - 3506 - 6000(内線 2440)

# 目 次

はじめに	1
「★·佐】	
本編】	
第1章 組織	2
<ol> <li>公認会計士・監査審査会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	
2. 事務同	3
第2章 審査及び検査	
1. 概説	5
2. 審査及び検査の基本方針等	7
(1)審査及び検査の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2)審査基本計画及び検査基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. 審査及び検査の状況	11
(1)協会による品質管理レビュ―の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2)品質管理レビューに対する審査の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	12
(3)監査事務所に対する検査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(4)金融庁長官に対する勧告の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(5)情報発信等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
(6)外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する枠組み・・・・・・1	16
4. 今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第3章 公認会計士試験の実施	
1. 概説	19
(1) 試験制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	19
(2) 試験制度の見直し(平成 15 年法改正)	19
(3) 現行試験の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	19
2. 公認会計士試験の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	21
(1) 平成 23 年公認会計士試験 · · · · · · · · · · · · · · · 2	21
(2) 平成 24 年公認会計士試験 · · · · · · · · · · · · · · 2	23
3. 受験者等への情報発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
(1)広報活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	24
(2)公認会計士試験Q&Aの更新 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
4. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
(1)東日本大震災の発生を踏まえた対応 · · · · · · · · · 2	
(2)公認会計士試験合格者を巡る状況への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)公認会計士試験の実施に係る市場化テストの導入 ・・・・・・・・ 2	

	5.	今後	め課題												 26
第	41	章 公	〉認会計:	上等に対	対する	懲戒	処分:	等の	調査	客議					
	1.	概訪	į												 27
	2.	事案	の概要												 27
华	557	告 討	が国の	明区機関	ほとの	拉力									
71.			i		-										 30
			· E監督機關												
			組織等												
			活動状況												
	3		他												
	٠.	_	各局当局												
			セミナ-												
	4.		の課題												
【咨	料網														
			計士・!	**本宋	5会盟	連沓:	料								
·			公認会記												
	•	•		忍会計士				発足(	の経糸	幸 —					 38
	1 -	- 2	第3期												
2			び検査		•										
		- 1													
			審査及7												
			平成 23												
	2 -	<del>-</del> 4	堂島監査												
	2 -	<del>-</del> 5	ロイヤノ												
	2 -	- 6	監査の品												
	2 -	<del>-</del> 7	監査の品												
	2 -	- 8	外国監查												
	2 -	- 9	外国監查	₹法人領	手に対	する	検査	監督(	の考え	え方(	英語	版)·			 108
	2 -	-10	公認会詞									_		-	
			徴収・村	食査に関	引する	基本	指針								 113
	2 -	-11	公認会記									_			
			徴収・柞	食査に関	貫する	基本	指針	(英語	浯版)						 126
	2 -	-12	EXCHAN	GE OF I	LETTE	RS BE	TWE	EN FS	SA AN	ID CP.	AAOI	3 ANI	) PC/	AOB ·	 142

2 - 13	EXCHANGE OF LETTERS BETWEEN FSA AND CPAAOB AND CPAB···· 14	48
2 - 14	平成 24 年度の審査基本計画及び検査基本計画・・・・・・・・・・ 15	52
3 公認会	会計士試験実施関連資料	
3 <del>-</del> 1	公認会計士試験制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	55
3 - 2	平成 23 年公認会計士試験合格者調 · · · · · · · · · · · · 15	56
3 - 3	平成 23 年度の講演会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・ 16	62
3 - 4	東日本大震災の発生に伴う平成 23 年公認会計士試験第Ⅱ回短答	
	式試験に係る対応について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16	63
3 - 5	平成23年公認会計士試験論文式試験の試験場について・・・・・16	64
3 - 6	公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面の	
	アクションプラン(再改訂) ・・・・・・・・・・・・ 16	65
4 国際会	会議関連資料	
4 — 1	第9回監査監督機関国際フォーラム(ベルリン会合)について・16	69
4 - 2	第9回監査監督機関国際フォーラム プレリリース(仮訳) … 1	70
4 - 3	第10回監査監督機関国際フォーラム(バンコク会合)について 18	81
4 — 4	第 10 回監査監督機関国際フォーラム プレリリース(仮訳) ・・ 18	83

# はじめに

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、米国等における一連の不正会計事件による会計不信の世界的な高まりを背景に、欧米での監査監督機関の設立と併行して、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として設置されました。その発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んでいます。

平成22年4月からは第3期目(平成22年4月~平成25年3月)に入り、平成23年度はその2年目にあたりますが、監査事務所における監査業務の適切性を確保するため、品質管理レビューに対する審査及び検査のより効率的かつ効果的な実施を図るほか、職業専門家を輩出する公認会計士試験の円滑な実施に努めており、過去の実績の上に、更なる監査の品質の向上を目指して努力しています。

#### 1. 本年度を振り返って

審査及び検査については、第3期における「審査及び検査の基本方針」及び「平成23年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、監査事務所に対して、報告徴収や検査を実施したほか、検査の結果、新設の監査法人を含む2監査法人について、行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に対し、勧告しました。また、最近の検査で確認された事例等を踏まえ、監査事務所における品質管理上の問題点について記載した「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」を改訂し、全国4会場で説明会を実施したほか、日本公認会計士協会や金融庁の関係部局、証券取引所等の市場関係機関等との間で監査に関する問題点等について、積極的な意見交換を行うなど、情報発信等にも努めました。

また、公認会計士試験については、平成23年5月(平成23年第Ⅱ回短答式)、 平成23年8月(論文式)、平成23年12月(平成24年第Ⅰ回短答式)に各試験を実施したほか、多様な人々が試験に挑戦することを促す観点から、大学等で公認会計士の使命や会計学等をテーマとした講演を行うなど学生を対象とした啓蒙にも努めました。

さらに、諸外国の関係機関との協力については、平成 23 年4月に開催された第 9回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators)会合(ベルリン開催)及び平成 23 年9月に開催された第 10 回 IFIAR 会合(バンコク開催)に参加し、独立した監査監督機関のためのコア・プリンシプルの策定に関する議論に参画したほか、6大監査ネットワークにおける監査の品質向上等のテーマについて各国監査監督機関等と積極的な意見交換を行うなど国際的な協力関係の構築・充実に努めました。

# 2. 今後の課題

審査会はこの一年、以上の取組みを通じて、監査の品質の向上と投資者の資本市場に対する信頼の向上等を図るべく取り組んで参りました。

一方、最近の監査事務所を取り巻く状況を考えますと、更なる監査の品質の向上・底上げが求められており、また、企業活動の多様化、複雑化、国際化が進展する中、監査業務も複雑化、高度化しており、公認会計士監査の充実・強化に向けた取組みの重要性は一層増しています。

審査会としては、このような環境変化に適切に対応するため、情報分析体制の強化や検査機能の向上、情報発信の強化等を図り、監査事務所に関する審査及び検査をより効率的かつ効果的に実施していく必要があります。また、国際的な監査の品質を確保するために各国当局との更なる連携強化を図っていく必要があります。さらに、多様な人々に公認会計士試験に挑戦して頂くことが、結果として、公認会計士監査の質の向上や企業財務情報の信頼性の向上にも資するといった考えの下、引き続き、公認会計士試験を円滑に実施していくほか、広報活動に努めていく必要があります。

平成 24 年度は、こうした問題意識に立ちつつ、引き続き、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に向けて取り組んで参ります。

平成 24 年 3 月

公認会計士 - 監査審査会会長

友杉芳正

#### 第1章 組織

#### 1 公認会計士 監査審査会

公認会計士・監査審査会(以下、「審査会」という。)は、公認会計士法(以下、「法」という。)第35条第1項及び金融庁設置法第6条に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関である(平成16年4月設置。P38資料1-1参照)。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である(法第36条、37条の2、37条の3)。

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない(法第 35 条の2、37条の4)。

平成22年4月1日から、友杉会長、廣本常勤委員のほか、非常勤委員8人の計10人の構成で、第3期(平成22年4月~平成25年3月)の審査会として活動している。(P40資料1-2参照)。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士・監査法人及び外国監査法人等(注)並びに日本公認会計 士協会(以下、「協会」という。)に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の調査審議
  - (注) 我が国に有価証券報告書等を提出する外国会社等の財務書類について監査証明業務を行う外国所在の者をいう。

# 2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている(法第41条第1項)。

事務局は、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室で構成され、総務試験室は、公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議並びに事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査室は、監査法人等の監査業務の運営状況に関する審査や協会の事務の適切性についての審査、監査法人等及び外国監査法人等並びに協会に対する検査を所掌している。

事務局の定員は、平成 16 年 4 月発足時 40 人であったが、その後順次増員

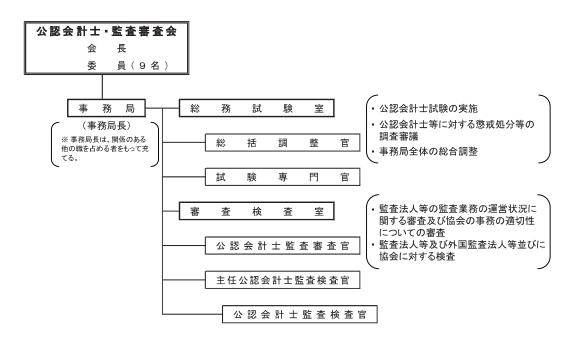
され、平成 23 年度末の定員は、総務試験室 14 人及び審査検査室 43 人の計57 人となっている。

# ≪事務局の定員の推移≫

(年度末ベース)

		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
総務試験室	<u> </u>	11	12	12	12	12	14	14	14
審査検査室	<u> </u>	29	29	31	35	39	41	44	43
主任公認会 監査検査		4	4	4	4	5	5	7	7
公認会計 監査検査		18	18	20	24	26	28	28	27

# ≪公 認 会 計 士 ・ 監 査 審 査 会 の 機 構 図≫



# 第2章 審査及び検査

#### 1 概説

#### 〇 制度の概要

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼を得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査法人等に対する品質管理レビュー(注)が法定化され、審査会が当該レビューをモニタリングすることとされた。

また、平成19年6月の法改正においては、我が国の金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等について、我が国当局の検査・監督の対象とされ、報告徴収及び立入検査は審査会が行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- 協会による会員の法第2条第1項業務(監査又は証明業務)の運営 状況の調査の結果報告の受理に関する事務(法第46条の9の2第2 項)
- 上記報告に関して行う協会及び公認会計士・監査法人に対する報告 徴収及び検査等(法第46条の12第1項、49条の3第1・2項)
- 外国監査法人等に対する報告徴収、検査(法第49条の3の2第1・ 2項)

について委任されている(法第49条の4第2・3項)。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている(P41資料2-1参照)。

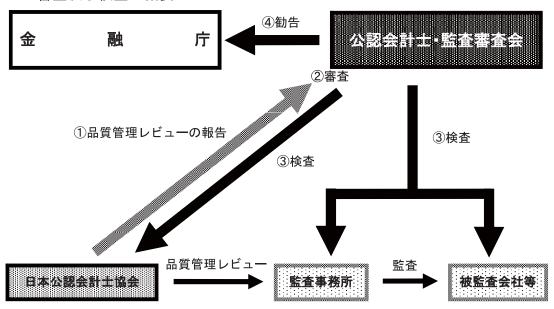
また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている(法第 41 条の 2)。

#### (注) 品質管理レビュー

品質管理レビューとは、監査の品質管理状況のレビューとして協会が行うものであり、公認会計士法上「協会による法第2条第1項業務の運営状況の調査」と定義されている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所(以下、「監査事務所」という。)の行う監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けることである。

# ≪審査及び検査の概要≫



#### ① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に一度(協会が必要と認めた場合は2年に一度等に短縮)、法令、 監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はそ の調査結果に関して報告を受ける。

#### 2 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

#### ③ 検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、協会、監査事務所、 その他監査事務所の業務に関係のある場所(被監査会社等)に対して検査を行う。

# 4 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

(注) 外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、後記「3.(6) 外国監査法 人等に対する報告徴収・検査に関する枠組み」(P16) を参照。

#### 2. 審査及び検査の基本方針等

# (1) 審査及び検査の基本方針

審査会は、第1期(平成16年4月~平成19年3月)の審査会活動の基本となる視点や目標に加え、審査の基本的考え方や検査の枠組み等を示した「監査の信頼性確保のために一審査基本方針等一」を策定し、公表した(平成16年6月)。

第1期においては、「監査の品質の確保と実効性の向上に対する期待への 積極的対応」と「監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの 一層の機能向上」を基本的考え方とし、審査及び検査を実施した。

具体的には、15年改正法の施行前に協会が実施してきた品質管理レビューに対する実態把握及び提言を行い、平成17年2月に取りまとめ公表した。また、非違事例等の発生を踏まえ、平成17年10月に金融庁、審査会の連名で、「適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について」を公表し、平成18年6月までに4大監査法人に対する審査及び検査を行い、更に、平成19年2月からフォローアップの検査を行い(旧中央青山監査法人を除く)、改善状況について検証した。

第2期(平成19年4月~平成22年3月)においては、第1期の審査及び検査の実績を踏まえ、「監査の品質の一層の向上のために一審査基本方針等一」を策定し、公表した(平成19年6月)。

第2期においては、「これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着」と「新しい事態への対応」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

具体的には、それまでに検査で指摘した事項の中から、監査事務所の品質管理の向上を図る上で、参照することが有益であると考えているものについて、平成20年2月に「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」(以下「事例集」という。)として取りまとめ公表した(以後、毎年度改定を実施。)。また、審査及び検査において、新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に対する監査事務所における準拠性を検証したほか、平成19年6月の法改正による外国監査法人等に対する検査権の導入を踏まえ、平成21年9月に金融庁との連名で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を策定し、公表した。さらに平成22年1月に報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を策定し、公表した。

第3期(平成22年4月~平成25年3月)においては、第1期及び第2期の審査及び検査の実績を踏まえ、「審査及び検査の基本方針一監査の品質の一層の向上のために一」を策定、公表している(平成23年3月30日。詳細はP42資料2-2参照)。

### ① 基本方針の策定の背景と基本的な考え方

第2期に実施した審査及び検査の結果、監査に関する品質管理基準等に対する監査事務所の準拠性については、個別の監査事務所において、品質管理のシステムの整備が依然として不十分等の事例が散見されていることから、第3期の基本方針においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとしている。

#### ② 基本方針の内容

#### 〇 視点

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という 公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の 品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。また、国際的動 向に積極的に対応するとともに、内外に対する情報発信に努めること とする。

#### 〇 目標

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を 直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機 能向上を公益的立場から促していくとともに、監査事務所及び外国監 査法人等における業務の適正な運営の確保を図っていくこととする。

# 〇 審査基本方針

審査会は、協会の品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な資料を活用し、これらの内容について審査を行う。

審査は、次の考え方に基づき実施することとする。

#### 監査の品質管理の確実な定着

品質管理のシステムの整備等が依然として不十分である監査事務所が散見されることから、品質管理が監査事務所において適切に実施されているかどうかに重点を置いた審査を実施することとし、その際、このような監査事務所に対しては、重点的検証(報告徴収)等の機会を通じて、適切な品質管理の定着を促していくこととする。

#### 協会の品質管理レビューの機能向上

協会の品質管理レビューは、監査事務所における適正な業務運営を確保する上で基本となる制度であることから、審査・検査の結果を踏まえての制度及び運営状況の適切性の検証や意見交換等の機会を設けての協会と双方向の議論等を行い、品質管理レビューの一層の機能向上を促すこととする。

#### 効果的な審査の実施

法令、監査基準等の改正や監査業界を巡る横断的なテーマ等については、審査を実施する上で特に留意すべき事項であり、このような共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど効果的な審査の実施に留意することとする。

また、監督当局に行政処分その他の措置をとるよう勧告した検査 案件以外で、検査結果として通知した問題点について、その後の品 質管理の状況を確認する観点から、検査結果通知から一定期間経過 後に、必要に応じて、報告を求めることとする。

#### 〇 検査基本方針

審査会は、審査基本方針に掲げた協会の品質管理レビューに係る報告の審査結果に基づき、必要と認められる場合に、検査を実施する。

検査基本方針においては、法の規定に基づき立入検査を実施する先を類型化するとともに、どのような場合に検査が必要と認められるかについて、それぞれの類型に応じて具体的に記載し、別途定める「公認会計士・監査審査会の実施する検査の基本指針」に従って実施することとする。

また、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査について、平成21年9月に公表した「外国監査法人等に対する検査結果の考え方」及び平成22年1月に公表した「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従って実施することとする。

# (2) 審査基本計画及び検査基本計画

審査会は、上記の審査及び検査の基本方針を踏まえ、「平成23年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定し、平成23年3月30日に公表している(P47資料2-3参照)。

審査会検査や協会の品質管理レビューの結果、一部の監査事務所について、依然として品質管理のシステムの整備等や自主的な改善が不十分な事例が確認されている。

審査基本計画では、監査の品質管理について、その適切な定着を促す観点から、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について重点的に検証することとしている。

また、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所における実効性のある改善を確保するとの観点から、協会の品質管理レビュー制度の適切性を検証することとしている。

協会の品質管理レビューは、大手監査法人に対しては2年に1度の頻度で実施されている。検査基本計画においては、このような大手監査法人(上場会社100社以上を被監査会社とする、又は、常勤の監査実施者が1,000名以上在籍する監査法人)については、その資本市場における役割や監査監督を巡る国際的な動向等から、協会からの品質管理レビュー報告の審査結果に基づき、原則として検査を実施することとしている。また、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所についても、必要に応じて検査を実施することとしている。

また、中小規模監査事務所については、最近の審査・検査や品質管理レビューの結果において、会計監査人の交代に伴うリスク評価、新設の監査法人における業務管理体制の整備及び品質管理レビューの指摘事項に対する改善姿勢等に問題がある事例が散見されている。このため、検査基本計画においては、このような監査事務所に対し、協会からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施することとしている。

#### 3 審査及び検査の状況

# (1)協会による品質管理レビューの状況

平成23年度の協会による品質管理レビューは、86件(監査法人71件(公認会計士共同事務所5件を含む。)、公認会計士15件)に対して実施されており、平成24年3月31日までに、65件についての報告を受けた(注)。なお、品質管理レビューの状況は以下のとおりである。

- (注) 品質管理レビューに関する報告(月次報告書)の主な内容
  - 品質管理レビュー報告書
  - 改善勧告書
  - 改善勧告書に対する改善計画書
  - レビュー調書等

# ① 品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は以下のとおりである。

# ≪品質管理レビューの実施状況≫

品質管理レビュー	23 年	23 年						24 年			
実施年月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月	合計	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	12	8	8	15	10	17	10	6	0	86	

# ② 品質管理レビューの実施結果

審査会に報告された 65 件に対する品質管理レビューの結果のうち、全件に改善勧告事項があり、その実施結果に基づく結論の状況は以下のとおりである。

- 限定事項のない結論 61 件(監査法人 52 件、公認会計士 9 件)
- 限定事項付き結論4件(監査法人3件、公認会計士1件)
- 否定的結論 該当なし

また、平成 23 年度は、フォローアップ・レビュー (注) が 76 件 (監査法人 47 件、公認会計士 29 件) に対して実施されており、平成 24 年 3 月 31 日までに報告を受けた 67 件のフォローアップ・レビュー実施結果は以下のとおりである。

- 改善措置済み61件(監査法人37件、公認会計士24件)
- 改善措置が不十分6件(監査法人3件、公認会計士3件)

#### (注) フォローアップ・レビュー

フォローアップ・レビューとは、協会の品質管理レビューの一環として

実施する改善措置の状況の確認である。具体的には、前回の品質管理レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した、品質管理のシステムの変更の状況、監査実施者への教育・訓練を含む伝達の状況及び品質管理のシステムの監視等による是正措置の状況等を確かめることにより、改善措置の状況を確認する。

# (2) 品質管理レビューに対する審査の状況

#### ① 審査の対象及び観点

平成23年度の審査対象は、協会が平成22年度及び平成23年度に実施した品質管理レビューであり、うち平成22年度品質管理レビューの実施結果に基づく結論は次のとおりである。なお、平成23年度品質管理レビューについては、平成24年3月31日までに報告を受けた65件について、順次審査に着手している。

# ≪品質管理レビュー報告書(平成22年度)≫

(監査事務所数)

区分	限定事項のない結論		限定事項	付き結論	否定的	計	
監査法人	48	52. 7%	3	42.9%	1	100.0%	52
公認会計士	43	47. 3%	4	57.1%	-	_	47
合 計	91	91.9%	7	7.1%	1	1.0%	99

(注)上記99件のうち97件については、改善勧告事項がある。

審査会の審査は、品質管理レビューに関する報告の分析、ヒアリング や報告徴収結果の検証等を行っており、その観点は以下のとおりであ る。

- 協会による品質管理レビューの適切性
- 監査事務所における、監査業務の品質を合理的に確保するための、 品質管理のシステムの整備・運用状況
- 個々の監査業務について、監査事務所の設けた品質管理のシステムの準拠性

#### ② 報告徴収

審査会は、平成23年度の審査基本計画(P47資料2-3参照)において、「監査の品質管理について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について、重点的に検証する」とし、これに基づき平成24年1月に報告徴収

を実施した。その内訳は、以下のとおりである。

≪報告徴収の実施状況≫

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

区分	対象事務所	実施事務所
監査事務所に対する報告徴収	99	31
監査法人に対するもの	52	23
個人事務所に対するもの	47	8

(注) 平成 22 年度の品質管理レビュー実施事務所

# ③ 検査実施後の報告徴収

審査会は、審査基本方針(P42資料2-2参照)において、「検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所の品質管理の状況等について報告を求める」とし、これに基づき、平成22年度に審査会が検査結果を通知した監査事務所8件のうち4件に対して報告徴収を実施した。

# 4 審議

審査会は、品質管理レビューに関する審査結果に基づき、監査事務所に対する検査の実施等について審議し、また、監査事務所に対する検査 結果に基づき、行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告等に ついて審議する。

平成23年度においては、平成22年度品質管理レビュー(対象:監査事務所99件)について審議し、監査事務所9件に対して検査を実施した。また、検査の結果につき審議し、監査事務所2件(平成21年度品質管理レビューに係るもの1件、平成22年度品質管理レビューに係るもの1件)について金融庁長官に対して勧告した。

最近の審議状況は、以下のとおりである。

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

	平成 22 年度	平成 23 年度
i . 品質管理レビューに係るもの (注)	83	99
ii . 監査事務所への検査の実施を議決し たもの	9	9
iii. 行政処分その他の措置について金融 庁長官への勧告を議決したもの	1	2

(注) 原則として、前年度に実施された品質管理レビューに係るものを審議する こととしている。

#### (3) 監査事務所に対する検査の状況

平成23年度において、審査会は、「平成23年度の審査基本計画及び検査 基本計画」(P47資料2-3参照)に基づき、監査事務所9件に対して検査 を実施した。

#### (4) 金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査を実施した結果、以下の監査法人について、金融庁長官に対し、法第41条の2の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した(P48資料2-4、P49資料2-5参照)。

- 平成23年6月7日 堂島監査法人
- (注) 品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うとされている統括代表社員が、 品質管理担当責任者に対し品質管理のシステムの整備等に関する指示を行ってお らず、品質管理担当責任者の品質管理の実施状況を把握していないなど、品質管 理担当責任者に任せきりにし、実効性ある態勢整備に取り組んでいない。また、 品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備等の重要性に対する認識が欠 如していることから、情報セキュリティや監査実施者の評価及び処分等に関する 内部規程を整備していないほか、日常的監視や定期的検証が形骸化していること から、独立性の確認、監査業務の実施、審査の実施、監査調書の管理等に係る不 備を看過している。さらに、統括代表社員等は、社員会議事録、監査計画書、審 査資料等を事後作成する等の不適切な対応を行ったほか、守秘義務の遵守等に係 る措置を講じていないなど、法令等遵守態勢は著しく不十分である。

このように、法人の組織規律や相互監視が機能しておらず、また、統括代表社 員及び品質管理担当責任者がその職責を果たしていないなど、業務管理体制が極 めて不適切である事例が確認された。

- 平成24年2月1日 ロイヤル監査法人
- (注)統括代表社員等の組織的に品質管理のシステムを整備し、監査業務の品質を確保するという意識が欠如していることに加え、各社員の監査法人という組織に対する帰属意識が希薄であることなどから、監査法人として必要な体制の整備に取り組んでおらず、品質管理のシステム全般にわたり不備がみられる。また、監査業務に係る審査及び品質管理のシステムの監視等の実効性が確保されておらず、監査業務の実施における多数の不備を監査法人として把握していない。

このように、監査法人としての組織的な業務運営が行われていないことに加え、その業務運営は監査業務の品質を合理的に確保するものとなっておらず、業務管理体制が極めて不適切である事例が確認された。

# (5)情報発信等

① 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂

審査会は、平成20年2月に公表した事例集について、平成22年度までの検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行い、平成23年7月に公表した(P50資料2ー6参照)。また、英語版についても同様に見直しを行い同時期に公表した(P87資料2-7参照)。

② 検査結果(事例集)についての説明会等の実施

審査会は、協会の各地域会又は中小監査事務所連絡協議会における会員を対象とする品質管理に関する研修の一環として、事例集の説明会を 平成23年11月下旬から12月中旬の間にかけて全国4ヶ所で実施した。

説明会では、審査会会長から公認会計士の社会的役割や期待等について説明を行うとともに、主任公認会計士監査検査官による事例集に掲載された指摘事例に関する解説のほか、監査事務所における品質管理の重要性等について説明を行った。

このほか、事例集を関係機関の機関紙に掲載するなど、内容の周知を 行った。

#### ③ 協会等の関係先との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくため、審査・検査を実施しており、監査の品質管理向上のため、審査・検査を通じて把握した問題点等については、協会の会長等幹部やレビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情

報共有、連携の強化に取り組んできている。

また、審査会は、検査等を通じて監査の信頼性を確保することにより、 我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命としており、検査 結果等から得られる監査に関する問題点等については、協会や金融庁の 関係部局、証券取引所等との間で積極的な意見交換を行うなどの連携を 図った。

#### (6) 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する枠組み

審査会は、外国監査法人等に対する対応について、「平成 21 年度の審査 基本計画及び検査基本計画」に基づき、金融庁と連名で「外国監査法人等 に対する検査監督の考え方」を策定し、平成 21 年9月に公表した(P105 資料 2 - 8、P108 資料 2 - 9 参照)。

さらに、審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」等を踏まえ、外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を平成22年1月に公表した(P113資料2-10、P126資料2-11参照)。

本基本指針では、外国監査法人等の所属する国の当局との間に情報交換等に係る取決め等や、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国 当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、外国監査法人等に対す る報告徴収及び検査を原則として実施しないこととしている。

現在、金融庁・審査会において、相互依拠や情報交換のあり方について諸外国の監督当局と交渉を行っているところであるが、平成23年10月6日に米国公開会社会計監督委員会(PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)と、平成24年3月23日にカナダ公共会計責任委員会(CPAB: Canadian Public Accountability Board)との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換した(P142資料2-12、P148資料2-13参照)。

≪外国監査法人等の届出状況≫

(平成 24 年 3 月末現在)

	国•地域数	法人等数
北米	2	7
中南米	2	2
欧州	13	38
アジア・大洋州	10	26
中東	1	1
その他	2	10
計	30	84

# 4. 今後の課題

#### ○ 協会による品質管理レビューの一層の機能向上

審査会は、平成16年度から協会の品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促すことを目標とし、品質管理レビュー制度及び運営状況の適切性の検証や協会と双方向の議論等を継続的に行っているところである。現在では、検査結果が監査事務所を通じて協会に報告される枠組みとなっていることから、審査・検査を通じて把握した問題点等がより具体的に協会と共有され、協会との双方向の意見交換を通じて、品質管理レビューの問題点等について、認識の共有等を図っている。

平成24年度の協会の品質管理レビューについては、平成15年5月の法改正による法定化から3巡目、平成19年4月の上場会社監査事務所登録制度の導入から2巡目の最終年度であることから、審査会の活動結果を、直接的・間接的に、協会にフィードバックする取組み等を強力に推進し、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を通じて、監査事務所における品質管理の自主的な改善が進むことが重要な課題と考えている。

#### 〇 情報分析体制の強化

審査会では、協会の品質管理レビューに関する報告を受理した後、様々な情報を活用し、審査・検査を実施しているところであるが、より効率的・効果的な審査・検査を実施するためには、事前及び事後の情報分析体制の強化を図っていくことが必要である。

このため、これまでに実施した報告徴収の結果を品質管理レビューに関する報告の審査に活用していくほか、協会、金融庁の関係部局等の関係先との連携をより進めていくなど、質、量の両面における情報分析体制の強化が重要な課題と考えている。

#### 〇 検査の機能向上

大手監査法人については、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携 先による監視活動等を踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、当 該リスクの所在を的確に分析し、検証項目を絞り込むことにより、業務運 営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリのある検査を実施することが 重要な課題と考えている。

また、それ以外の監査事務所については、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所を含む中小監査事務所にみられる体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する責任といった問題点に留意した検査を実施していくことが重要な課題と考えている。

#### 〇 情報発信の強化

審査会は、監査事務所による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促すため、検査で把握した監査事務所の問題点を事例集にとりまとめて公表し、協会における研修の一環として事例集の説明会を実施するなど、情報発信を行っているところである。

また、審査・検査で把握した監査事務所の問題点については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題点等を検査結果から抽出するような分析を行い、毎年度改訂している事例集に係る説明会や協会、金融庁の関係部局等の関係先との意見交換等を通じ、積極的に情報発信を行っていくことが重要な課題と考えている。

# 〇 研修及び人材確保の充実

会計監査を巡っては、国内においては、改正「金融商品に関する会計基準」や「資産除去債務に関する会計基準」等、逐次、新たな法令諸基準等の適用がなされている。また、国外に目を向けると、米国 PCAOB との間で監査監督上の協力に関する書簡の交換を行うなど、海外当局との連携も進んでいる。こうしたことから、制度改正や国際的な動向に留意した研修の一層の充実を図るとともに、こうした状況に対応し、検査が適切に実施されるため、更に海外当局との連携を強化するための人材確保の充実を図っていくことが重要な課題と考えている。

以上のような今後の課題を踏まえ、リスクベース・アプローチの検査の徹底 や積極的な情報発信等を明示した平成 24 年度の審査基本計画及び検査基本計 画を策定し、平成 24 年 4 月に公表した(P152 資料 2 - 14 参照)。

#### 第3章 公認会計士試験の実施

#### 1. 概説

# (1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う(法第5条)ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている(法第13条第1・2項)。

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、合格の決定の取消し、 受験の禁止、試験問題の作成・採点等を除く、試験監督等の試験実施事務 を各財務局長等に委任している(法第49条の4第5項、同法施行令第36条)。

(注) 試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれており、試験委員は試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する(法第38条第1・2項)。

# (2) 試験制度の見直し(平成15年法改正)

公認会計士試験制度については、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験し易くすることを主な目的として、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付け変更等を内容とする大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

(注)旧試験制度の下での会計士補制度は廃止されたが、新試験制度における短答式 試験に合格したものとみなすなど、一定の経過措置が設けられている。

#### (3) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式(択一式)及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格による制限は設けられていない(P155資料3-1参照)。

- (注1)試験は、北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県、熊本県及び沖縄県において実施。
- (注2) 短答式試験については、平成22年試験から年2回実施。

# ① 短答式試験

試験科目

必須4科目:財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

#### 合格基準

総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格 基準としている。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たない もののある者は、不合格となることがある。

#### ≪過去の合格点≫

亚世 10 年	亚世 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
平成 19 年   平成 20 年		平成 21 年	(第Ⅰ回・第Ⅱ回)	(第Ⅰ回•第Ⅱ回)	(第 I 回)
65%	65%	70%	71%	73%	70%

(注) 各年とも1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格。

# 試験科目の全部又は一部免除

短答式試験合格者は、当該試験の合格発表日から起算して2年を経 過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

また、大学等において3年以上商学若しくは法律学に属する科目の 教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資 格取得者等や会計専門職大学院修了者等についても、申請により試験 科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

≪平成 18 年以降の免除件数(延べ件数)≫ (平成 24 年 3 月 31 日現在)

全部免除	司法試験合格者	401 件
	商学、法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	106 件
一部科目	税理士資格取得者等	1,637件
免除	会計専門職大学院修了者	2, 284 件
	会計又は監査に関する実務経験者	77 件

# ② 論文式試験

# • 試験科目

必須4科目:会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目:経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目

#### - 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員により採点して おり、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整 している。

#### ≪過去の合格点≫

平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
51%	51%	52%	52%	52. 5%

<sup>(</sup>注) 各年とも1科目につき得点比率が40%未満のもののある者は不合格。

# 試験科目の一部免除

論文式試験のうちの一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は(注)、免除資格取得後2年間、申請により論文式試験の 当該科目の免除を受けることができる。

また、大学等において3年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、 税理士資格取得者等についても、申請により試験科目の一部の免除を 受けることができる。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

≪平成 18 年以降の免除件数(延べ件数) ≫ (平成 24 年 3 月 31 日現在)

税理士資格取得者	567 件
司法試験合格者	401 件
不動産鑑定士試験合格者	142 件
商学、法律学、経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	116 件

#### 2. 公認会計士試験の実施状況

# (1) 平成23年公認会計士試験

平成 23 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

≪平成23年公認会計士試験実施スケジュール≫

区分	試験委員 発 令	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回短 答 式	21 年 12 月 9 日	22 年 9 月 3 日	22年9月17日	22年12月12日	23年1月17日
第 Ⅱ 回短 答 式	21 4 12 73 9 11	23年2月14日	23年2月28日	23年5月29日	23年6月24日
論文式	22年12月8日	<u> </u>		23年8月19日 ~21日	23年11月14日

# ≪平成23年公認会計士試験結果の概要≫

区分	平成 23 年 試験	短答式試験の 受験者等 (免除者を含む)	短答式試験み なし合格者(旧 第2次試験合格 者等)	(参考) 平成 22 年 試験	短答式試験の 受験者等 (免除者を含 む。)	短答式試験み なし合格者(旧 第2次試験合格 者等)
願書提出者数 (a)	23,151 人	22,773 人	378 人	25,648 人	25,147 人	501 人
短答式試験 受験者数	20,790 人	20,790 人	_	22,579 人	22,579 人	_
短答式試験 合格者数	2,231 人	2,231 人	_	2,396 人	2,396 人	_
論文式試験 受験者数	4,632 人	4,254 人	378 人	5,512 人	5,011 人	501 人
最終合格者数 (b)	1,511 人	1,447 人	64 人	2,041 人	1,923 人	118 人
合格率 (b/a)	6.5%	6.4%	16.9%	8.0%	7.6%	23.6%

- (注1)平成 23 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 17,244 人、第 II 回短答式 試験における願書提出者が 17,374 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの(平成 22 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載)。
- (注2)「短答式試験の受験者等(免除者を含む。)」欄の「論文式試験受験者数」には、当該試験年の短答式 試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や 司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む (平成22年試験についても同様の考え方に基づいた 計数を記載)。

# ① 願書提出者

平成 23 年公認会計士試験の受験願書提出者は、23,151 人となっている。このうち、旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(378 人)を除く受験願書提出者は 22,773 人であり、前年の 25,147 人に比べ 2,374 人 (9.4%) 減少した。

# ② 短答式試験

- 短答式試験受験者 20,790 人
- 短答式試験合格者 2,231 人

第 I 回短答式試験は、受験者数 17,244 人、合格者は 1,708 人となっており、第 II 回短答式試験は、受験者数 14,970 人、合格者は 523 人となった。第 I 回、第 II 回のいずれにも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者数は、20,790 人であり、合格者数は 2,231 人となった。

(注) 当該試験の合格者は、総点数の 73%以上を取得した者。ただし、1科目に つき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

# ③ 論文式試験

- 論文式試験受験者 4,632 人うち短答式試験受験者(免除者を含む。)4,254 人
- 最終合格者 1,511 人(合格率 6.5% (1,511 人/23,151 人))
   うち短答式試験受験者(免除者を含む。)1,447 人(合格率 6.4% (1,447 人/22,773 人))

論文式試験は、平成23年の短答式試験合格者(2,231人)に、平成21年又は平成22年の短答式試験合格者で平成23年の短答式試験が免除された者(1,899人)、大学教授・司法試験合格者等の免除者(124人)及び旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(378人)を加えた4,632人が受験し、最終合格者は1,511人となった(論文式試験合格率32.6%)。このうち旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は1,447人となった(P156資料3-2参照)。

- (注1) 当該試験の合格者は、52.5%以上の得点比率を取得した者。ただし、1科目につき得点比率が40%未満のもののある者は不合格。
- (注2)論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 55.9%。
- (注3) 合格者の年齢別では、30歳未満が全体の84.1%を占め、平均年齢は25.6歳であった。なお、最高年齢は64歳、最低年齢は19歳であった。
- (注4) 合格者の職業別では、「会計士補」が57人(構成比3.8%)、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が1,156人(構成比76.5%)、「会社員」が55人(構成比3.6%)、「無職」が199人(構成比13.2%)となっている。なお、女性は308人(構成比20.4%)となっている。

#### (2) 平成24年公認会計士試験

平成 24 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおり。

≪平成24年公認会計士試験実施スケジュール(予定)≫

区分	試験委員 発 令	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回短 答 式	· 22 年 12 月 8 日	23年9月2日	23年9月16日	23年12月11日	24年1月16日
第 Ⅱ 回 短 答 式	72 <del>4</del> 12 <del>7</del>	24年2月10日	24年2月24日	24年5月27日	24年6月22日
論 文 式	23年12月7日	_		24年8月17日 ~19日	24年11月12日

#### ○ 第 I 回短答式試験の試験結果の概要

- 短答式試験受験者 13,573 人
- 短答式試験合格者 820 人

平成24年第I回短答式試験は平成23年12月11日に実施し、願書提出者(受験者)は13.573人であった。

この第 I 回短答式試験の願書提出は、当該短答式試験受験者のみ受け付けることとし、短答式試験の全科目免除者及び旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者については第 II 回に願書を提出することとしている。

(注) 当該試験の合格者は、総点数の 70%以上を取得した者。ただし、1 科目に つき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

#### 3. 受験者等への情報発信

#### (1) 広報活動

多様な人々が公認会計士試験に挑戦するよう、審査会では試験に関する広報活動にも努めている。

具体的には、全国の大学等で、会長及び常勤委員が、公認会計士の使命や会計学等をテーマとした講演を行っており、平成23年度においては全国12大学で実施した(P162資料3-3参照)。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や試験の概要等を掲載した試験パンフレットを作成し、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

#### (2) 公認会計士試験Q&Aの更新

受験者の利便性向上等のために作成している「公認会計士試験Q&A」については、平成 17 年 7 月から審査会ウェブサイトに掲載し、随時更

新しているところであるが、平成 23 年度においても、「合格基準」の説明箇所において注記の改訂を行った。

(注)金融庁から、平成24年以降の公認会計士試験合格者数のあり方についての考え 方が示されたことを踏まえ、改訂を行った。

「公認会計士試験については、公認会計士・監査審査会において運用され、平成23年の合格者数は1千5百人程度であったところであるが、合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでいないこと、監査法人による採用が低迷していることに鑑み、平成24年以降の合格者数については、なお一層抑制的に運用されることが望ましいものと考える。」(金融庁ウェブサイト平成24年1月5日公表)

#### 4. その他

#### (1) 東日本大震災の発生を踏まえた対応

東日本大震災の発生を踏まえ、平成23年5月29日実施の平成23年第 田回短答式試験においては、被災地の受験者(東北財務局出願者、東北 6県及び茨城県に住所のある受験者)に対し、受験票を普通郵便ではな く簡易書留にて送付したほか、被災地の受験者に対して可能な限り受験 の機会を提供する観点から、以下について、4月14日付で審査会ウェブ サイトに公表し、対応を行った(P163資料3-4参照)。

- ① 受験票の受取りができなかった受験者についても、本人確認の 上、受験を認めることとした。
- ② 震災の影響を受けた受験者については、本試験の受験に関し、 受験地の変更等、個別の相談に応じることとした。

また、平成23年8月実施の平成23年論文式試験においても、上記①、②と同様の対応を行ったほか、電力事情の悪化により、節電対策が講じられた状況を踏まえ、飲料用のペットボトルの持ち込みに関し、7月19日付で審査会ウェブサイトに公表し、弾力的な対応を行った(P164資料3-5参照)。

#### (2) 公認会計士試験合格者を巡る状況への対応

新試験制度での合格者数の状況及び公認会計士となるために必要な業務補助等の環境整備の状況を踏まえ、審査会、金融庁、協会、日本経済団体連合会等の関係者間で課題と対応策を議論するため、平成 21 年4月から、公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会が実施され、同年7月、金融庁から「中間取りまとめ」の形で公表され、関係機関において、課題解決に向けた当面の対応策(アクションプラン)を進めることとされた(アクションプランは平成 22 年 11 月に改訂され、新たな施策が追加)。

その後、関係者間でもう一段の検討を進めることが必要との観点から、 平成23年8月以降、意見交換会において検討が行われ、同年11月、ア クションプランを再改訂するとともに、各メンバーが再改訂後のアクションプランに沿って積極的に取組みを進めることが合意された(P165資料3-6参照)。

審査会において、その取組みの一環として、平成 22 年試験から、すべての論文式試験受験者に対して論文式試験成績通知書を送付することとしたほか、大学等における講演を通じた啓蒙を行っている。

#### (3) 公認会計士試験の実施に係る市場化テストの導入

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「公共サービス改革基本方針」(平成21年7月閣議決定)によって、市場化テストの対象とされた公認会計士試験業務の一部(関東財務局において実施する受験願書の受付、試験会場の確保、試験の立会等)については、平成23年1月、関東財務局において民間競争入札が実施され、民間事業者が決定した。

これにより、関東財務局における上記業務については、平成23年度(平成24年試験)から市場化テストが実施されている。

#### 5. 今後の課題

公認会計士試験実施に係る基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施する と共に、我が国国民経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が 挑戦することを促していくことである。

#### 〇 公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、各試験実施に当たっては、引き続き、様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要があると共に、特に、災害等発生時の運営に関しては、想定される被害や影響の程度も踏まえつつ、適切に対応できるよう、所要の実施態勢を構築する必要がある。

#### 〇 受験者等への情報発信

多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、引き続き、公認会計士の使命や市場経済における会計・監査の意義等について、全国の大学等において講演を行っていくが、特に、公認会計士試験合格者の活動領域の拡大等に向けたアクションプランに基づく取組みの一環として、これらの講演を通じた啓蒙を行っていく必要がある。

# 第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

#### 1. 概説

# 〇 制度の概要

金融庁長官が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときには、 聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている(法第 32 条第 5 項)。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事 実、適用法令、聴聞内容及び量定(処分の重さ)等の処分に関する事項に ついて審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

# ≪調査審議の概要≫

# 金融庁 ①公認会計士等の懲戒処分等 に関する事件の調査 ⑤懲戒処分等の決定 ②意見を聴く ②意見を聴く 公認会計士・監査審査会 ③調査審議

- (注1) 懲戒処分等は、公認会計士・監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。
- (注2) 懲戒処分等に関する事件の調査(事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等)は、金融庁長官が行う。 なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は、監査法人に対する課 徴金納付命令については、審査会に意見を聴くことは要しない。

#### 2. 事案の概要

平成 23 年度において、審査会で調査審議を行った事案は3件であり、それらの概要は以下のとおりである。

#### ≪審議状況≫

1.	第 181 回審査会	(H23. 6.29)	新日本有限責任監査法人及び 公認会計士 2 名
2.	第 182 回審査会	(H23. 7.11)	公認会計士2名(事案2件)

# 事案 1

ネクストウェア株式会社が作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った新日本有限責任監査法人(旧法人名:新日本監査法人)及び監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 23 年7月7日に当該監査 法人及び公認会計士に対して懲戒処分を行った。

#### (参考) 処分の概要(金融庁公表資料より)

- (1)新日本有限責任監査法人(旧法人名:新日本監査法人)
  - ① 処分内容 戒告
  - ② 処分理由

当該監査法人については、ネクストウェア株式会社の平成 18 年 3 月期の財務書類に係る監査において、下記 2 名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

#### (2) 公認会計士

① 処分内容

公認会計士2名について

業務停止3月(平成23年7月11日から平成23年10月10日まで)

② 処分理由

上記2名は、ネクストウェア株式会社の平成18年3月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

# 事案2

税理士法第 45 条第 1 項及び第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を 受けた公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融 庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成23年7月19日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

#### (参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

① 処分内容

業務停止3月(平成23年7月25日から平成23年10月24日まで)

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 45 条第 1 項及び第 46 条の規定に基づく税理士業務の停止(1年)の処分を受けた。

この事実は、法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

# 事案3

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成23年7月19日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

① 処分内容

業務停止 1月(平成 23年7月 25日から平成 23年8月 24日まで)

② 机分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づく税理士業務の停止 (1年)の処分を受けた。

この事実は、法第 26 条及び法の一部を改正する法律による改正前の法第 26 条に 規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

#### 第5章 諸外国の関係機関との協力

#### 1. 概説

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計 監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成 14 年以降、世界各国 で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム (FSF: Financial Stability Forum) (注) 主催により、第1回監査監督機関会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9カ国(日、米、英、独、仏、伊、加、豪、星)が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成18年9月にパリで開催された第5回監査監督機関会議にお

いて監査監督機関国際フォーラム(ÎFIAR: International Forum of

Independent Audit Regulators)の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会の主催により、平成 19 年 3 月に東京で開催され、22 カ国の監査監督当局が参加した。その後、平成 24 年 3 月までに 10 回の会合が開催されており、IFIAR 加盟国数は、平成 24 年 3 月末現在で 41 カ国・地域となっている。

審査会は、IFIARにおける活動への積極的な参画を通じた各国の監査監督 当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を 行うことにより、監査の品質の確保・向上に向けた国際的な協力関係の構 築・充実に努めている。

(注) FSF は、平成 21 年4月に開催された第2回金融・世界経済に関する首脳会合(ロンドン・サミット)の宣言を踏まえ、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として、金融安定理事会 (FSB: Financial Stability Board) に再構成されている。

#### 2. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)

#### (1)組織等

① 目的

IFIAR は、憲章 (Charter) において、以下を活動目的としている。

- i 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や 監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ii 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- iii 監査の品質に関心を有する他の組織との対話の場を提供すること。

### 2) 組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局から構成され、その意志決定は、原則として、全メンバー当局が参加する会合(plenary meeting)において行われる。IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長を置き、議長及び副議長への支援及び助言を行う機関として諮問委員会(Advisory Council)が設置されている。日本は、アブダビ、カナダ、ドイツ、オランダ、スペインと共に6カ国で構成される諮問委員会のメンバーに選出されている。

また、IFIARには、現在、6つのワーキング・グループ等が設けられており、それぞれの目的等は以下の通りである。

# イ 6大監査ネットワーク・ワーキング・グループ

6大監査ネットワーク(注)とグローバルな監査の品質管理のあり方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話を交わし、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

(注) 6大監査ネットワークは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、Pricewaterhouse Coopers、BDO 及び Grant Thornton で構成されている。

# ロ 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会(IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board)における国際監査基準の設定や、監査業務に係る基準設定機関との連携等について、意見交換を行うことを目的としている。

#### ハ 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的として設立され、 毎年、IFIAR 検査ワークショップが開催されている。当ワーキング・ グループは、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等を 行っている。

# ニ 投資家との対話ワーキング・グループ

監査報告書のユーザーたる投資家と、監査品質、監査報告書のあり 方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投 資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

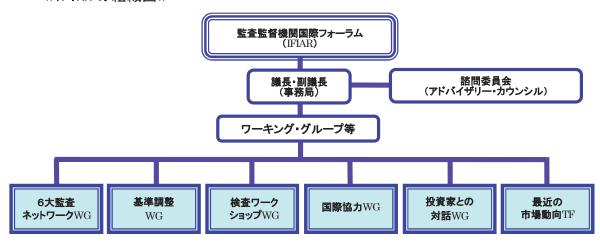
# ホ 国際協力ワーキング・グループ

監督当局同士の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としている。

### へ 最近の市場動向タスク・フォース

各国当局の活動の報告、現下の市場動向、監査環境を踏まえた各国 の検査における重点事項等を共有することを目的としている。

### ≪IFIAR の組織図≫



# (2)活動状況

# ① 本会合

# イ 第9回会合(ベルリン会合)

平成 23 年 4 月 11 日から 4 月 13 日の日程で、ドイツ監査監督委員会 (AOC: Audit Oversight Commission) の主催により開催された。

当該会合では、ポール・ジョージ英財務報告評議会(FRC: Financial Reporting Council)監査・専門職監視委員会ディレクターとダン・ゲルザー米公開会社会計監督委員会(PCAOB)委員が、それぞれ新たなIFIAR 議長及び副議長に選任された。

また、独立した監査監督機関のためのコア・プリンシプル(Core Principles for Independent Audit Regulators)の策定について合意された。当該プリンシプルは、(i)監査監督の構造、(ii)監査監督当局の運営、(iii)検査プロセスに係るプリンシプル、で構成され、グローバルに監査の品質を向上させることにより、公益を図り、投資者保護を向上させるという、IFIAR メンバーで共有される共通の目的を促進することを意図したものである。

その他、平成 25 年から IFIAR 会合の開催を従来の年 2 回から年 1 回にすることが合意されたほか、監査人に対する検査発見事項も含め

た最近の動向について意見交換が行われた (P169 資料 4 - 1、P170 資料 4 - 2 参照)。

# ロ 第10回会合(バンコク会合)

平成23年9月26日から28日の日程で、タイ証券取引委員会(SEC: Securities Exchange Commission)の主催により開催された。当該会合では、6大監査ネットワークのグローバルCEOと監査人の役割及び監査報告書等の問題について議論を行ったほか、監査人に対する検査発見事項も含めた最近の動向について意見交換が行われた(P181資料4-3、P183資料4-4参照)。

# ≪監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)会合開催実績≫

	期間	場所	参 加 当 局
第1回	平成 19 年 3 月 22 • 23 日	東京	22 カ国・地域
第2回	平成 19 年 9 月 24 • 25 日	トロント	21 カ国・地域
第3回	平成 20 年 4 月 9 ~11 日	オスロ	22 カ国・地域
第4回	平成 20 年 9 月 22~24 日	ケープタウン	21 力国・地域
第5回	平成 21 年 4 月 27~29 日	バーゼル	30 力国 • 地域
第6回	平成 21 年 9 月 14~16 日	シンガポール	29 カ国・地域
第7回	平成 22 年 3 月 22~24 日	アブダビ	30 カ国・地域
第8回	平成 22 年 9 月 27~29 日	マドリッド	37 カ国・地域
第9回	平成 23 年 4 月 11~13 日	ベルリン	34 力国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26~28 日	バンコク	29 カ国・地域

# ② 検査ワークショップ

第1回IFIAR 東京会合において、各国当局の検査手法や検査における 課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として検査ワークショップを開催することが承認 された。以降、検査ワークショップ・ワーキンググループの企画・調整 により、毎年開催されている。

今年度は、平成24年3月5日から3月7日の日程で、アブダビ会計責任委員会(ADAA: Abu Dhabi Accountability Authority)の主催により開

催され、32 カ国・地域から 126 名の検査官等が参加した。当会合では、欧州債務問題を含めた金融危機後のマクロ経済情勢を踏まえた監査の課題や、グループ監査及び審査担当者の役割(EQCR: Engagement Quality Control Reviewer)に係る検査上の問題等について活発な意見交換が行われた。我が国からも講師等として検査官等を派遣し、我が国の検査指摘事例や検査上の取扱い等について紹介するなど、ワークショップの開催に貢献した。

# ≪IFIAR 検査ワークショップ開催実績≫

	期間	場所	参 加 当 局
第1回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 カ国・地域
第2回	平成 20 年 1 月 29 • 30 日	ベルリン	20 カ国・地域
第3回	平成 21 年 2 月 11~13 日	ストックホルム	25 カ国・地域
第4回	平成 22 年 2 月 9 ~ 12 日	パリ	31 カ国・地域
第5回	平成 23 年 2 月 23~25 日	ワシントン	30 カ国・地域
第6回	平成 24 年 3 月 5 ~ 7 日	アブダビ	32 力国 • 地域

### 3. その他

### (1) 各国当局等との意見交換

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続きの品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルに効率的で効果的な監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR 会合及び6大監査ネットワーク・ワーキンググループ、IFIAR 検査ワーキング・グループ等への参加を通じて、各国当局との情報交換及び連携強化を積極的に図っている。その他、IFIAR における活動以外にも、監査検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報の共有等を目的として、二国間ベースで各国の監査監督機関等との意見交換を随時行い、各国当局との協力関係の構築・充実に努めている。

また、審査会と金融庁は、平成23年10月6日に米国公開会社会計監督委員会(PCAOB)と、平成24年3月23日にカナダ公共会計責任委員会(CPAB)との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換した。当該書簡の交換により、相手当局からの要請により、監査監督上の情報交換

を円滑に行うことが可能となった。

その他、国際的な業界団体と意見交換を実施し、我が国の監査監督制度や最近の検査結果の概要について紹介するなど、情報発信にも務めている。

# (2) セミナーへの参加

監査検査に係る課題や検査の経験の共有等を目的としたセミナーが海外の監査監督機関の主催により開催されており、各国当局との連携強化及び監査検査に係る情報収集等を図る観点から、審査会から検査官を派遣している。

今年度は、米国 PCAOB 主催の国際監査人監督インスティテュート (平成 23 年 10 月 31 日~11 月 2 日) に検査官 (セミナー講師も務める) を派遣したほか、シンガポール会計・企業規制機関 (ACRA: Accounting and Corporate Regulatory Authority) 主催の ASEAN 検査ワークショップ (平成 24 年 1 月 11 日~ 1 月 13 日) にも検査官を講師として派遣し、ワークショップ開催に貢献した。

# 4. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していることなどを踏まえ、国境を越えた監査の品質の確保が課題となっている。また、世界的な経済・金融情勢が監査品質に与える影響についても留意していく必要がある。

このような観点から、国際的な監査品質の確保する上で、各国当局との連携強化がますます重要となっており、引き続き IFIAR の活動に積極的に参画していくほか、二国間ベースで、監査監督当局間の情報交換の枠組みを構築するなど、更なる連携強化を図っていくことが重要な課題と考えている。

# 資 料 編

# 【資料編】

1		公	認会	計士・監査審査会関連資料	
	1	-	1	公認会計士法の改正の概要	
				- 公認会計士・監査審査会発足の経緯 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	1	-	2	第3期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
2		審	查及	なび検査関連資料	
	2	-	1	品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続・・・・・・	41
	2	-	2	審査及び検査の基本方針・監査の品質の一層の向上のために・・・	42
	2	-	3	平成 23 年度の審査基本計画及び検査基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	2	-	4	堂島監査法人に対する検査結果に基づく勧告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	2	-	5	ロイヤル監査法人に対する検査結果に基づく勧告について・・・・・	49
	2	-	6	監査の品質管理に関する検査指摘事例集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	2	-	7	監査の品質管理に関する検査指摘事例集(英語版)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	2	-	8	外国監査法人等に対する検査監督の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
	2	-	9	外国監査法人等に対する検査監督の考え方(英語版)・・・・・・・・	108
	2	-	10	公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告	
				徴収・検査に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
	2	-	11	公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告	
				徴収・検査に関する基本指針(英語版)・・・・・・・・・・・・・・・・	126
	2	-	12	EXCHANGE OF LETTERS BETWEEN FSA AND CPAAOB AND PCAOB	142
	2	_	13	EXCHANGE OF LETTERS BETWEEN FSA AND CPAAOB AND CPAB	148
	2	-	14	平成 24 年度の審査基本計画及び検査基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
3		公	認会	· 計士試験実施関連資料	
	3	_	1	公認会計士試験制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
	3	-	2	平成 23 年公認会計士試験合格者調	156
	3	-	3	平成 23 年度の講演会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
	3	-	4	東日本大震災の発生に伴う平成 23 年公認会計士試験第 11 回短答	
				式試験に係る対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
	3	-	5	平成 23 年公認会計士試験論文式試験の試験場について・・・・・・	164
	3	-	6	公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面の	
				アクションプラン (再改訂)····································	165
4		玉	際会	:議関連資料	
-		_		第9回監査監督機関国際フォーラム(ベルリン会合)について・・・	169
				第9回監査監督機関国際フォーラム プレリリース(仮訳)	
				第 10 回監査監督機関国際フォーラム (バンコク会合) について	
				第 10 回監査監督機関国際フォーラム プレリリース (仮訳)	

# 公認会計士法の改正の概要

# ― 公認会計士・監査審査会発足の経緯 ―

平成 12 年6月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- (1) 公認会計士は不断の自己研鑚による専門知識の習得、高い倫理観と独立性 の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観 点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- (2) 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- (3)協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性 を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政 によるモニタリングを導入すること
- (4) 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

### などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年5月に改正公認会計士法が成立し、平成16年4月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

### (参考)組織の沿革

上記の経緯により、平成 16 年 4 月に「公認会計士・監査審査会」が設置されたが、その沿革は公認会計士法が施行された昭和 23 年まで遡る。

まず、昭和 23 年8月の公認会計士法施行により、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」が設置された。

次に、昭和 24 年6月にはこの委員会が廃止されて、その所掌事務は大蔵省に移され、 大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」が設けられた。

その後、昭和 25 年4月にはこの審査会が廃止されて、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」が設けられたが、昭和 27 年8月にはこの委員会の所掌事務が大蔵省に戻され、新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」が設けられた。

さらに、平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務は 金融庁に移り、「公認会計士審査会」は金融庁に置かれることとなった。

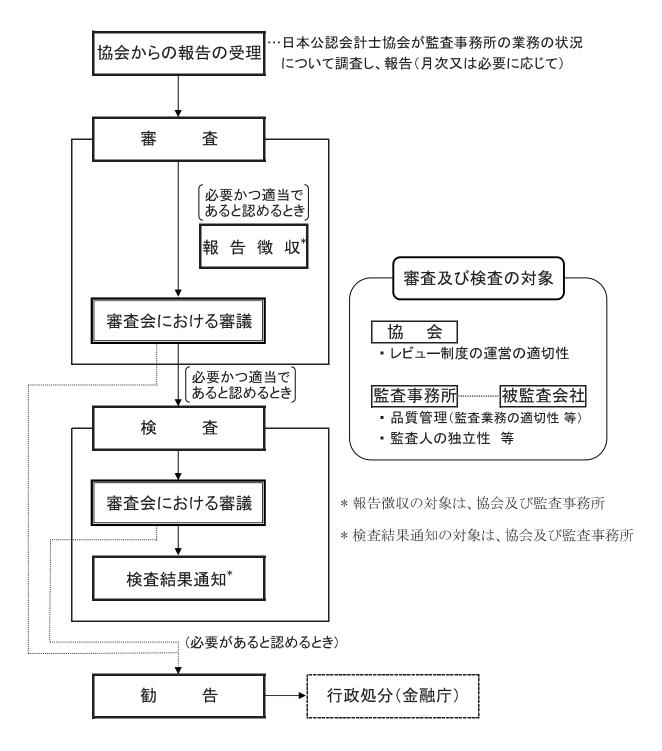
平成16年4月の改正公認会計士法の施行により、「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」が設置され、従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、新たな業務として、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を担うこととなった。

# 第3期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

(平成22年4月1日~平成25年3月31日)

会長	(常勤)	友杉	芳正	元早稲田大学大学院商学学術院教授
委員	(常勤)	廣本	敏郎	元一橋大学大学院商学研究科教授
委員	(非常勤)	市川	育義	有限責任監査法人トーマッパートナー
委員	(同)	引頭	麻実	(株)大和総研 執行役員コンサルティング本 部副本部長
委員	(同)	坂本	道美	公認会計士
委員	(同)	櫻井	久勝	神戸大学大学院経営学研究科教授
委員	(同)	田島	優子	弁護士 明治安田生命保険相互会社社外取締役
委員	(同)	根本	直子	スタンダード&プアーズ マネジング・ディ レクター
委員	(同)	淵田	康之	(株)野村資本市場研究所研究理事
委員	(同)	八木	和則	横河電機(株)顧問

# 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

# 審査及び検査の基本方針

# - 監査の品質の一層の向上のために-

公認会計士·監查審查会 平成 22 年 6 月 25 日 改正 平成 23 年 3 月 30 日

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)からの公認会計士又は監査法人(以下「監査事務所」という。)の監査業務の運営の状況の調査に関する報告に基づき、協会による当該調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときは協会又は監査事務所等に立入検査を行う(公認会計士法第46条の9の2、第46条の12及び第49条の3)。

その結果を踏まえ、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う(公認会計士法第41条の2)。

審査会は、外国監査法人等における監査業務に相当すると認められる業務が適切に運営されているかどうかについて、必要があると認めるときは立入検査を行う(公認会計士法第49条の3の2)。

審査会は、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会の品質管理 レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて関係者等に示す ほか、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明していくこととしている。

(注)審査会発足(平成16年4月)以降において、審査及び検査の結果について「協会の品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」や「監査事務所の監査の品質管理について」としてその概要を取りまとめ、また、監査事務所において監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みを行っていく上で参照することが有益であるものを、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ、それぞれ公表した。

審査会は、当期(平成22年4月~平成25年3月:第3期)においては、監査の品質の一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとする。

#### 【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立 ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、新たな法令諸基準等の監査業務への反 映、その定着に留意し、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。 また、国際的動向に積極的に対応するとともに、内外に対する情報発信に努めること とする。

# 【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくとともに、監査事務所及び外国監査法人等における業務の適正な運営の確保を図っていくこととする。

審査会は、以上の観点を踏まえ、審査及び検査の基本方針を次のように定める。この 基本方針を踏まえ、年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

# 1. 審查基本方針

# (1) 審査の枠組み

- ① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・ 資料について徴求を行い、また様々な情報を活用し、これらの内容に基づき審査 を行うこととする。
  - イ. 協会による品質管理レビューの運営が適切に行われているかどうか。
  - ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会の品質管理レビューにおける指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。
- ② 上記審査の結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政 処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行うこととする。

# (2) 審査の実施

審査は、以下の考え方に基づき実施することとする。

### ① 監査の品質管理の確実な定着

監査の品質管理について、監査事務所において適切に実施されているかどうか に重点を置いた審査を行う。 審査に当たっては、限られた資源のもと、その目的を効果的に実現するために、 協会の品質管理レビューにおける指摘や自主的な改善の状況等を踏まえ重点的 に審査を行うこととする。

その際、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

# ② 協会の品質管理レビューの機能向上

協会の品質管理レビューについて、品質管理レビュー制度及び運営状況の適切性の検証や協会と双方向の議論等を行い、品質管理レビューの一層の機能向上を促していくこととする。

# ③ 効果的な審査の実施

法令や監査基準等の改正、監査業界を巡る横断的なテーマ等については、共通 の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するな ど効果的な審査の実施に留意することとする。

検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所の品質管理の状況 等について報告を求めることとする。

# 2. 検査基本方針

審査会は、協会からの報告に対して行う審査の結果を踏まえて、必要に応じて検査 を実施する。

# (1) 検査の枠組み

- ① 協会による品質管理レビューの運営が適切に行われているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは協会に立入検査を行うこととする。
- ② 協会からの報告等を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会の品質管理レビューにおける指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは監査事務所に立入検査を行うこととする。
- ③ 上記②の過程で、監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要があると認めるときは被監査会社等に立入検査を行うこととする。

④ 上記検査の結果、審査会は、協会又は監査事務所に対してその内容を通知する とともに、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置 について勧告を行うなど適切に対応することとする。

# (2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施することとする。

- ① 協会の品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又は 実施が不十分である等、品質管理レビューが適切に実施されているかどうか確 認する必要があると認める場合等
- ② 協会からの報告において、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認める場合、協会の品質管理レビューにおける指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認める場合、監査事務所における業務管理体制が機能しているかどうか確認する必要があると認める場合、又は法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要があると認める場合等
- ③ 被監査会社等において、監査事務所における監査業務の実施状況を確認する 必要があると認める場合、又は監査事務所における監査業務に対応する被監査 会社等の内部管理体制を確認する必要があると認める場合等
- ④ 上記のほか、個別事情等を勘案し、必要があると認める場合

### (3) 検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認めるときは、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

# 3. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査については、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することと

し、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこととする。

これらの条件のいずれかが満たされず相互依拠によることができない場合等において、審査会は、必要があると認めるときは報告徴収及び検査を実施するが、その実施に当たっては、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めるとともに、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により報告徴収及び検査を実施することとする。

平成 23 年 3 月 30 日 公認会計士·監査審査会

# 平成 23 年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成 23 年度において、公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。) は、審査及び検査の基本方針に基づき、以下の審査基本計画及び検査基本計画 を策定する。

# 1 審査基本計画

# (1) 重点的検証

監査の品質管理について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について、重点的に検証する。

# (2) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において 適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の品質の向上が図 られることが重要であることから、検査や品質管理レビューにおける指摘 の状況を踏まえ、監査事務所における実効性ある改善を確保するとの観点 から、品質管理レビュー制度の適切性を検証する。

# 2 検査基本計画

# (1) 大規模監査法人等に対する検査

上場会社 100 社以上を被監査会社とする監査法人又は常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国際的な動向等を踏まえ、協会からの報告に係る審査結果に基づき、原則として検査を実施する。

上記監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所については、協会からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

### (2) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、監査契約の締結、業務管理体制の整備、 品質管理レビューに対する改善への取組み等の状況を確認するため、協会 からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

# 堂島監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 23 年6月7日公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、堂島監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

堂島監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うとされている統括代表社員が、品質管理担当責任者に対し品質管理のシステムの整備等に関する指示を行っておらず、品質管理担当責任者の品質管理の実施状況を把握していないなど、品質管理担当責任者に任せきりにし、実効性ある態勢整備に取り組んでいない。

また、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備等の重要性に対する認識が欠如していることから、情報セキュリティや監査実施者の評価及び処分等に関する内部規程を整備していないほか、日常的監視や定期的検証が形骸化していることから、独立性の確認、監査業務の実施、審査の実施、監査調書の管理等に係る不備を看過している。

さらに、統括代表社員等は、社員会議事録、監査計画書、審査資料等を事後作成する 等の不適切な対応を行ったほか、守秘義務の遵守等に係る措置を講じていないなど、法 令等遵守態勢は著しく不十分である。

このように、当該監査法人においては、法人の組織規律や相互監視が機能しておらず、 また、統括代表社員及び品質管理担当責任者がその職責を果たしていないなど、業務管 理体制は極めて不適切である。

- 2. 監査業務の実施については、業務執行社員等において、監査の基準に関する理解が不 十分であること、監査業務の品質を確保するという意識が著しく不足していることなど から、リスク・アプローチに基づく監査計画を策定しておらず、また、会計上の見積り の監査等の監査手続において、十分かつ適切な監査証拠を入手していないなど、監査の 基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務が広範にみられる。
- 3. 監査業務に係る審査については、法人として審査の重要性に対する認識が欠如していること、審査担当者及び業務執行社員において審査に関する監査の基準の理解が著しく不足していることから、監査計画の審査及び監査意見の審査が実施されていない監査業務が多数みられるなど、審査態勢は極めて不適切である。
- 4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項については、指摘事項に対する改善を図るための具体的な方針及び手続を定めていないこと、指摘事項の改善状況を確認していないことから、未改善事項が認められるなど、改善への取組は不十分である。

# ロイヤル監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 24 年 2月 1日公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、ロイヤル監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第41条の2の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

ロイヤル監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、統括代表社員等の組織的に品質管理のシステムを整備し、 監査業務の品質を確保するという意識が欠如していることに加え、各社員の監査法人と いう組織に対する帰属意識が希薄であることなどから、監査法人として必要な体制の整 備に取り組んでおらず、品質管理のシステム全般にわたり不備がみられる。また、監査 業務に係る審査及び品質管理のシステムの監視等の実効性が確保されておらず、下記2. 及び4. に記載するような監査業務の実施における多数の不備を監査法人として把握し ていない。

このように、当該監査法人においては、監査法人としての組織的な業務運営が行われていないことに加え、その業務運営は監査業務の品質を合理的に確保するものとなっておらず、業務管理体制は極めて不適切である。

- 2. 監査業務の実施については、業務執行社員等において、監査の基準に関する理解が不足していること、職業的専門家としての正当な注意や懐疑心が不足していることなどから、リスク・アプローチに基づく監査計画、会計上の見積りの監査等の重要な監査手続において、十分かつ適切な監査証拠を入手していないなど、監査の基準に準拠した監査手続が行われていないものがみられる。
- 3. 監査業務に係る審査については、審査の重要性に対する認識や審査を適切に実施するという意識が監査法人全体として希薄であることなどから、監査計画の審査を実施していないもの、内部統制監査に関する審査を実施していないもの、審査担当者が監査報告書や財務諸表の適切性、監査上の重要な判断を審査していないものがみられるなど、審査態勢は極めて不適切である。
- 4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項については、統括代表社員等において、監査法人として適切に対応し、改善を図るという意識が希薄であることなどから、改善措置の実施を業務執行社員に任せきりにし、その改善状況を確認していない。このようなことから、今回の検査において、未改善の事項や改善不十分な事項が多数みられており、改善に向けた取組状況は著しく不十分である。

監査の品質管理に関する 検 査 指 摘 事 例 集

> 平 成 23 年 7 月 公認会計士・監査審査会

# [ 目次 ]

はじ	ごめに····· 1
1.	業務管理体制······ 3
2.	職業倫理及び独立性・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3.	監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任・・・・・10
4.	監査契約の新規の締結及び更新・・・・・・・・・11
5.	監査業務の実施・・・・・・・・13
6.	監査調書・・・・・・・・・・・・・・・・・31
7.	監査業務に係る審査・・・・・・・・・・32
8.	品質管理のシステムの監視・・・・・・・34
9.	共同監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# はじめに

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、平成 16 年4月の発足以降、わが国における監査の品質を高め、公共の利益を確保する観点から、 監査事務所に対する検査を実施してきた。

審査会の検査においては、業務管理体制、職業倫理及び独立性、監査実施者の採用等、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視、共同監査など、監査事務所における監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘を行っている。

本事例集は、検査における主な指摘事例を具体的に紹介することにより、監査事務所による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組を促し、監査の信頼性及び資本市場の透明性を確保し、公益に資することを目的としている。本事例集においては、監査事務所の規模や指摘の頻度にかかわらず、審査会として、一般的に生じがちな問題点に関し、監査事務所における品質管理の向上を図る上で、参照することが有益であると考えている事項を掲載している(注1)。

本年の改訂においては、平成22年度までに実施した検査結果につき、最近の 検査で確認された事例や会計基準・監査基準の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行った。

審査会としては、個人事務所を含めた各監査事務所において、本事例集も参考に、今後とも、監査事務所の品質管理の維持・向上のため、一層の努力がなされることを期待している(注2)(注3)。

- (注1)本事例集においては、改善に向けての取組の参考として、可能な限り、指摘事例の背景・原因などについても言及することとしている。また、各監査事務所に特有の事項等については、一部で表現振りの変更を行っているほか、指摘の根拠となる基準等の規定が複数ある場合については、主な規定を記載している。
- (注2) 日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューでの指摘事例が、「品質管理委員会 年次報告書」において「改善勧告事項の概要」などとして紹介されているので、本事例 集と併せて参照されたい。
- (注3) いわゆる文書化に関する不備については、本事例集に掲載した事例以外にも、実施し

た手続、判断の過程や結論が適切に記録されていない事例が検査において多数みられている。各監査事務所においては、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、 監査業務の実施並びに監査報告書の発行に至るまでの監査のプロセスに関し、十分かつ 適切な記録を作成する必要があることに、今一度、留意する必要がある。

# (用語の定義)

○「法」 : 公認会計士法

○「令」 : 公認会計士法施行令

○「規則」: 公認会計士法施行規則

○「監査事務所」: 監査法人又は個人事務所

○「地方事務所」: 監査法人における「従たる事務所」

○「独立性の確認書」: 独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書

○「CPE」: 継続的専門研修

○「協会」: 日本公認会計士協会

# 1. 業務管理体制

# (1)業務運営全般

- ・ 当監査法人の業務運営は、監査法人としての具体的な方針及び手続が整備されていない中で、複数のグループに分かれ、それぞれのグループにおいて監査契約の新規受嘱や審査等の業務が行われている。このため、以下のとおり、品質管理のシステム全般にわたり多数の不備がみられるなど、監査法人としての組織的な業務運営が行われていない。【平成21年度検査】
- 7) 監査法人の品質管理のシステムに関する内部規程の整備が行われていないほか、監査の実施に関する具体的な方針及び手続が定められていない。
- イ) 監査業務に係る審査が実施されていない業務があり、また、品質管理のシステムの監視が実施されていない。
- り) 協会の品質管理レビューにおける指摘事項について、具体的な改善計画を策 定しておらず、また、監査実施者に対する指摘事項の改善指示等を徹底してい ない。
- ・ 最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、監査法人としての適正な業務運営 を確保するための指示等や監査業務の品質を合理的に確保するための監査実施者 の配置の検討を行っておらず、監査業務を行うために必要な要員が確保されてい ない。また、最高経営責任者等として、監査の基準において求められている、監 査業務の品質管理に関する必要な指示及び監督をほとんど行っていないほか、監 査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視が実効性をもって実施されていな い。【平成 21 年度検査】
- ・ 品質管理のシステムの運用状況を把握するための具体的な措置が講じられていないことなどから、地方事務所における監査契約の締結状況、品質管理のシステムの監視結果等の把握が不十分である。【平成22年度検査】

#### (2) 品質管理に関する責任

- ・ 品質管理のシステムの整備及び運用について、最高経営責任者は、品質管理担当責任者に対し具体的な指示をしておらず、また、品質管理担当責任者が実施している品質管理に関する業務を具体的に検証していないなど、品質管理担当責任者に任せきりにし、その職責を果たしていない。【平成21年度検査】
  - (品質管理基準委員会報告書第1号第13・15項)
- ・ 品質管理担当責任者は、監査業務の業務執行社員を兼務するとともに、法人全

体の品質管理を一人で行っており、品質管理に関する業務に必要な時間や人員が確保されていない。また、品質管理に関する最終的な責任を負っている社員会等は、品質管理担当責任者による品質管理に関する業務の実施状況の把握や具体的な指示を行っていない。【平成22年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第13・15項)

・ 品質管理に関する最終的な責任を負っている社員会等は、品質管理担当責任者 の品質管理に関する業務内容を明確に定めていないほか、その実施状況を把握す るための具体的な措置を講じていない。

また、品質管理担当責任者は、品質管理担当部門の社員や職員に対し担当業務 を具体的に明示していないほか、法人における品質管理の状況を十分に把握して いない。【平成22年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第13・15項)

・ 社員会、最高経営責任者及び品質管理担当責任者の役割等が不明確であったことから、それぞれの指示監督が不十分となり、法令等遵守態勢、情報管理態勢、日常的監視、内部規程の整備・周知及び監査調書の管理などに不備がみられる。【平成21年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第11~15項)

### (3) 規程等の整備

- ・ 意思決定機関である社員会について、招集手続、定足数及び議決方法などの規程を整備していない。【平成20年度検査】
- ・ 内部規程の整備に関し、以下のような不備事例がみられる。 (品質管理基準委員会報告書第1号第12·48·49項)
- ア) 法令の改廃に合わせた規程の改訂がなされていない。【平成22年度検査】
- イ) 監査マニュアルにおいて、平成20年4月1日以降開始する事業年度から実施されている棚卸資産の評価に関する会計基準に関する項目が定められていないなど、会計基準等の改正に応じた改訂がなされていない。【平成22年度検査】
- ・ 監査マニュアル等が一部の監査実施者に配付されておらず、また、監査法人が 当該状況を把握していないなど、監査マニュアル等の周知が不十分である。【平成 21年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第12項)

・ 品質管理のシステムに係る方針及び手続を定めた「監査の品質管理規程」を監

査実施者に配付するとともに、新規採用時及び当該規程の更新時にその内容を説明することとしているにもかかわらず、品質管理担当者は、新規採用時及び内部規程等の更新時にその内容を説明していない。【平成21年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第12項)

# (4) 法令諸基準の遵守

# ① 定款に記載のない業務提供

- ・ 定款において、監査証明業務のみを行うこととしているにもかかわらず、非 監査証明業務を行っている。【平成22年度検査】 (法第34条の5)
- ・ 企業再編コンサルティング等の非監査証明業務について、定款に定めがない にもかかわらず、監査法人のウェブサイトにおいて、専門スタッフを有して業 務提供をすることができると記載している。【平成20年度検査】 (倫理規則第25条)

# ② 同時提供の禁止

- ・ 連結財務諸表に関する監査において、被監査会社から事前に資料を入手して、 連結財務諸表の数値を算出し、被監査会社に提供するなど、財務書類の調製に 関する業務を行っている。【平成19年度検査】 (法第2条第2項、第24条の2、第34条の11の2、規則第6条第1号)
- ・ 当監査法人の代表者が、株式の大部分を自らが所有しているコンサルティング会社が関連会社に該当することを見落としていることから、当該関連会社が「会計帳簿の記帳代行その他の財務書類の調製に関する業務」を提供している会社に対し、同時提供の禁止の規程に反して、監査証明業務を提供していることに気付いていない。【平成20年度検査】

(法第2条第2項、第24条の2、第34条の11の2、令第7条第2項第1号、 規則第3条、第5条、第6条)

・ 監査証明業務と非監査証明業務の同時提供を禁じた法第 34 条の 11 の 2 に抵触するか否かの判断を、新たに非監査証明業務又は監査証明業務を提供することとなる社員個人に委ね、監査法人として、同時提供に関する確認・検証を行っていない。【平成 21 年度検査】

(法第34条の11の2第1項)

### ③ 就職制限に係る手続

・ 業務執行社員の脱退に際し、当該業務執行社員が関与した会計期間及び翌会 計期間の終了する日までの間、被監査会社の取締役、監査役等に就任すること を制限することについて、誓約書を入手していない。【平成21年度検査】 (法第28条の2、第34条の14の2)

# ④ 業務報告書等の提出

- ・ 法定書類の正確性を確保するための措置が講じられていないことなどから、 提出された業務報告書に誤記載がみられる。【平成22年度検査】 (法第34条の16第2項、規則第38条)
- 法定書類の提出状況を把握するための措置が講じられていないことなどから、 財務諸表等の監査に係る概要書等が法定提出期限内に提出されていない。【平成 21 年度検査】

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条第3項第1号)

### (5)情報管理

### ① 情報セキュリティ

- 情報セキュリティ・ポリシー等が策定されていないなど、監査業務等に係る情 報セキュリティ管理体制が整備されていない。【平成21年度検査】 (法第34条の13第3項、第34条の14の3、規則第26条、倫理規則第6条第 5項)
- 監査実施者が使用する法人貸与のコンピュータについて、パスワードの設定・ 管理に関する具体的手続を定めていないほか、監査実施者によるパスワードの 設定状況等を把握していない。また、当該コンピュータに保存されている被監 **査会社等に関する電子データ等について、その具体的な管理方法を定めていな** いほか、その保管状況等も把握していない。【平成22年度検査】

(法第27条、IT委員会報告第4号IV)

・ 監査業務で使用されている個人所有のコンピュータ等について、パスワード 管理、セキュリティに配慮したソフトウェアの導入、ウィルス対策等が実施さ れていない。【平成22年度検査】

(法第27条、IT委員会報告第4号IV)

・ 社員が経営する税理士事務所の職員に監査手続の一部や監査調書の整理等を 行わせているが、当該職員について、情報管理に関する対策を講じていない。【平 成20年度検査】

(法第27条、第28条の3、倫理規則第6条第5項)

# ② インサイダー取引防止態勢

・ 当監査法人は、「インサイダー取引防止規程」において、監査実施者に対し業務提供先をまとめたリストを配付し、また、従業者(社員、使用人及び事務職員をいい、非常勤の者も含む。)に対し「自己のためにする業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない」旨の誓約書の提出を求めることとしている。

しかしながら、当監査法人の業務提供先をまとめたリストを作成していないほか、上記の誓約書の入手も実施していない。【平成21年度検査】 (法第26条、品質管理基準委員会報告書第1号第18項)

- ・ インサイダー取引防止措置の一環として職員に配布している業務提供先のリストに非監査証明業務の提供先が記載されていない。【平成22年度検査】 (法第26条、品質管理基準委員会報告書第1号第18項)
- ・ 新規業務の受嘱(監査証明業務及び非監査証明業務)に際し、社員、使用人 等に対し業務提供先の周知を行っていない。【平成21年度検査】 (法第26条、品質管理基準委員会報告書第1号第18項)

#### ③ 個人情報の保護

- ・ 個人情報の保護に関する法律第2条第3項の規程による個人情報取扱事業者 への該当の有無や、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等 で求められる措置の必要性を検討していない。【平成21年度検査】 (法第27条)
- ・ 当監査法人は、「個人情報保護管理規程」を定めているものの、当該規程において、実務指針等で求められている個人データの取扱状況に関する点検・監査に関する手続等の必要な事項を定めていない。【平成21年度検査】 (法第27条)

### (6)業務改善への取組

協会の品質管理レビューにおける指摘事項の改善について、以下のような不備

事例がみられる。

- 7) 監査実施者への研修等による周知及び品質管理のシステムの監視による是正措置の実施などにより、全監査業務において適切な対応を図るとしているものの、具体的な改善計画及び対応策を策定していないほか、監査実施者への研修等による周知が徹底されていない。【平成21年度検査】
- イ) 品質管理レビューにおける指摘事項に対する改善計画を実施するための具体的な方針及び手続が定められていないほか、実施状況を確認するための具体的な措置が講じられていない。【平成22年度検査】
- か) 品質管理レビューにおける指摘事項の根本的な発生原因の検証等を踏まえた 全監査業務についての横断的な改善措置が策定・実施されていない。【平成22年 度検査】
- エ) 品質管理レビューにおける指摘事項に係る改善措置の実施状況を確認した際、個別監査業務に係る指摘事項に偏った確認を行い、品質管理に係る指摘事項について十分な確認を行っていないほか、一部の監査実施者において、品質管理レビューの指摘事項及び改善措置等が十分に理解されていない。【平成 22 年度検査】

#### 2. 職業倫理及び独立性

# (1)独立性(利害関係)の確認

# ① 年次の確認

・ 独立性の確認において、品質管理担当責任者における関係法令諸規則の理解 が誤っていたことなどから、以下のような不備事例がみられる。

(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)

- ア) 被監査会社 (大会社) の子会社等に対する独立性の確認が行われていない。 【平成 22 年度検査】
- イ) クライアントリストに被監査会社の持分法適用関連会社が記載されていない。 【平成21年度検査】
- ウ) 監査実施者のうち半数以上の者から「監査人の独立性チェックリスト(倫理規則編)」を入手していない。【平成21年度検査】
- エ) IT 全般統制の評価に係る業務委託先の監査実施者について、独立性の確認 書を入手していない。【平成21年度検査】
- ・ 年次の一斉確認について、品質管理担当責任者が、受嘱1年目は独立性の確認を行ったことから2年目以降も前年と同じであろうと考えたことや、各監査

実施者が被監査会社等に対する独立性の確認のために必要となる情報(被監査会社等の連結子会社や持分法適用会社等のクライアントリスト)について把握しているであろうと考えたことから、以下のとおり、不備がみられる。【平成21年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第21・25項)

- 7) 被監査会社等に対する独立性の確認のために必要となる情報を作成していない。
- イ) 大会社等以外の一部の会社について、独立性の確認を行っていないほか、 大会社等の監査業務について、一部の監査実施者の独立性の確認を行っていない。
- り) 倫理委員会研究報告第1号において、監査人の独立性チェックリストとして定められているもののうち、法令編の監査法人用のチェックリスト及び倫理規則編のチーム構成員用のチェックリストを使用していない。

# ② 監査証明業務等における確認

・ 被監査会社の試算表の数値を監査調書作成のために入力させるなど、監査業務を補助する職員について、独立性の確認が実施されていない。【平成 19 年度 検査】

(監査基準委員会報告書第32号第12項)

・ 非常勤の監査補助者について、担当会社の変更により新規に関与することとなった被監査会社に関する独立性の確認が実施されていない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第12項)

・ 非監査証明業務の受嘱における独立性を保持するための方針及び手続が定められていないほか、一部の非監査証明業務において、独立性の確認が実施されていない。【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第12・16項)

・ 業務執行社員は、監査補助者の独立性の遵守状況の確認において、独立性の 年次の確認の時点から監査報告書日までの間に被監査会社等との利害関係に変 化がなく、独立性の保持に問題がないことを確認していない。【平成 22 年度検 査】

(監査基準委員会報告書第32号第12項)

### ③ 監査契約の新規締結時における確認

・ 監査契約の新規締結後に監査実施者として新たに加わった者についての独立 性の確認に係る方針及び手続が定められておらず、独立性の確認が実施されて いない。【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第12・16項)

・ 監査契約の新規の締結に際し、独立性を確認するために、社員及び監査補助者に対しメールを送付しているが、当該メールに監査契約を締結する予定のクライアント名を記載するだけで、その連結子会社や持分法適用会社等に関する情報を記載していない。【平成21年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第33項)

・ 監査契約の新規の締結に際し、メールにより全社員から受嘱の承認や独立性 の確認を得ているとしているが、各社員からの承認等の回答が統一的に管理・ 保管されておらず、一部の監査契約に関し、受嘱の承認や独立性の確認が行わ れたことが明らかでない。【平成21年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第29項)

### (2) 競業の禁止

- ・ 特定の社員が、他の社員全員の承認を受けることなく、監査法人の業務の範囲 に属する非監査証明業務を個人で受嘱している。【平成20年度検査】 (法第34条の14第2項)
- ・ 社員個人と法人との間の競業の有無を管理・把握するための措置が講じられていない。【平成22年度検査】

(法第34条の14第2項)

# 3. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

### (1)教育・訓練

・ CPE の履修状況を一元的に管理していなかったことなどから、一部の監査補助者において、必須研修項目の履修単位不足が発生している。【平成21年度検査】 (協会会則第116条、継続的専門研修制度に関する規則第6条) ・ 非常勤職員を含む監査実施者について、CPE 年度中に履修状況の確認が実施されていない。【平成 21 年度検査】

(協会会則第116条第5項)

# (2) 評価、報酬及び昇進

・ 社員及び監査実施者の能力や、社員及び監査実施者が行っている監査業務の品質が、どのように評価、報酬及び昇進に反映されるかについての方針を定めていない。【平成22年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第37・38項)

・ 人事評価について、地方事務所に対する評価項目の変更の周知が不十分であったことから、地方事務所において従前の自己申告書が使用されており、また、本部において、当該状況が把握されていない。【平成21年度検査】 (品質管理基準委員会報告書第1号第42項)

・ 監査実施者の評価に際し、内部規程で定められている評価項目ごとの評価を実施していない。【平成22年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第42項)

# (3)選任

- ・ 定款において、業務執行社員は総社員の同意により定めることとされているにもかかわらず、監査契約の交渉を担当した社員が、総社員の同意を経ることなく、 業務執行社員に就任している。【平成20年度検査】 (品質管理基準委員会報告書第1号第44項)
- ・ 指定社員制度を採用しているが、法第34条の10の4第4項に基づく、被監査会社への書面による指定社員の通知を行っていない。【平成21年度検査】 (法第34条の10の4第4項)

# 4. 監査契約の新規の締結及び更新

#### (1) 方針及び手続

・ 監査人の交代に際し、監査基準委員会報告書第33号で求められている「監査人 予定者の指定に関する通知書」及び「監査人予定者が監査契約の締結前に実施す る監査業務の引継に関する守秘義務についての確認書」を被監査会社に依頼していない。 【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第33号第6・12項)

・ 監査契約の新規の締結に際し、後任監査人となる業務執行社員は、前任監査人に対し、監査基準委員会報告書第 33 号第 13 項に列挙された事項について、質問し、回答を得たとしているが、当該質問及び回答が適切に行われたことを示す事実が文書化されていない。【平成 22 年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第14項、同報告書第33号第13項)

# (2) 承認手続

- ・ 大会社等の一部や学校法人のほとんどについて、監査契約書の作成、契約リスクの評価及び所要の議決等の承認手続が実施されていない。【平成 20 年度検査】 (品質管理基準委員会報告書第1号第29項、監査基準委員会報告書第32号第14項)
- ・ 内部規程に基づく社員会等による承認を得ることなく、監査契約が更新されている。

また、業務執行社員は、監査契約の更新に際し、その判断に重要な影響を及ぼす事項として、継続企業の前提に関する重要な疑義があることを認識しているが、当該問題点をどのように解決したかが文書化されていない。【平成22年度検査】 (品質管理基準委員会報告書第1号第29項、監査基準委員会報告書第32号第14項)

・ 当監査法人においては、監査契約の新規の締結を行う場合、契約窓口となる社 員が、会社概要や財務状況等を記載した「事前調査報告書」、「監査契約の新規締 結チェックリスト」及び「前任監査人への質問の回答書」を作成し、これらの書 面を社員会に提出の上、社員会の承認を得ることとされている。

しかしながら、当監査法人においては、社員会の事前の承認が得られていないにもかかわらず、また、社員会に未完成の「事前調査報告書」や「チェックリスト」しか提出されていないにもかかわらず、新規に締結されている監査契約がみられる。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第29項)

・ 当監査法人においては、監査契約の更新を行う場合、業務執行社員が「監査契 約の更新チェックリスト」に基づくリスク評価を行った上で、契約担当社員に対 し、リスク評価の結果及び契約更新に係る所見を報告することとされているが、 当該手続が適切に行われたことを示す事実が文書化されていない。【平成 21 年度 検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)

# 5. 監査業務の実施

# (1) リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

# ① 「リスク・アプローチによる監査の手引」の使用

- ・ 協会東京会公表の「リスク・アプローチによる監査の手引(監査基準に準拠した監査の手引)」に含まれる様式例を利用してリスク・アプローチに基づく監査計画の立案を行っているが、リスク・アプローチを正確に理解することなく、形式的に当該様式例を利用していることから、以下のとおり、不備がみられる。
  - 【平成22年度検査】
  - ア) 同じ監査業務に対する監査計画の中で論理矛盾が生じている。
  - 4) 各表間に整合性がない。
  - り) 監査調書の一部を作成していない。

# ② 重要性の基準値の決定及び改訂

#### (重要性の基準値の決定)

・ 重要性の基準値を算出しているものの、監査手続の策定を監査実施者の経験 等のみで判断しており、勘定や取引ごとの重要性の値を考慮していない。【平成 21年度検査】

(監查基準委員会報告書第5号第7項)

### (重要性の基準値の改訂)

- ・ 重要性の基準値を変更しているが、これに伴う試査範囲の変更等について、 監査計画の見直しの要否を検討していない。【平成20年度検査】 (監査基準委員会報告書第5号第9項)
- ・ 重要性の基準値の決定に当たり、基礎となる財務数値について、監査計画の 策定段階では被監査会社が公表している業績予想数値の税引前当期純利益を用

いていたが、期末直前に被監査会社が当期純損失を予想した業績予想数値の修 正を公表したことに伴い、売上高を用いる方法に変更している。

このように、重要性の基準値の基礎となる財務数値を変更しているにもかかわらず、財務諸表全体に与える虚偽表示の影響や、財務諸表の利用者の経済的意思決定に与える影響について検討していない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第5号第2項)

# ③ 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

・ 内部統制の理解において、経営者及び監査役に対する質問を実施するだけで、 内部統制のデザインの評価、内部統制が実際に業務に適用されているかどうか の検討及び判断のための観察、文書や報告書の閲覧等の手続を実施していない。 【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第29号第51・52項)

### ④ 重要な虚偽表示のリスクの評価

・ 「財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスク」、「財務諸表項目レベルの 重要な虚偽表示のリスク」及び「特別な検討を必要とするリスク」の特定が行 われておらず、リスクに関連付けた監査手続を立案していない。【平成 21 年度 検査】

(監査基準委員会報告書第29号第94・95・102項)

### ⑤ IT 統制リスクの評価

# (ITの概括的理解等)

・ 重要な連結子会社について、ITの概括的理解に関する手続を実施していない。 【平成22年度検査】

(IT委員会報告第3号第2項)

・ 期首に新規の会計システムを導入しており、前期以前に行った内部統制のデザイン等の評価をそのまま利用することができないため、当該システムの導入における影響を検討する必要があるにもかかわらず、これを行っていないほか、前期期末の残高が当期期首に引き継がれていることを確かめていない。【平成20年度検査】

(IT 委員会報告第3号第2項(5))

・ 会計システムの特権 ID の管理に関する全般統制に係る不備を識別しているにもかかわらず、当該不備に対応した監査手続を策定していない。【平成 21 年度 検査】

(IT委員会報告第3号第25項)

#### (統制活動)

・ IT を利用した情報システムの全般統制について、被監査会社へ質問を実施するだけで、「過年度からの変更がなく内部統制は良好であるため、過年度の IT の業務処理統制に依拠する」としており、質問と観察及び文書の閲覧等の手続を組み合わせて実施していない。【平成 20 年度検査】

(IT 委員会報告第3号第30・31・35項、IT 委員会研究報告第31号Q6)

・ IT を利用した情報システムの全般統制について、財務報告に関する重要なスプレッドシートとユーザー開発のプログラムの計算結果の正確性を検討していないほか、セキュリティの確保について、被監査会社に統制のデザインが存在しないことを把握しているにもかかわらず、これに対する代替的な検証手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第31号第10項)

・ 被監査会社は、原価計算システムを機能追加した財務会計システム、購買システム及び給与システムを利用しており、IT の利用が限定的な場合に該当しない。

これにもかかわらず、監査チームは、「IT の利用が限定的であり、安定度が高く、情報システムに前年度との間で重要な変更がないため、IT の利用に関するリスク評価手続の一部を省略する。」として、IT に関する全般統制の理解及び評価を省略しているほか、仕入プロセスの監査手続において、IT に関する全般統制の理解及び評価を行うことなく、IT による業務処理統制を利用した監査手続を実施している。【平成 20 年度検査】

(IT委員会報告第3号第3・29項)

・ ソフトウェアのダウンロード販売事業(インターネット上で公開しているソフトウェアを利用するための解除データをメールで顧客に送信した時点をもって売上を計上する。)の販売プロセスについて、自動化された業務処理統制を理解することなく、月次で実施される「売上明細と販売データの合計値との突合」の手作業による業務処理統制について運用評価手続のみを実施している。

このような IT の利用が限定的でない業務プロセスについて、自動化された業 務処理統制を理解した上で、どのような運用評価手続を実施するかどうかの判 断を行っていない。【平成21年度検査】 (IT委員会報告第3号第22項)

### (情報システムから作成された情報の正確性と網羅性の確認)

・ 滞留売掛金の評価に際し、情報システムにより作成された情報を利用しているが、その正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第30号第12項、同報告書第31号第11項)

# ⑥ 委託業務に係る統制リスクの評価

・ 被監査会社は、人件費プロセスのうち、給与取引の計算、集計等の業務を外 部に委託しているが、監査チームは、監査計画の策定において、被監査会社の 財務諸表が受託会社の内部統制から受ける影響について検討していない。【平成 22年度検査】

(監査基準委員会報告書第18号第5項)

・ 被監査会社は、販売等に係る業務プロセスをアプリケーションサービスプロバイダー (ASP) に委託しているが、監査チームは、被監査会社の財務諸表について、ASP の内部統制から受ける影響について検討していない。【平成 22 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 18 号第 5 項、IT 委員会報告第 3 号第 41 項)

- ・ 受託会社の内部統制の整備及び運用状況を確かめるため、受託会社監査人の報告書を利用しているが、当該報告書の基準日から被監査会社の決算日までの期間における内部統制の変更の有無を確認していない。【平成22年度検査】 (監査基準委員会報告書第18号第17項)
- ・ 被監査会社は、業務用コンピュータの運用サービスを外部に委託しているが、 当該委託に係る契約書(業務委託基本契約書等)やサービス仕様書などを入手 していないほか、当該委託業務に係る内部統制の検証を行っていない。【平成 20 年度検査】

(IT委員会報告第3号第18項)

### ⑦ リスク対応手続の立案

・ 監査計画の策定において、適用すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定

するための分析的手続を実施していない。【平成22年度検査】 (監査基準委員会報告書第1号第9項)

# ⑧ 財務諸表の監査における不正への対応

・ 財務諸表に係る不正又は誤謬による重要な虚偽の表示が行われる可能性について、監査チーム内で討議したとしているが、当該討議の内容を監査調書に記載していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 14~19・116 項、同報告書第 35 号第 27~32・107 項)

・ 不正による重要な虚偽表示が行われる可能性や、不正の疑いの把握の有無について、被監査会社の経営者や監査役等に対する質問を行っていないなど、不正による重要な虚偽表示のリスクの識別のための情報を入手し、理解するための手続を実施していない。【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第35号第34・37・38・40・46項)

・ 当監査法人の監査マニュアルは、収益認識には原則として不正リスクがあるとする一方、収益認識における不正リスクを識別しなくてもよい場合を一般的に例示していることなどから、監査チームは、収益認識に関係する不正リスクはないとの判断について、当該判断を裏付ける個別・具体的な状況を反映した理由を監査調書に記載していない。【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第35号第60・110項)

・ 経営者による内部統制の無視のリスクに対応して、総勘定元帳に記録された 住訳や決算プロセスにおける修正について検討したとしているが、実際になさ れた検討は訂正仕訳についてだけであり、経営者による内部統制の無視のリス クに対応した手続としての総勘定元帳に記録された仕訳や決算プロセスにおけ る修正についての適切性の検証を実施していない。また、代表者への貸付など の被監査会社にとって通例ではないと判断される重要な取引について、事業上 の合理性を検討していない。【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第35号第76項)

・ 経営者による内部統制の無視のリスクに対応するための手続として、総勘定 元帳に記録された仕訳データの母集団の網羅性を検討していない。【平成 22 年 度検査】

(監查基準委員会報告書第 31 号第 11 項、同報告書第 35 号第 77 項、IT 委員会研究報告第 31 号 Q23)

# ⑨ 監査手続書の作成

・ 監査法人所定の標準の監査手続書をそのまま使用しており、リスク評価の結果に基づいたリスク対応手続等を反映した監査手続書を作成していない。【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第30号第7項)

# (2) リスク対応手続

・ マンション等の建設・販売等を営む被監査会社の売上高について、運用評価手続と実証手続を組み合わせた監査アプローチを採用するとしていたにもかかわらず、売上金額が多額の物件に関する引渡関連資料との照合や入金確認等の詳細テストによる実証手続を実施するだけで、運用評価手続を実施していないほか、収益認識における不正リスクの検討及び対応手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第30号第22項、同報告書第35号第60項)

・ 販売プロセス及び購買プロセスの日常反復的に発生する取引のコントロールに 関する運用評価手続において、特定期間(第4四半期)の取引に偏ったサンプル 抽出をしており、監査対象の一会計期間を通じて監査証拠を入手するための手続 を行っていない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第9号第6・40項、同報告書第30号第34項)

#### (3) 会計上の見積りの監査

# ① 棚卸資産

・ 連結子会社が通常の販売目的で保有する棚卸資産(その残高は重要性の基準 値を超えている)について、帳簿価額と正味売却価額等との比較を行うなどに より、収益性の低下に基づく簿価の切下げの要否を検討していない。【平成 22 年度検査】

(監査基準委員会報告書第13号第7項)

・ 棚卸資産の評価の妥当性について、被監査会社が作成した、帳簿単価が正味 売却価額(単価)を下回っているものを抽出したデータに基づいて検討してい るが、当該データから算出された金額が、評価損として計上されていることを 確認するだけで、サンプルベースでテストを実施するなど当該情報の正確性の 検討や、すべての該当するアイテムが含まれているかなどの網羅性の検討を実 施していない。【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 12 項、同報告書第 30 号第 12 項、同報告書 第 31 号第 11 項)

・ 棚卸資産の評価に対する監査手続として、移動平均法による計算処理に係る 内部統制に依拠せず、その正確性を検討するための実証手続を実施するとして いたにもかかわらず、当該実証手続を実施していない。なお、当該事項は協会 の品質管理レビューにおける指摘事項であったため、前期においては移動平均 法による原価の計算の正確性を検討しているが、当該手続を監査手続書に記載 していなかったことなどから当期の監査においては未実施であった。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第13号第13項)

# ② 有価証券

・ 監査チームは、連結子会社株式の減損の要否について、監査調書に「被監査会社は、前期に策定した利益計画と実績に大きな乖離がないため、当該株式の減損は不要と判断している」旨を記載するだけで、当該利益計画に係る社内承認やその実行可能性等を検討した過程を監査調書に記載していない。【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 12·22 項、同報告書第 31 号第 11 項)

・ 被監査会社は、当期末の実質価額が取得原価に比べて50パーセント超下落している子会社株式について減損処理を行っていない。監査チームは、当該子会社の事業計画の合理性の検証に基づき、当該実質価額の回復可能性を検討し減損処理は不要と判断したとしているが、当該判断に至る検討過程等を監査調書に記載していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第13号第7・22項)

#### ③ 無形固定資産(のれん)

・ 被監査会社においては、追加取得した連結子会社の株式について、のれんが 発生している。監査チームは、のれんの資産計上の妥当性や償却期間の妥当性 を検証した際、のれんが発生した原因や被監査会社の投資の回収計画等を検討 したとしているが、当該検討過程や結論を監査調書に記載していない。

また、監査チームは、当該のれんの減損の要否について、株式の減損は不要であることから、のれんの減損も不要であると判断したとしているが、当該判断に至る検討過程等を監査調書に記載していない。【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7 · 22 項、同報告書第 31 号第 11 項)

# ④ 貸倒引当金

・ 連結子会社の売掛金 (その残高は重要性の基準値を超えている) について、 滞留債権の有無の把握や、貸倒引当金の十分性を検討するための手続を実施していない。 【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第13号第7項)

・ 被監査会社の売掛金の回収状況が良好ではないことを把握していたことから、 売掛金の評価に関する監査手続として、滞留債権の有無について財務部長等に 質問し、被監査会社が作成した売掛金の年齢調べ表等をレビューするとともに、 予定どおり入金されていない得意先について、個別に理由を聴取することによ り、貸倒引当金の追加計上の必要はないと判断したとしている。しかしながら、 監査チームは、当該判断に至る検討過程を監査調書に記載していない。【平成21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 12·13·22 項、同報告書第 31 号第 11 項)

#### ⑤ 繰延税金資産の回収可能性

・ 被監査会社は、繰延税金資産の回収可能性に係る監査基準委員会報告第66号 における区分2に該当する会社であり、一時差異等のスケジューリングの結果 に基づき、繰延税金資産を計上している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社の連結子会社の清算手続により解消されると見込まれる貸倒引当金等の計上に係る将来減算一時差異について、清算に伴う資産の売却等に係る意思決定の有無や売却される資産の金額等の妥当性を確かめるための手続を実施していない。また、被監査会社の経営環境が過去3年間に比して悪化しているにもかかわらず、被監査会社が作成したスケジューリング上の今後5年間の課税所得の見積額が、過去3年間の連結税引前当期純利益の平均値の5年分とされていることについて、その合理性を確かめるための手続を実施していない。【平成21年度検査】

(監査委員会報告第66号第5項、監査基準委員会報告書第13号第7・9項)

# ⑥ 退職給付引当金

・ 被監査会社が市販のパッケージソフトウェアを利用して算定した退職給付債 務について、当該パッケージソフトウェアの信頼性を検証するための手続を実 施していないほか、期末の退職給付債務額について、退職給付の個人別データ のサンプル抽出による関連証憑資料との照合や計算チェック等の退職給付債務計算の正確性を検証する手続を実施していない。【平成19年度検査】 (監査基準委員会報告書第13号第7・9項)

・ 退職給付引当金に係る期待運用収益率について、被監査会社が退職給付に係る会計基準の導入当初から見直しを行っていないが、監査チームは、運用収益の実績等が当期損益に与える影響について検討するなどにより、当該収益率の見直しが行われていないことの合理性を検討していない。【平成22年度検査】(監査基準委員会報告書第13号第9項、会計制度委員会報告第13号第19項)

#### ⑦ 完成工事補償引当金

・ 被監査会社は、過去の完成工事に係る補償額について、従来は発生時に費用 処理する方法を採用していたが、当期から補償実績率に基づき見積補償額を計 上する方法を採用している。このため、監査チームは、当該補償額を特別な検 討を必要とするリスクとして識別しているが、被監査会社による見積補償額の 算定における仮定の適切性(過去の補償実績率の計算の方法及び補償期間の妥 当性等)を検討していない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第13号第7・9項)

# ⑧ 工事損失引当金

・ 連結子会社の工事契約に係る棚卸資産(その残高は重要性の基準値を超えている)について、工事契約別に工事収益総額と工事原価総額等の見積額との比較を行うなどにより、工事損失引当金の計上の要否を検討していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第13号第7項)

#### 9 減損

注解 (注 12))

- ・ 重要性の基準値を超えるリース資産があるにもかかわらず、リース資産の減損の兆候の有無を検討していない。【平成21年度検査】 (監査基準委員会報告書第13号第9~13項、固定資産の減損に係る会計基準
- ・ 固定資産の減損会計を適用する際の資産のグルーピングについて、被監査会 社の実施した検討資料の妥当性を検討していないほか、連結グループ全体とし ての減損会計の適用の妥当性を検討していない。【平成21年度検査】

# (4) 金融資産の消滅の認識の検討

・ 被監査会社が売掛債権を第三者に譲渡した取引について、当該債権譲渡に係る 売買契約書を入手しておらず、当該契約が金融資産の消滅の認識の要件を満たし ているかを検討していない。また、当該取引の法律関係等について監査チーム内 で検討することが困難であるにもかかわらず、弁護士等の法律の専門家の意見を 入手していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 14 号第 4 項、同報告書第 31 号第 19 項、企業会計基準 第 10 号Ⅲ. 2. (2))

#### (5) 売上

・ 不動産の転貸事業を主たる事業としている被監査会社について、収益認識に関する不正リスクの検討を行っていないほか、取引物件の視察や、取引物件を対象とした売上高と売上原価の関連性を検証するための監査手続等を実施していない。 【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第35号第23・60項)

#### (6) 立会

・ 実地棚卸への立会に際し、被監査会社の棚卸計画を事前に検討していないほか、 立会対象事業所の選定において、保有する棚卸資産の種類、金額の重要性等を検 討していない。【平成22年度検査】

(監査委員会報告第8号第2・4項)

- ・ 実地棚卸立会において、監査手続書上、テスト・カウント後にテスト・カウントの数量と被監査会社が作成した在庫一覧の数量を突合することとしているが、 一部の突合手続が未了である。【平成20年度検査】
  - (監査委員会報告第8号第2項)

# (7) 確認

・ 3月末決算の被監査会社のクレジット会社に対する売掛金の残高確認において、 監査チームは、確認状を発送することなく、3月末の各残高と4月中の入金額と を比較したとしているが、締め日の違いなどから差異が発生しているにもかかわ らず、当該差異の分析を行っていないほか、内部統制の運用評価手続も行ってい ない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第19号第3・5項)

・ 売掛金の残高確認において、監査チームは、確認状の発送日前に、条件どおりの回収がなされていない事例が多数発生していることや従業員の不正を把握していたにもかかわらず、期末日の3ヶ月前の月末を残高確認の基準日としている。

【平成 21 年度検査】

(監査委員会報告第72号第5項、監査基準委員会報告書第19号第29項)

・ 売掛金の残高確認において、監査チームは、基準日を平成 21 年 1 月 31 日とする確認手続を実施するとともに、一部の顧客については顧客の月次締め日を考慮して、1 月 20 日現在の残高を確認したとしているが、ロール・フォワード手続において、2 月 1 日から 3 月 31 日までの期間を対象とするだけで、1 月 21 日から1月 31 日までの期間を対象としていない。【平成 21 年度検査】

(監査委員会報告第72号第6項(1)、監査基準委員会報告書第19号第28項)

・ 完成工事未収金の残高確認において、被監査会社に確認状を持参させており、 確認状の発送及び返信の回収について自らコントロールしていないほか、回答の 信頼性を検討していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第19号第21・24項)

・ 債権債務の残高確認において、回答未記入の確認状を受領しているにもかかわらず、再発送等の手続を行っていないほか、代替手続も実施していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第19号第22項)

・ 完成工事未収入金の残高確認の差異調整等において、請負金額を基準に調査対象のサンプリングを行ったことから、重要性の基準値を超える確認差異について、その原因調査が行われていない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第19号第25項)

・ 残高確認状の原本を被監査会社の求めに応じて手渡しており、監査事務所において保管していない。【平成21年度検査】

(法第49条、品質管理基準委員会報告書第1号第89項)

#### (8) 分析的実証手続

・ 分析的実証手続の実施において、推定値と財務諸表項目の金額又は比率との重

要な差異の調査を行うための基準値を設定していない。【平成22年度検査】 (監査基準委員会報告書第1号第20項)

# (9) 実証手続

・ 金利スワップとヘッジ対象負債である借入金の契約期間が異なっている取引について、監査チームは、特例処理の妥当性を確認するための手続を実施していなかったことから、被監査会社がその要件を満たしていない契約について特例処理を採用していることを見落としている。【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第 31 号第 19・22 項、会計制度委員会報告第 14 号第 178 項)

- ・ 被監査会社は、重要性のある連結子会社(非上場会社)の株式を純資産価額から著しく乖離した価額で売却しているが、監査チームは、売却価額及び株式売却益の妥当性等を検証するための監査手続を実施していない。【平成21年度検査】(監査基準委員会報告書第31号第19・22項)
- ・ 株券不発行の関係会社株式 (その残高は重要性の基準値を超えている) について、発行会社による株券不発行通知との証憑突合等の実在性に関する実証手続を 実施していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第30号第48項、同報告書第31号第19・22項)

・ 被監査会社の連結子会社が保有する販売用不動産(その残高は重要性の基準値 を超えている)について、現場視察や登記簿謄本の閲覧等の実在性及び権利義務 に関する実証手続を実施していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第30号第48項、同報告書第31号第19・22項)

#### (10) 連結財務諸表の監査

- ・ 投資有価証券として計上されている有限責任事業組合出資金に関し、業務執行 権限や事業から生じる損益の負担状況等を勘案し、子会社又は関連会社に該当す るかについて検討していない。【平成22年度検査】 (実務対応報告第21号Q2)
- ・ 連結子会社について、往査、財務諸表レビュー、残高確認の実施を計画していたが、関連する監査手続書を作成していない。また、予定していた確認手続を実施しないこととしているが、当該監査計画の修正内容を監査調書に記載していない。【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第27号第14・15・22・24・25項)

#### (11) 関連当事者

- ・ 関連当事者との取引について、関連当事者に関する情報の網羅性を確認するための以下の手続を実施していない。
- ア) 被監査会社が取締役等の関連当事者に対し行った取引の有無に関する調査の 回答書の閲覧
- イ) 経営者等に対する他の企業との連携関係に関する質問
- ウ) 株主名簿の閲覧による主要株主の判断 また、関連当事者との取引の承認や記録に関する内部統制について検討していない。 【平成21年度検査】

(監査基準委員会報告書第34号第6・10項)

・ 関連当事者との取引の網羅性を確認するための手続として、被監査会社が役員 及びその近親者から入手した調査票を閲覧するとしているが、当該調査票の一部 を閲覧していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第34号第6項)

#### (12) 監査役等とのコミュニケーション

・ 監査チームは、監査役等の職務執行に関連して重要と判断した事項について、 監査役等とのコミュニケーションを実施したとしているが、その内容を監査調書 に記載していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第25号第4・10項)

# (13) 後発事象

・ 重要な海外の連結子会社に関し、現地の他の監査人の監査結果を利用すること としているが、後発事象に関する報告書を監査報告書日後に回収しており、監査 報告書日以前に代替手続も実施していない。【平成20年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第76号8.(3)③)

# (14) 財務諸表の表示及び開示

・ 連結財務諸表に工事契約に係る収益及び原価が計上されているにもかかわらず、 その計上基準に関する注記が付されていないことを見落としている。【平成 22 年 度検査】 (監査基準委員会報告書第30号第64項)

・ 財務諸表において工事損失引当金および債務保証損失引当金が計上されている にもかかわらず、附属明細書の引当金の明細に同引当金が記載されていないこと を見落としている。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第30号第64項、同報告書第31号第16・17項)

・ 連結財務諸表の「リース関係」、「有価証券関係」、「退職給付関係」及び「税効 果関係」の注記について、被監査会社の担当者が注記情報を作成するために作成 した数値の集計表を入手し、集計表の金額と注記の金額とを照合するだけで、集 計表の数値の正確性等を検討していない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第30号第64項)

# (15) 経営者確認書

・ 入手した経営者確認書について、以下の事項の記載が漏れている事例がみられる。 【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第3号第6・7項)

- ア) 有価証券の時価が取得原価まで回復するかどうかに関する、経営者の見解(なお、被監査会社は、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しているにもかかわらず、減損処理をしていない。)
- イ) 重要性のある会計上の見積りの基礎となる仮定に関する経営者の見解
- ・ 会社法監査の経営者確認書においては、重要な引当金の計上に係る見積りの合理性及び流動資産に計上している有価証券の保有目的区分に係る経営者の見解を確認事項としているにもかかわらず、金融商品取引法監査の経営者確認書においては当該見解を確認事項としていない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第3号第5項、同報告書第13号第21項)

・ 監査報告書を被監査会社に提出した際、被監査会社から経営者確認書の写し (PDF) を入手するだけで、その原本を適時に入手していない。【平成21年度検査】 (監査基準委員会報告書第3号第5項)

# (16) 他の監査人の監査結果の利用

・ 海外子会社の監査において、他の監査人の監査結果を監査証拠として利用して いるが、当該他の監査人による監査が日本の監査の基準に準拠して実施する場合 と実質的に同一であるかを検討していないほか、他の監査人が採用した重要性の 基準値も把握していないなど、主たる監査人として実施すべき監査手続を実施していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第8号第3・7項(3)・(5))

・ 被監査会社の海外子会社に関して、現地の他の監査人の監査結果を利用しているが、多額の減損損失を財務諸表で確認するだけで、質問や追加資料の入手などの手続を実施していないほか、追加手続の必要性の検討もしていない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第8号第10項)

#### (17) 内部監査の実施状況の理解とその利用

・ 内部統制監査における業務プロセスの運用評価手続等において内部監査人等の 作業結果を利用しているが、内部監査人等の能力や客観性、内部監査人等の作業 の品質等を検討していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第15号第11項、監査・保証実務委員会報告第82号13.)

# (18) 専門家の業務の利用

・ 被監査会社が保有する販売用不動産の評価の妥当性の検討において、不動産鑑定士から取得した不動産鑑定評価書を監査証拠として利用しているが、当該不動産鑑定士の専門家としての能力や客観性について検討していない。【平成 22 年度検査】

(監査基準委員会報告書第14号第6項)

・ 退職給付引当金の退職給付債務の計算において、信託銀行が発行した「数理評価計算結果報告書」を利用しているが、当該年金数理人の専門家としての能力について検討していない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第14号第6項)

#### (19) 総括的吟味のための分析的手続

・ 監査の最終段階における財務諸表の総括的な吟味のための分析的手続を実施していない。 【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第1号第5項)

・ 前期末からの著しい増加がみられる財務諸表項目について、監査の最終段階に おける財務諸表の総括的吟味のための分析的手続として、追加で監査手続を実施 すべきかを検討していない。【平成22年度検査】 (監査基準委員会報告書第1号第23~25項)

#### (20) 訴訟事件等に係るリスク管理体制の評価

・ 訴訟事件等のリスクを管理する組織の整備及び運用状況を検討するなどにより、 当該リスクの管理体制に係る評価を実施していない。【平成22年度検査】 (監査委員会報告第73号第4項)

#### (21) 弁護士への確認

・ 会社法監査の監査報告書日から金融商品取引法監査の監査報告書日までの間に、 既存の訴訟事件等における重要な変動や重要な訴訟事件等の提起が生じる可能性 があるにもかかわらず、その有無を確認するための手続を実施していない。【平成 22 年度検査】

(監査委員会報告第73号第8項)

#### (22) 期首残高の妥当性

・ 前任監査人と被監査会社の間において、会計処理について意見が相違したこと を理由として、期中に監査業務を引き継いだにもかかわらず、期首残高の妥当性 に関する監査手続を実施していない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第33号第19項)

#### (23) 継続企業の前提

・ 被監査会社においては、前連結会計年度に引き続いて営業損失、経常損失及び 当期純損失が計上され、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような 状況が存在しており、業績の改善及び資本増強等による自己資本の充実と財務基 盤の健全化を含めた計画実現の時期など継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる旨が注記されている。

しかしながら、監査チームは、被監査会社の継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かの判断において、専ら被監査会社の翌期末の現預金残高がマイナスとなるか否かという観点から検討するだけで、被監査会社が掲げている継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況及び対応策に即して検討していない。

また、販売実績がほとんどない新規事業による売上高が大きく増加することにより、業績が改善するものとされている予測財務情報について、基礎となる仮定

について十分な検討を行っていないほか、被監査会社による対応策が継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討していない。【平成21年度検査】 (監査基準委員会報告書第22号第4・10・14・16項、監査・保証実務委員会報告第75号III1.(1)④)

・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況があるため、監査チームは、経営者の評価の検討を行う際の監査手続として、経営者が作成した次期以降の計画予算を分析し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないと判断しているが、当該計画予算は経理担当取締役が作成したものであり、被監査会社の取締役会等の適切な承認がされていない。【平成21年度検査】(監査基準委員会報告書第22号第14·15項)

# (24) 監査結果の取りまとめの検討

・ 発見した未訂正及び訂正済の虚偽の表示について、当該表示が不正の兆候であるか、また、内部統制の不備に起因するものであるかを検討していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第 35 号第 86 項、監査・保証実務委員会報告第 82 号 4. (8))

# (25) 内部統制監査

#### (不備の評価)

- ・ 内部統制監査における重要性の基準値が財務諸表監査の重要性の基準値と一致 していないにもかかわらず、その合理性を検討していない。【平成22年度検査】 (監査・保証実務委員会報告第82号11.(3))
- ・ 監査役の監査報告書において、当期に取締役会の決議を経ずに貸付が行われた 旨記載されていることについて、被監査会社は、内部統制上の不備に該当しない と判断している。

監査チームは、監査役等へのヒアリングや議事録の閲覧等により、取締役会の 決議が行われていることを確認し、内部統制上の不備に該当しないと判断したと しているが、当該判断に至る検討過程等を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】

(財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ4.(3)、監査・保証実務委員会報告第82号11.(2)・(3)・15.)

・ 被監査会社の連結財務諸表における注記事項の作成手続等について、決算・財 務報告プロセスに関する内部統制の不備を認識していながら、適切な管理責任者 に報告していない。また、当該不備が内部統制の重要な欠陥に該当するかを検討 していない。【平成21年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号11. (10))

・ 監査チームが期中で検出した内部統制の不備について、被監査会社に対するヒアリングにより、期末において不備はないことを確認しただけで、その他の検証を行っていない。【平成21年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号11.)

#### (内部統制の評価の検討)

・ 経営者による全社的な内部統制の評価を検討したとしているが、その検討過程 を監査調書に記載していない。【平成22年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号8.(2)・15.)

・ 被監査会社が評価対象とした引当金及び投資に係る決算・財務報告プロセスに 関し、その評価内容について質問するだけで、関連文書の閲覧等に基づく検討を 実施していない。【平成22年度検査】

(財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ4.(2)、監査・保証実務委員会報告第82号9.(3)②)

・ 被監査会社が重要な事業拠点としている連結子会社の業務プロセスに係る内部 統制の運用状況の評価を検討した際、統制上の要点に係る取引数又は取引頻度を 考慮してサンプリングしていない。【平成22年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号9.(2)③)

・ 経営者による販売プロセス、購買プロセス、在庫管理プロセスに係る内部統制 の運用状況の評価を検討し、その後、当該内部統制の期末日までの間に変更がな いことを質問等により確かめたとしているが、実施した手続の内容と結論を監査 調書に記載していない。【平成22年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号9.(2)④・15.)

# 6. 監査調書

# (1) 監査調書の作成及び査閲

- ・ 監査補助者が必要な監査手続を実施していないものや検討が不十分なものについて、査閲者は監査手続の追加等を指示していない。【平成21年度検査】 (監査基準委員会報告書第32号第25項)
- ・ 監査調書に監査実施者名、査閲者名、査閲日が記載されていない。【平成 22 年 度検査】

(監査基準委員会報告書第36号第21項)

#### (2) 監査調書の最終的な整理

・ 確認状の一部が、一時保管用の棚に置かれており、監査調書の整理期限である 監査報告書日から60日以内に監査調書として整理されていない。【平成21年度検 査】

(監査基準委員会報告書第36号第23項)

# (3) 監査調書の管理・保存

- ・ 監査調書の管理に関し、以下のような不備事例がみられる。 (品質管理基準委員会報告書第1号第81項)
  - ア) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理の実施手順、実施責任者等の具体的な事項が定められていない。【平成22年度検査】
  - イ) 監査ファイルの冊数、作成年度、保存期限等が把握されていない。【平成 22 年度検査】
  - り) 監査調書の一部が管理台帳に記載されていない。【平成21年度検査】
  - エ) 管理台帳に、被監査会社名、事業年度、監査ファイルの冊数のみが記載され、 各監査ファイルに付してある連番や内容物の概要が記載されていない。【平成 21 年度検査】
  - オ) 監査調書の廃棄記録が作成されていない。【平成21年度検査】
- ・ 監査調書の保管方法に関し、以下のような不備事例がみられる。 (品質管理基準委員会報告書第1号第81・84・86・89項、監査基準委員会報告書 第36号第27項)
  - ア) 監査調書を被監査会社の鍵付ロッカーに保管しているが、鍵の管理を被監査 会社に任せている。【平成20年度検査】

- 1) 監査調書の一部が、監査法人として管理されることなく、業務執行社員の自宅兼個人事務所に置かれている。【平成21年度検査】
- ウ) 監査調書を施錠可能な書庫等ではなく、常に開放された書棚に保管している。 【平成22年度検査】

# 7. 監査業務に係る審査

#### (1)審査体制

# ① 審査担当者の適格性

・ 補助者として監査業務に関与している者やシステム監査に従事した者が、審 査担当者に任命されている。【平成19年度検査】 (品質管理基準委員会報告書第1号第73項(2))

# ② 合議制審査

・ 内部規程において、審査は合議制である審査委員会により行うとされているが、審査委員間の協議を行っていないなど、合議制による審査が実施されていない。【平成21年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第66・75項)

#### (2) 審査の実施

# ① 計画審査

- ・ 監査計画(監査期間中に行われた重要な修正を含む。)の審査に関する方針及 び手続を定めていない。【平成21年度検査】 (品質管理基準委員会報告書第1号第63項)
- ・ 財務諸表監査に関する監査計画や内部統制監査に関する監査計画の審査を行っていない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第37項)

・ 財務諸表監査及び内部統制監査に関する計画審査を、会社法意見審査と同時 に行っている。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第37項)

# ② 事前審査

・ 内部規程において、会計方針の変更や継続企業の前提に関する事項について は事前審査を受けることとされているにもかかわらず、ソフトウェアの売上処 理の変更や継続企業の前提の注記を付すような監査業務について、事前審査を 受けていない。【平成19年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第30項)

# ③ 意見審査

#### (審査の未実施)

・ 会社法監査や四半期レビューに関する意見審査を受けることなく監査報告書 を発行している。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第37項)

・ 学校法人及び労働組合の監査に関する意見審査を受けることなく監査報告書 を発行している。【平成 22 年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第37項)

・ 内部統制監査の意見審査を受けることなく監査報告書を発行している。【平成 21年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第37項)

# (審査資料の不備)

・ 監査報告書が発行される前に、監査業務に係る審査が完了したことを示す旨の文書化を行っていない。【平成21年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第64・77項)

・ 審査資料の作成及び保存に関し、以下のとおり、不備がみられる。【平成 22 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第64・77項)

- ア) 審査担当者が審査の対象とした財務諸表等(案)、監査報告書(案)が明らかにされていない。
- イ) 審査担当者が、「審査結果」欄等に結論等を記載していないなど、審査資料 において、審査を実施したことが確認できない。

・ 監査チームが、監査上の重要事項について、品質管理本部の審査に諮ったところ、品質管理本部は、監査チームに対し、当該事項についての意見を示すとともに、当該意見に基づき被監査会社と協議した上で、その結果を「重要審査事項報告書」に記録するよう指示した。

しかしながら、監査チームは、被監査会社との協議の結果等を「重要審査事項報告書」に記録していない。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第64·77項)

#### (審査不十分)

- ・ 業務執行社員は、計算書類等の表示に係る重要な監査手続を完了していない 状況において、審査を受審し、監査意見を表明している。【平成21年度検査】 (監査・保証実務委員会報告第75号II1.(2))
- ・ 業務執行社員は、審査で指摘された事項のフォローアップが未了であるにもかかわらず、監査意見を表明している。【平成22年度検査】 (監査基準委員会報告書第32号第36項)
- ・ 監査業務に係る審査において、以下の項目に関する検討が実施されていない。 (監査基準委員会報告書第32号第39項)
  - ア) 監査実施者が実施した独立性の評価【平成22年度検査】
  - イ) 監査の実施中に識別された特別な検討を必要とするリスク及び当該リスク に対する対応【平成21年度検査】
  - ウ) 監査報告書の適切性【平成22年度検査】

# 8. 品質管理のシステムの監視

#### (1) 品質管理のシステムの日常的監視

・ 日常的監視について、監視項目ごとの手続、範囲、基準が定められていないほか、実施手続の内容、実施結果等が文書化されておらず、最高経営責任者等への 伝達も行われていない。【平成22年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第90・93・101・104項)

・ 監査法人所定の報告書に、日常的監視の結果発見された不備の影響の評価、是 正措置の必要性の判断やその根拠等が記載されていない。【平成21年度検査】 (品質管理基準委員会報告書第1号第101・104項) ・ 監査契約の更新について日常的監視が実施されていない。【平成22年度検査】 (品質管理基準委員会報告書第1号第90・93項)

# (2) 監査業務の定期的な検証

- ・ 定期的な検証について、以下のとおり、不備がみられる。【平成22年度検査】 (品質管理基準委員会報告書第1号第94・97・101項)
  - ア) 定期的検証の計画について、実施時期やサイクル等を決定していない。
  - イ) リスク・アプローチに基づく監査計画の策定等に不備が発見されたにもかか わらず、当該不備の内容を監査実施者等に対し伝達していない。
- ウ) 定期的検証の結果発見された事項が業務執行社員及び社員会等に報告されていない。
- ・ 監査業務の定期的な検証を行ったとしているが、当該検証は、進行中の業務について期末日以前に行われたものであり、完了した監査業務を対象としていない。 【平成21年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第10項(2))

- ・ 定期的検証担当者は、定期的検証を実施する際、監査チームに口頭で実施した 監査手続を確認するだけで、監査調書の検証を行っていない。【平成21年度検査】 (品質管理基準委員会報告書第1号第90・91項)
- ・ 定期的検証の結果、発見された不備の影響が評価されていないほか、発見された不備に関する改善措置が策定されていない。【平成21年度検査】 (品質管理基準委員会報告書第1号第97項)

#### 9. 共同監査

・ 共同監査人の品質管理のシステムが共同監査の品質を合理的に確保するものであることを確認したとしているが、確認した内容及び結論を記録していない。【平成21年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第113項)

Case Report: Deficiencies in Audit Quality Control

# July 2011

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

#### Introduction

Since its establishment in April 2004, the Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board (CPAAOB) has been conducting inspections of Japanese audit firms from the viewpoint of enhancing the quality of audit in Japan and securing public interests.

In the course of those inspections, the CPAAOB identified various deficiencies in audit firms concerning their audit engagement performance as well as their quality control system, in the areas of, for instance, (i) leadership responsibilities for quality control, (ii) independence, (iii) audit files, (iv) engagement quality control review and (v) monitoring of quality control systems. To make those deficiencies publicly available, the CPAAOB has been issuing, since 2008, a Japanese version of the "Case Report: Deficiencies in Audit Quality Control" every year.

For this English version of "Case Report: Deficiencies in Audit Quality Control," we chose from the cases mentioned in our latest (2011) Japanese version those deficiencies, which are, in our analysis, assumed to be not peculiar to Japanese firms but to have some relevancy to foreign audit firms. In Part I of this English version, we introduce the deficiency cases concerning the firms' quality control system, and, in Part II, the deficiency cases concerning audit engagement performance.

We believe this English version of the report is beneficial for foreign audit firms, especially those having filed the notification required under the Certified Public Accountants Act of Japan with the Financial Services Agency, in making their continuous efforts to enhance the audit quality.

Chairperson of the CPAAOB Yoshimasa Tomosugi

# Part I Quality Control System

# Management of Quality Control System

- 1. The CEO and the partner in charge of quality control did not issue instructions to maintain the appropriateness of the quality control system of the firm. They did not consider, from the viewpoint of reasonably securing the audit quality, how to allocate audit staff to each engagement and thus sufficient personnel was not allocated to each engagement. In addition, they assumed almost none of their obligations to issue necessary instructions concerning quality control or to supervise audit staff's performance, which were imposed under the relevant audit standards. Neither engagement quality control review nor ongoing evaluation of the quality control system was performed in an effective manner.
- 2. The main office of the firm did not properly monitor whether or not the local offices appropriately assumed the firm's internal procedures concerning the acceptance and continuance of audit engagements. The main office did not request the local offices to report the results of the ongoing evaluation of the quality control system conducted by them either.

# Leadership Responsibilities for Quality Control

- 3. The CEO of the firm did not provide the partner in charge of quality control with specific instruction as to how the quality control system of the firm should be established and managed. In addition, the CEO did not appropriately supervise how the partner in charge of quality control assumed his responsibilities.
- 4. The operational responsibilities for the firm's system of quality control were assumed solely by the partner in charge of quality control and the firm did not allocate sufficient personnel to fulfill those responsibilities. The board of partners, which had the ultimate responsibility for the firm's system of quality control, did not appropriately supervise how the partner in charge of quality control assumed his/her responsibilities.
- 5. The firm did not clearly define the scope of responsibility to be assumed by each of the board of partners, the CEO, and the partner in charge of quality

control, in connection with the firm's quality control system. None of them performed proper oversight over the system. Those deficiencies led to defects in certain areas, such as the development of the firm's compliance system, information security, monitoring system, the establishment and notification of internal rules, and the retention of audit files.

#### Establishment of Internal Policies and Procedures

- 6. The internal rules of the firm did not reflect the recent amendments of related laws and regulations.
- 7. The most recent audit manual of the firm did not provide for the procedures dealing with the new accounting standard for measurement of inventories, which had to be implemented in relation to the fiscal years beginning on or after April 1, 2008.
- 8. The firm failed to distribute the firm's audit manual to some of the audit staff. In addition, the firm did not recognize such failure until revealed in the course of the on-site inspection.
- 9. The internal rules of the firm provided that, when a new employee joined the firm or when the firm's policies and procedures concerning its quality control system were amended, the partner in charge of quality control should explain those policies and procedures to the audit staff; however, the partner did not explain those policies and procedures to them in a timely manner.

# **Compliance with Professional Standards**

- 10. A firm auditing the consolidated financial statements of a company concurrently provided the company with the service of "compiling the company's financial statements," by way of calculating the figures to be shown in the consolidated financial statements on the basis of the documents submitted from the company and providing those figures to it.
- 11. The CEO of the firm did not recognize that the consulting company, which was under the CEO's control through his ownership of the company's shares, fell into the category of the firm's "affiliated entity." Therefore the CEO did not notice that the fact that the firm audited a company and the affiliated company

concurrently performed compiling of the financial statements of the same violated the regulations restricting concurrent provision of audit and non-audit services.

12. The firm had no procedures to confirm whether or not the service provided by the firm violated the regulations restricting concurrent provision of the audit service and the non-audit service to a single client. Rather, the firm completely relied on each partner's judgment as to whether the service provided by him/her violated the above regulations.

# **Information Security**

- 13. The firm failed to establish policies and procedures regarding information security.
- 14. As for the PCs rented by the firm to its audit staff, the firm did not establish policies and procedures concerning the password for them nor monitor whether or not the staff properly set up and amend the password in a timely manner. In addition, the firm failed to establish policies and procedures for the security of data saved on each PC and did not monitor whether or not the staff properly saved the data in a secured manner.
- 15. In relation to the PCs owned by the temporarily-employed staff and used by them for the firm's engagements, the firm did not implement appropriate measures for security password management or anti-virus protection.

# Quality Control Review by the Japanese Institute of Certified Public Accountants (JICPA)

- 16. The firm confirmed in writing that it would perform sufficient and appropriate measures to remedy deficiencies identified in the course of JICPA's quality control review, such as communicating the identified deficiencies to the audit staff, strengthening monitoring over the quality control system and so on; however, the firm did not develop a detailed plan for implementing the remedial action or appropriately communicate the identified deficiencies to its staff.
- 17. The firm did not develop a detailed remedial action plan with regard to

deficiencies identified in the course of JICPA's quality control review. The firm did not implement appropriate measures to confirm whether or not the remedy was appropriately in progress.

18. The firm did not substantially analyze the root causes of the deficiencies identified in the course of JICPA's quality control review and thus failed to develop remedial actions reflecting the root causes.

# Independence

- 19. In confirming the independence of the partners and staff, the firm did not confirm their independence in relation to subsidiaries and other affiliated entities of the audited companies.
- 20. The firm failed to confirm the independence of audit assistants, who engaged in the input of the audited company's financial figures in the audit files.
- 21. In changing the assignment of a temporarily-employed audit staff, the firm did not confirm his/her independence in relation to the company newly assigned to him/her.
- 22. The engagement partner failed to confirm, with respect to each member of the engagement team, whether or not any event that might create threats to their independence had occurred after the annual confirmation of their independence.
- 23. The firm did not establish the procedures for confirming the independence of a person who joined the audit team subsequent to its initial formation, and thus failed to confirm his/her independence in relation to the engagement.
- 24. In confirming the independence of audit staff in relation to a new engagement by email, the firm mentioned only the name of the prospective client and failed to mention the names of those affiliated with the prospective client.

#### **Human Resources**

25. The firm failed to establish policies regarding how the quality of engagement performed by partners and staff was taken into consideration in their evaluation

as well as the determination of their remuneration and promotion.

26. The firm's evaluation of the partners and staff was not performed in accordance with the firm's internal rules.

# Acceptance and Continuance of Audit Engagements

- 27. The firm provided audit services to certain companies and schools without performing risk assessments, obtaining internal resolutions required under the firm's rules or executing written agreements.
- While the firm identified certain problems in the course of considering whether to continue an existing engagement and finally decided to continue the engagement irrespective of existence of the problems, it failed to document how the problems were resolved.
- 29. Under the firm's rules, when accepting a new client, a partner was required to submit to the board of partners a report describing the outline of business and the financial status of the new client and thereafter obtain the board's approval. However, some of the engagement agreements were executed without obtaining the board's approval. In some cases completed versions of the reports were not submitted to the board in the process of obtaining the board's approval.

#### **Audit Files**

- 30. Although it was apparent from the audit files that the audit team had not appropriately conducted some of the necessary audit procedures, the reviewer issued no instructions to the team after the review of the files.
- 31. No descriptions were made in the audit files as to who conducted the relevant audit procedures or when and by whom the audit files were reviewed.
- 32. In relation to the retention of audit files, the following deficiencies were found:
  - a) The firm had no detailed procedures for completing the assembly of final engagement files or keeping safe custody of the files;
  - b) The firm failed to record the numbers, retention periods and other type of information relating to the retained files;

- c) The firm failed to record in the register some of the files retained by it; and
- d) The firm did not keep record of the disposal of files.
- 33. In relation to the custody of audit files, the following deficiencies were found:
  - a) During the on-site audit period, the audit team kept audit files in the lockers in the audited company without holding their keys under the team's control:
  - b) Audit files were retained by its partner in the cabinets at his/her office for personal business; and
  - c) The audit files were retained in unlocked cabinets.

# **Engagement Quality Control Review (EQCR)**

- 34. A person involved in an audit engagement as an assistant subsequently acted as an engagement quality control reviewer of the same.
- 35. The internal rules of the firm provided that an engagement quality control review had to be conducted by the firm's review committee. However, for each engagement, the review was conducted without having a discussion among the committee members.
- 36. The firm had no policies or procedures for the review of an audit plan.
- 37. The firm did not review the audit plan regarding the client's financial statements or its internal control, either.
- 38. The audit plan and the audit report were reviewed on the same occasion.
- 39. The firm's internal rules required an audit team to have an EQCR partner review any matter related to the change of audit principle or going concern; however, a team issued an audit report, although the reviewer was yet to review the description relating to a change of software sales recognition or going-concern conditions.
- 40. The engagement partner issued the audit report before the EQCR partner's review was completed.
- 41. The firm did not record in an appropriate manner that the review procedure had

been completed before the audit report was issued.

- 42. An engagement quality control reviewer failed to fill in the section titled "Results of Review" in the EQCR document.
- 43. The drafts of a financial statement and an audit report, which the EQCR partner claimed to have reviewed, were appropriately saved in the EQCR files and thus were unidentifiable.
- 44. The engagement partner issued the audit report before the matters indicated by the EQCR partner were completely resolved.

# Ongoing Evaluation of Quality Control System

- 45. In relation to the ongoing evaluation of the quality control system, the firm did not establish specific procedures, document the results of the evaluation, or report to the CEO (or equivalent) the deficiencies identified as a result of the evaluation.
- 46. The firm did not perform ongoing evaluation of the process and decisions made in connection with the continuance of audit engagements.

#### **Periodic Inspection of Completed Audit Engagements**

- 47. With respect to periodic inspection of completed audit engagements, the firm did not specifically determine the timing of inspection, the inspection cycle or any other specific procedures.
- 48. The firm failed to communicate to the relevant engagement partner and the CEO deficiencies identified as a result of the periodic inspection.
- 49. In the course of periodic inspection, the person in charge only confirmed what procedures the audit team had conducted on a verbal basis and did not review any relevant audit files.
- 50. In relation to the deficiencies identified as a result of the periodic inspection, the firm did not assess the effects of those deficiencies or consider what remedial actions should be taken in relation to the relevant engagement or

individual.

# Joint Audit

51. While the auditor claimed that he confirmed the quality control system of the joint auditor was managed in a manner sufficient to secure the quality of the joint audit, the auditor failed to document the above conclusion and the process for reaching it.

# Part II Audit Engagement Performance

# **Audit Planning**

- The audit team calculated the audit materiality amount only based on their experience as auditors and did not consider materiality in terms of accounts or transactions.
- The audit team changed the audit materiality but did not consider the necessity
  of change to an audit plan including the extent of procedures subject to audit
  sampling.
- Audit procedures related to understanding the audit client's internal control
  were limited to inquiries with client management and statutory auditors and the
  audit team did not perform procedures such as observation, or review covering
  the assessment of internal control design.
- 4. The audit team failed to identify significant fraud risks at the entity level, significant fraud risks at the financial statement level, and risks that require special audit consideration. From this perspective the team failed to plan the audit procedures corresponding to those risks.
- 5. The audit team did not perform any procedures to assess the IT general control of the significant subsidiary.
- 6. Although the audit team could not use the results of their previous assessment of internal control designs, they did not consider the effect of the new accounting system that the client had implemented at the beginning of its financial year. They did not ascertain whether the accounts balances were appropriately carried forward to the beginning balances either.
- 7. While the audit team recognized the deficiencies related to the control of privileged ID for the client's accounting system, they failed to perform audit procedures corresponding to the deficiency.
- 8. In relation to an assessment of the Client's IT general control, the audit team concluded that there was no change and that the control level was good as a result of only inquiry procedures by relying upon the prior year's control

assessment; it did not perform other procedures in addition to observation and review of related documentation.

- 9. In relation to the client's general control over the IT-based information system, the audit team failed to consider the accuracy of their calculation results made by the material spread sheet and user-developed program related to financial reporting. While they noted there was no design of control, they failed to perform alternative procedures for that.
- 10. In relation to the valuation of delinquent accounts receivable and inventories, the audit team insisted that they considered the accuracy and completeness of the information generated from the Client's IT system, but they failed to document the consideration process and conclusion in their working papers.

# Audit Procedures regarding Control Risk of Subcontracted Services

- 11. The audit client subcontracts the computation-related procedures of its payroll process to a third party contractor. However, the audit team failed to consider the effect of its internal controls on the client's financial statements.
- 12. The audit team used the outside contractor's auditor's report in order to ascertain the contractor's design and the effectiveness of its internal control. However, the audit team failed to check whether there had been any changes to its internal control from the audit report date to the audit client financial year end.
- 13. The audit client outsources maintenance services of their IT system. However, the audit team did not obtain a copy of service contract or a detailed arrangement letter. The team failed to ascertain the effectiveness of the internal control of this outsourced service, too.

#### Fraud-related Procedures

14. The audit team did not perform the audit procedures to identify and understand the significant misstatement risk due to fraud, such as inquiring with the client management and statutory auditors regarding their understanding about those risks and their identification of actual fraud.

- 15. While the auditor's manual indicates a rebuttable assumption that there is a fraud risk with revenue recognition it also describes instances where the auditor need not identify fraud risk with the revenue recognition. For that reason the audit team failed to document their decision that they did not identify fraud risk with the client's revenue recognition and rationale behind it in their audit working papers.
- 16. In relation to the audit procedures corresponding to the risk of management override, the audit team failed to check the completeness of journal-entry data which had been booked on the general ledger.

# **Risk-related Audit Procedures**

17. As procedures for assessing the effectiveness of daily and multiple controls relating to the revenue and the purchase processes, the audit team selected all sample items from transactions in the 4th quarter. Thus they failed to obtain audit evidence in order to assess the effectiveness of daily and multiple controls throughout the year.

## **Audit for Estimates**

- 18. In relation to inventory valuation procedures, the audit team tested the data that the audit client prepared for the items whose net realizable value are lower than their book value and ascertained whether those valuation losses were appropriately booked or not. They failed to check the completeness of the data or to perform a further substantive test on a sample basis.
- 19. In relation to audit procedures for retirement benefit allowance, which the audit client calculated by using package software, the audit team failed to perform those procedures to ascertain the reliability of the software and perform a substantive test, such as vouching or calculation verification on a sample basis, in order to check the accuracy of the year-end allowance balance.
- 20. In relation to the long-term rate of return of pension assets, the client has not changed it since its adoption of a new accounting standard in terms of pension accounting. In these circumstances the audit team failed to consider the rationale of unchanged rate of return by checking the effect of actual returns for

- prior years to corresponding incomes, for example.
- 21. Although the leased assets balance exceeded the audit materiality, the team failed to consider the necessity of leased assets' impairment.
- 22. In relation to the grouping of assets so as to recognize the impairment loss of the client's fixed assets, the audit team obtained the client prepared materials but failed to ascertain the appropriateness of them. The team did not consider whether the client should recognize impairment loss or not on a consolidated group basis.
- 23. In relation to the audit of consolidated subsidiaries' accounts receivable with significant balance, the audit team failed to check whether there is any doubtful accounts or ascertain the appropriateness of reserve for doubtful receivables.

# Consideration for Derecognition of Financial Asset

24. In relation to the transaction where the audit client transferred its accounts receivable to a third party, the audit team did not obtain the copy of the transfer agreement and failed to consider whether the transaction met the criteria for derecognition of a financial asset. Although the audit team did not have legal expertise, the team failed to obtain an opinion letter from an eligible legal specialist.

#### Revenue Recognition

25. The audit client engaged in subleasing of the real estate properties as its main business. The audit team performed only the vouching procedure for the revenue of the client and they did not perform further substantive procedures, such as the inspection of leased properties, or analytical procedures to pursuit the relevance between the revenue and the cost because the team did not assume fraud risk with the client's revenue recognition.

#### **Confirmation Procedures**

26. The audit team noted that there are problems with the collection of accounts receivable confirmations. For example, a large number of confirmations are not received from customers in accordance with set conditions. The team also

recognized that there was a case of fraud caused by one of the client's employees two months before the year-end. Irrespective of the above recognition, the audit team used the month-end date 3 months before the year-end as the confirmation balance.

- 27. The audit team circulated the confirmation of accounts receivable balance as of January 31, 2009 for most of the customers but as of January 20, 2009, for a part of the customers considering their monthly cut off date. However, in relation to the roll-forward procedures, they only checked the period from February 1, 2009, to March 31, 2009 (year end) but not for the period between January 21, 2009, and January 31, 2009.
- 28. In relation to the confirmation of completed constructions receivable, the audit team let the audit client deliver them and failed to control the processes for sending and receiving confirmations. The team did not consider the reliability of customer responses, either.
- 29. In relation to confirmation procedures, although the audit team received certain responses with no specific amounts filled in the form, they did not recirculate the confirmations in question or perform any alternative procedures, either.

# **Substantive Analytical Procedures**

30. In relation to the substantive analytical procedures, the audit team failed to either develop an expectation at a sufficient level of precision or consider the amount of difference from an expectation that can be accepted without further investigation.

# **Substantive Procedures**

- 31. While the audit client sold its material subsidiary company's shares at a price significantly higher than its net asset value, the audit team did not perform any procedures to check the appropriateness of the selling price or the recognized gain from the sale.
- 32. In relation to real estate properties with significant balance held as inventory by the client, the audit team failed to ascertain their existence and right of use by conducting substantive procedures, such as physical inspections and the review

of the certified copy of register.

# **Audit of Consolidated Financial Statements**

33. Although the audit team planned to visit certain subsidiaries, review their financial statements, and perform confirmation procedures, they did not prepare relevant audit programs. They actually did not perform the planned confirmation procedures but failed to document the changes to the audit plan in their working papers.

# **Related Party Transactions**

- 34. In relation to the audit procedures of related party transactions, the audit team failed to perform the following procedures:
  - Review of the investigation forms which the audit client requested and obtained from directors and their close family members regarding transactions between them;
  - b) Inquiry with the CEOs on the alliance and joint venture relationships with other entities; and
  - c) Review of the register of shareholders to identify key shareholders.
- 35. The team did not consider the client's internal control in terms of approval or records of the related party transactions, either.

#### Communication with Audit Committee

36. Although the audit team insisted that they communicated with the audit committee about the matters which the team noted as important from the perspective of the audit committee's performing its duties, the team failed to document such communication in the audit working papers.

# **Subsequent Events**

37. The audit team planned to rely on other auditors' work for certain subsidiaries. However, they collected the reports in respect of subsequent events from other auditors after the audit report date without performing any alternative procedures before that date.

#### **Financial Statement Disclosures**

38. In relation to notes to the financial statements in respect of leases, investment securities, retirement benefits and deferred taxes, the audit team only compared the figures in the notes to the summary sheets prepared by the client and failed to verify the appropriateness of the client-prepared sheet.

# **Management Representation**

39. The audit team only obtained a pdf copy file of the management representation letter from the audit client, not the original, when they submitted the auditor's report to the client.

#### Other Auditors' Work

- 40. In relation to the audits of overseas' subsidiaries, the audit team relied on other auditors' work. However, the team failed to ascertain whether or not the other auditors performed their audits in accordance with auditing standards that are virtually the same as the standards applied in Japan. They did not figure out the audit materiality amounts, either.
- 41. The audit team relied on other auditors' work for overseas subsidiaries and only checked the material impairment loss recognized in their financial statements, failing to consider the necessity of additional procedures, including the request for details-supporting documents from the auditors or inquiries with them.

# **Use of Specialists**

- 42. In relation to the calculation of allowances for retirement benefits, the audit team utilized the actuary reports issued by the trust bank which the client outsourced. However, the team failed to consider its competency as an actuary specialist.
- 43. The audit team obtained and checked the opinion letter issued by an independent real estate valuation specialist whom the client used for its properties held as inventory. The team used the letter as audit evidence but failed to consider the capacity and the objectivity of the specialist.

# **Final Analysis**

44. The audit team did not perform a final analysis of the financial statements as a whole at the last stage of their audit.

# Assessment of Client Control over Litigation Risks

45. In relation to the client's control over litigation risks, the audit team failed to ascertain whether the client had an adequate department and whether there was a sufficient process to manage risks related to litigations and claims.

# Going Concern

46. The audit team concluded that there is no significant uncertainty related to the client's going concern assumption as a result of their analytical procedures of the management-prepared business plan. However, the plan was prepared by the director in charge of accounting and was not duly approved by a party with proper authority, such as the board of directors.

# 外国監査法人等に対する検査監督の考え方

# I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、①外国監査法人等 (注1) の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり (注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局(以下「当該国当局」という。)が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

- (注 1) 公認会計士法(以下「法」という。)第 34条の35 第 1項の規定による届出をした者
- (注 2) 同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国 の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

# II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

# 1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等<sup>(注3)</sup> として提出された情報に加え、 原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告 徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等:監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等(注 は による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等:①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む 業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

- (注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類
- (注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

# 2. 検査対象先の選定等

審査会は、1. において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国 監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われ ているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等に ついて、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査 法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、 1. の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。 この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、 当該国当局に検査を行う旨を通知する。

# 3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、 当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会 が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類 (注5) に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注 5) 公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第 34 条の 35 第 1 項)

# 4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考 として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における 指示(以下「フォローアップ」という。)を行うことを基本とする。当該国当局 による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益 又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該 国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

# 5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその 指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項につい て是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証 明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品 取引法上有効とはみなされない。

(以上)

# A Framework for Inspection/Supervision of Foreign Audit Firms, etc.

# I. Basic Framework

With respect to information gathering and inspections regarding foreign audit firms, etc. (hereafter referred to as "firms" (Note 1)), the Financial Services Agency (hereafter referred to as the "FSA") and the Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board (hereafter referred to as the "CPAAOB") will, in principle, rely on such actions by the competent authorities of the firms' home jurisdictions (hereafter referred to as "foreign competent authorities"), instead of seeking to obtain information from or conducting inspections on firms themselves, provided that (a) audit and public oversight systems in the firms' home jurisdictions are equivalent to those of Japan (Note2), (b) necessary information can be provided from the foreign competent authorities through appropriate arrangements of information exchange, and (c) reciprocity is ensured. It is a prerequisite for entering into an arrangement of information exchange that the staffs of the foreign competent authorities are subject to professional confidentiality obligations and are prohibited from using the information beyond predetermined purposes.

In cases where any of the above conditions cannot be met and thus the framework of mutual reliance cannot work, the FSA/CPAAOB will seek to obtain information from or conduct inspections on firms on their own. Also, even if all the conditions are met, in cases where the above arrangements of information exchange cannot be fully fulfilled, including when information cannot be obtained from the foreign competent authorities in a sustained manner, or necessary information, such as those closely related to the judgment of a specific administrative action, cannot be provided despite the arrangements, such information may be directly gathered from firms.

(Note 1) A person who has notified the authority according to Article 34-35 (1) of the Certified Public Accountants Act (hereafter referred to as the "CPA Act")

(Note 2) Equivalence of the audit and public oversight systems will be assessed in a comprehensive manner, based on principle-based criteria which will be published separately.

# II. Operation of Inspection/Supervision

The FSA/CPAAOB will require firms to submit information and inspect/supervise firms basically following the lines outlined below. In implementing this framework, however, the FSA/CPAAOB will give due consideration to specific circumstances surrounding each jurisdiction, including its legal system.

# 1. Information Submission

The CPAAOB will require following firms to report or submit respective information based upon the CPA Act once every three years in principle, in addition to the information submitted through notification documents (Note 3). The CPAAOB will, in principle, notify foreign competent authorities prior to taking such actions.

- (1) All firms: overview of the firms, their businesses, and results of inspection/audit quality review conducted by foreign administrative agencies or similar organizations (Note 4).
- (2) Firms which provide services corresponding to audit and attestation services for the issuers of securities listed in financial instruments exchanges in Japan: in addition to information in II.1(1), overview of the issues related to the above services and information on the firms' operation control systems, including rules for quality control systems

(Note 3) A notification document stipulated in Article 34-36 (1) of the CPA Act, including a notification of changes stipulated in Article 34-37(1), and attachments stipulated in Article 34-36(2) of the Act (Note 4) Foreign administrative agencies or similar organizations stipulated in Article 5 (1) of the Cabinet Office Ordinance regarding Notification Requirements for Foreign Audit Firms, etc.

If firms do not provide the required reports or relevant documents without any legitimate reasons, the FSA will issue business improvement instructions, upon notifying, in principle, the foreign competent authorities in advance. Instead of issuing such instructions, however, the FSA may request the foreign competent authorities to take necessary actions against the firms.

Furthermore, the CPAAOB will request the firms to submit the above information on a voluntary basis when deemed necessary and appropriate.

# 2. Selection of Firms To Be Inspected

The CPAAOB will analyze the information submitted following the process mentioned in II.1 together with other information and make assessment on the need for further examination on aspects including whether firms properly conduct services corresponding to audit and attestation services, and whether their operation control systems are functioning effectively. Inspections will be conducted to the firms selected as the result of such assessment.

Furthermore, when deemed necessary and appropriate in light of the public interest or investor protection, such as in cases where firms have allegedly made fraudulent or inappropriate attestation, the CPAAOB may conduct inspections of the firms without going through the process described in II.1. The CPAAOB will, in principle, notify the foreign competent authorities prior to taking such actions.

# 3. Implementation of Inspection

The CPAAOB will, in principle, notify the foreign competent authorities when it intends to conduct inspections, before it notifies the firms. Also, the CPAAOB will make utmost efforts to coordinate with the foreign competent authorities so that they will be able to conduct inspections simultaneously.

With regard to specific audit engagements, the CPAAOB will limit the scope of inspection to those related to the financial statements (Note 5) required for disclosure under the provisions of the Financial Instruments and Exchange Act in Japan. With respect to operation control systems, the CPAAOB will strive to pursue efficiency of inspections and lessen the burden on firms.

(Note 5) Financial statements to be disclosed under the Financial Instruments and Exchange Act by the issuers of securities stipulated in Article 30 of the Cabinet Order for Enforcement of the CPA Act.

## 4. Provision of Inspection Report and Follow-up

The CPAAOB will communicate inspection results to inspected firms by providing inspection reports in Japanese, together with provisional English translation for reference.

Following the inspection, the FSA will basically require the inspected firms to submit business improvement plans concerning issues pointed out in the inspection reports. Nonetheless, in the cases where inspections are conducted in cooperation with foreign competent authorities and collection of the firms' improvement plans by such authorities are considered to be more effective in light of public interest or investor protection by Japanese authorities, the FSA may request the foreign competent authorities to assume the task.

Furthermore, based on the above-mentioned improvement plans, the FSA will monitor the progress and give instructions to the firms when necessary and appropriate (hereafter referred to as "follow-up"). In the cases where follow-up actions taken by the foreign competent authorities are considered to be more effective in light of public interest or investor protection by Japanese authorities, the FSA may request the foreign competent authorities to assume the task.

The CPAAOB will directly examine the state of improvement in following inspections, if conducted.

## 5. Administrative Actions

In the cases where firms' services corresponding to audit and attestation services in Japan are found to be significantly inappropriate, including based on recommendations by the CPAAOB, the FSA will basically issue business improvement instruction to the firms. Furthermore, in the cases where firms do not respond to the FSA's requirement to submit improvement plans without any legitimate reasons, or in the cases where poor-or non-implementation of improvement plans are revealed via inspections, etc., the FSA will issue business improvement instruction to the firms as well. The FSA will, in principle, notify the foreign competent authorities prior to taking any of such actions.

In the above cases, the FSA may request the foreign competent authorities to take actions to ensure the firms' operational improvement instead of directly issuing business improvement instructions, when it is considered to be more effective in light of public interest or investor protection by Japanese authorities.

When the firms fail to follow the instructions that they have received, the FSA may publicize such failure and the contents of the instructions. Once such publications are

made, the firms' assurance corresponding to audit and attestation will not be considered valid in the Japanese market under the Financial Instruments and Exchange Act until the FSA publicizes that the matters pertaining to the instructions have been rectified.

# 公認会計士・監査審査会の実施する 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に 関する基本指針

平成 22 年 1 月 公認会計士 · 監査審査会

## I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、①外国監査法人等(注)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局(以下「当該国当局」という。)が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

(注)外国監査法人等とは、公認会計士法(以下「法」という。)第34条の35第1項の規定による届出をした者をいう。

#### Ⅱ 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施 手続等を示すものとする。

# 1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類(法第34条の35第1項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。)に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第2条第1項の業務(以下「監査証明業務」という。)に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

#### 2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

## (1) 報告徴収(法第49条の3の2第1項)

外国監査法人等

## (2) 検査(法第49条の3の2第2項)

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関係のある場所

#### 3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国 当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実を図るもの とする。

## Ⅲ 報告徴収

#### 1. 報告徴収の概要

#### (1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3年に1度、当該国当局に通知 した上で、以下の事項を記載した書面(以下「書面」という。)の提出を報告徴 収により求めるものとする。

- ① 全ての外国監査法人等:「Ⅷ 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等 (注) による検査・レビュー結果に関する事項
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等:①の事項に加え「W 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項
  - (注) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

#### (2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

# 2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記1.に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

#### 3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、 英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1.に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

# 4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を 求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代 えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国 の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認(以下「許可等」という。)を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

#### 5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

#### Ⅳ 検査

# 1. 検査事項及び検査方法

# (1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

# ① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する 事項

## (2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。
  - イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査 証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令
  - ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準(国際監査基準(ISA)、国際品質管理基準第1号(ISQC1)等)
  - ハ. 外国会社等(外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。)が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準(国際財務報告基準(IFRS)等)

#### (3)全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

# 2. 検査対象先の選定

審査会は、IIIにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

#### 3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者(代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。)に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日(検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日)等の検査実施の内容について文書(日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付)により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.(2)記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

#### 4. 検査実施の留意事項

#### (1) 検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国 監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

# (2) 重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

#### (3) 使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任 検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

## (4) 検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書(日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付)で質問を行うことができる。

## (5) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び 検査証票を提示するものとする。

## (6) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員(監査責任者及び監査補助者を含む。)に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

# (7) 外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

#### (8) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。 立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外 に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

#### (9) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、 検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効 率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

#### (10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書(日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付)に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

#### 5. 検査資料の徴求

#### (1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象 先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、 当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、 検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

## (2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を 適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料(以下「現物」という。)を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

#### (3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時までに返却するものとする。

#### 6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた 認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査 を終了するものとする。

#### 7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書(日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付)を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書(日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。)を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

# 8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、 検査結果を記載した文書(以下「検査結果通知書」という。)を交付することによ り行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳 文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨 の受領書を徴するものとする。

#### Ⅴ 検査結果等の取り扱い等

#### 1. 検査結果等の取り扱い

- (1)審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。
- (2) 検査結果及び検査関係情報<sup>(注)</sup>については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書(英語により作成)の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

#### 2. 勧告事案等の公表

(1)審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第41条の2の規定に基づき、 外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案 について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

(2)上記(1)のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

# VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1)報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2)報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)してはならない。
- (3)特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

#### Ⅲ 施行日

本基本指針は、平成22年1月14日から施行する。

#### Ⅲ 報告徴収事項一覧(別添のとおり)

# Ⅲ 報告徴収事項一覧

# A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

# I 監査法人等の状況

- 1. 業務の概況
- (1) 所属国の監査制度の概要(概要を説明する公式サイトのアドレスでも可)
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

#### 2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況 社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴
- 3. 事務所の状況 (業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査 する事務所に限る。)

(事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。)

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数(外国会社等の数を内書き)

4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

- 5. 売上高の状況
  - (1) 直近3会計年度の売上高(監査証明業務及び非監査証明業務の内訳)
  - (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高(監査証明業務及び非監査証明業務の内訳)
- 6. 被監査会社の概況(外国会社等に限る。)

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

#### Ⅱ 業務等の状況

- 1. 業務の状況
  - (1) 業務の内容
    - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減(外国会社等の数を内書き)
    - ② 新たに開始した業務(過去3年間)

# (2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置(経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。)
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置(品質管理に関する 責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、 教育・訓練、評価及び選任、業務の実施(審査の状況を含む。)、品質管理のシス テムの監視を含む。)

#### 2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

### 3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

## 4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰 等の内容

# Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

## B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

# I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報(上場会社ごと)

- 1. 監査人等の概況
  - (1) 監査人の状況
    - ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
    - ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
    - ③ 監査人等の異動状況
  - (2) 監査契約等の状況
    - ① 監査報酬等の額(監査証明業務・非監査証明業務)
    - ② 監査契約の解除
  - (3) 品質管理の状況
    - ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
    - ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等
- 2. 監査の実施状況

従事者の内訳別(監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他)の人数・ 従事日数又は時間数

#### Ⅱ 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

- 1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称(最終改定日を付記)及びその写し
- 2. 監査マニュアルの名称(最終改定日を付記)及びその写し
- 3. ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

Basic Guidelines on Information Requirements and Inspection on Foreign Audit Firms etc. by the Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

## I Mutual Reliance on Information Requirements and Inspection

With respect to information requirements and inspections regarding a foreign audit firm, etc. (hereinafter referred to as a "Firm" (Note 1)), the Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board (hereinafter referred to as the "CPAAOB") will, in principle, rely on such actions taken by the competent authorities of the Firms' home jurisdictions (hereinafter referred to as "Foreign Competent Authorities"), and will not seek to obtain information from or conduct inspections on Firms themselves, provided that (i) audit and public oversight systems in the Firms' home jurisdictions are equivalent to those of Japan, (ii) necessary information can be obtained from the Foreign Competent Authorities through appropriate arrangements of information exchange, and (iii) reciprocity is ensured. It is a prerequisite for entering into an arrangement of information exchange that the staffs of the Foreign Competent Authorities are subject to professional confidentiality obligations and are prohibited from using the information beyond predetermined purposes.

In cases where any of the above conditions cannot be met and thus the framework of mutual reliance cannot work, the CPAAOB will seek to obtain information from or conduct inspections on Firms on their own. Also, even if all the above conditions are met, in cases where the above arrangements of information exchange cannot be fully performed, including when information cannot be obtained from a Foreign Competent Authority in a sustained manner, or when, despite the arrangements, the provision of such information as the CPAAOB deems necessary cannot be ensured, such information may be directly collected from the Firm.

(Note 1) A person who makes notification stipulated in Article 34-35 (1) of the Certified Public Accountants Act (hereinafter referred to as the "Act")

#### II Purpose of Information Requirements and Inspection, etc.

These Guidelines set forth the basic procedures, etc. for the implementation of information requirements and inspection.

## 1. Purpose

The purpose of information requirements and inspection by the CPAAOB is to verify and confirm whether the Firm's services corresponding to audit and attestation services as prescribed in Article 2(1) of the Act (hereinafter referred to as the "Audit and Attestation Services") are conducted properly, with the objective of securing and improving, for the sake of public interests, the quality of audit concerning financial documents of foreign companies, etc., as prescribed in Article 34-35(1) of the Act (hereinafter referred to as the "Foreign Company Financial Documents").

## 2. Legal Basis

The authority to implement information requirements and inspection is granted to the CPAAOB,

- (i) with respect to information requirements from Firms, by Article 49-3-2(1) of the Act, and
- (ii) with respect to inspection on Firms and at places related to the Audit and Attestation Services conducted by Firms, by Article 49-3-2(2) of the Act.

## 3. Cooperation with Foreign Competent Authorities

With a view to ensuring appropriate and smooth implementation of information requirements and inspection of Firms, the CPAAOB shall endeavor to strengthen the cooperative relationship with Foreign Competent Authorities, by sending an appropriate notice to the relevant Foreign Competent Authority or taking any other appropriate measure.

#### **III Information Requirements**

## 1. Overview of Information Requirements

## (1) Regular Requirement

In principle, the CPAAOB will require, once every three years and after sending an advance notice to the relevant Foreign Competent Authority, a Firm to submit the documents (hereinafter referred to as "the Documents"), which describe:

- (i) in relation to all of the Firms, (a) general information concerning the Firm, (b) general information concerning operation, etc. of the Firm and (c) the date and results of the most recent inspection/review conducted by administrative agencies, etc. (Note 2), as specifically set forth in Section VIII A., and
- (ii) in relation to the Firms which provide Audit and Attestation Services to the issuers of securities which are listed on a financial instruments exchange in Japan, in addition to the information mentioned in (i) above, (a) information concerning Audit and Attestation

Services for companies, etc. listed on a financial instruments exchange in Japan and (b) information concerning operation control system (including manuals regarding quality control system), as specifically set forth in Section VIII B.

(Note 2) A foreign administrative agency or similar organization as stipulated in Article 5(1) of the Cabinet Office Ordinance regarding Notification Requirements for Foreign Audit Firms, etc.

#### (2) Non-regular Requirement

In addition to regular requirement, the CPAAOB will require, when it deems necessary and appropriate, a Firm to submit such information as the CPAAOB considers necessary. In this case, the CPAAOB will, in principle, send an advance notice to the relevant Foreign Competent Authority.

#### 2. Notice to Firm

In requesting the submission of information, the CPAAOB shall send to a Firm a written notice which states that the Firm is required to submit information stipulated in "1. Overview of Information Requirements". The original of this notice shall be in Japanese, with an English translation attached for reference.

#### 3. Language

In principle, the Firm is required to prepare and submit the Documents in Japanese, although the Documents can be prepared in English.

In the case where a Firm has existing material that covers the information stipulated in "1. Overview of Information Requirements", the Firm may submit, in relation to the relevant information, such existing material in place of the Documents, when the CPAAOB so permits. In this case, to the extent that the CPAAOB deems necessary after reviewing the submitted material, the Firm will be required to submit a Japanese or English translation of any part of the material specified by the CPAAOB.

#### 4. Submission of the Statement

If a Firm finds it impossible, due to restraints by the governing law, etc. of the jurisdiction where the Firm's principal office is located, to submit the Documents that include the information required by the CPAAOB, the Firm shall submit, instead of submitting the relevant Documents, a statement (hereinafter referred to as the "Statement") which includes the following:

(i) the fact that the Firm cannot submit the required information due to restraints by the governing law, etc. of the jurisdiction where the Firm's principal office is located, and the content of such governing law, etc.,

- (ii) a legal opinion by an attorney which opines that those described in (i) above are true and accurate, and
- (iii) in case that under the governing law, etc. of the jurisdiction the Firm needs to obtain permission, consent or approval (hereinafter referred to as the "permission, etc.") in order to submit such information and that the Firm is unable to submit the required information due to the Firm's failure in obtaining the permission, etc., a statement which describes:
  - (a) measures taken by the Firm for obtaining the permission, etc. and
  - (b) the reason why the permission, etc. was not obtained even after the above measures were taken.

If a Firm fails to submit the Documents without submitting the Statement, the CPAAOB will report the fact to the Financial Service Agency (hereinafter referred to as the "FSA").

# 5. Delivery of the Documents and the Statement

The Documents and the Statement shall be addressed to and physically delivered to the CPAAOB.

# IV Inspection

- Scope and Manner of Inspection
- (1) Scope of Inspection

The CPAAOB will conduct inspection, in relation to matters related to its Audit and Attestation Services, on a Firm and at the place related to its Audit and Attestation Services.

#### (2) Manner of Inspection

The CPAAOB will conduct its inspection:

- (i) by examining books, records and other materials related to the Firm's Audit and Attestation Services.
- (ii) by verifying and confirming whether the Firm's Audit and Attestation Services are in compliance with the laws, regulations and standards, mainly, such as,
  - (a) the Act, the Cabinet Office Ordinance regarding Notification Requirements for Foreign Audit Firms, etc. and any other laws and regulations related to the Audit and Attestation Services conducted by the Firm,
  - (b) auditing standards followed by the Firm in providing the Audit and Attestation Services, such as ISA and ISQC1, and
  - (c) accounting standards followed by a foreign company, etc., as stipulated in Article

4(1)(iii) of the Cabinet Office Ordinance regarding Notification Requirements for Foreign Audit Firms (hereinafter referred to as a "Foreign Company"), such as IFRS, in preparing its financial documents.

#### (3) Points to be Considered

In conducting inspection, the CPAAOB will endeavor to implement an efficient and effective inspection by collecting information on the Firms to be inspected as well as having good communication with them.

The CPAAOB shall not exercise its authority for inspection for the purpose of conducting criminal investigation (Note 3).

(Note 3) Refer to Articles 49-3(4) and 49-3-2(3) of the Act.

# 2. Selection of the Firm to be Inspected

The CPAAOB will analyze the information obtained through the process mentioned in "III Information Requirements" as well as information otherwise collected. When, as a result of this analysis, the CPAAOB considers it necessary to conduct inspection to verify whether a Firm's Audit and Attestation Services are conducted properly, and whether its operation control systems are well established or are functioning effectively, the CPAAOB will select the Firm for inspection.

Notwithstanding the above, when the CPAAOB deems it necessary and appropriate to inspect a Firm in light of public interests or investor protection (for instance, when the CPAAOB comes to notice that a Firm has allegedly made fraudulent or inappropriate attestation), the CPAAOB may conduct inspection on the Firm without going through the process described in "III Information Requirements".

# 3. Advance Notice of Inspection

The CPAAOB will, in principle, make an advance notice of commencement of the on-site inspection at least two months prior to the commencement to a person responsible, i.e. a representative of the Firm or a person of the Firm with the authority/responsibility for responding to the inspection, of the Firm to be inspected (hereinafter referred to as a "Person Responsible").

The notice will be made by sending to the Person Responsible a document, the original in Japanese with an English translation, stating the date when the on-site inspection is planned to commence and the "cut-off date" of inspection, etc. (The "cut-off date" is the date set forth for limiting the scope of inspection and is normally the business day immediately preceding the date when the advance notice is made.) The CPAAOB will also make a telephone call to the Person Responsible and coordinate with him/her the date for "Explanation of Notable Matters of Inspection" described in paragraph 4.(2) below.

Before the CPAAOB makes an advance notice to the Firm, it will, in principle, make to the Foreign Competent Authority a notice that it plans to conduct the inspection. In the case where it turns out that the Foreign Competent Authority also intends to conduct inspection of the same Firm, the CPAAOB will make utmost efforts to coordinate with the Foreign Competent Authority so that the inspection by the two authorities will be simultaneously implemented.

# 4. Points to be Considered regarding Inspection

#### (1) Scope of Inspection

With respect to audit engagement with a specific client, the scope of inspection is limited to those related to its Foreign Company Financial Documents. With respect to operation control systems, the inspection scope covers firm-wide control systems. In conducting inspection, the CPAAOB will pursue efficiency of inspection and endeavor to lessen burden of the Firm.

## (2) Explanation of Notable Matters of Inspection

Before the commencing date of the on-site inspection, the Chief Inspector shall explain to the Person Responsible by a telephone conference or any other means the following:

- (i) legal ground and purpose of inspection,
- (ii) procedures of inspection, and
- (iii) any other matters deemed necessary.

#### (3) Language

In inspection, Japanese shall be used, while English may also be used for reviewing the status of the Audit and Attestation Service, and the design and operation of the quality control systems, when the Chief Inspector so permits.

# (4) Inquiry after Advance Notice of Inspection

After issuing an advance notice, the Chief Inspector may send to the Firm, even before the commencement of the on-site inspection, an inquiry in writing concerning the contents of the Documents and any other materials submitted by the Firm, when he/she deems it necessary. The original of the inquiry shall be in Japanese with an English translation attached to it.

#### (5) Presentation of Inspection Order etc.

The Chief Inspector will show to the Person Responsible the Inspection Order and his/her identification as an inspector.

## (6) Interview with Officers and Employees of the Firm

The inspector shall verify whether the Firm is in compliance with laws, regulations,

standards as well as the Firm's policies and procedures concerning quality control by examining books, records and other materials and interviewing officers and employees of the Firm, including partners and staff members engaged in the audit.

When the Firm makes a request that an interviewee be accompanied by another person, the inspector may allow such accompaniment if the inspector recognizes that the reason is justifiable and that such accompaniment will not interfere with the inspection.

# (7) Interview with Top Management of the Firm

The Chief Inspector shall conduct an interview with the top management of the Firm regarding the overall business status and high-level policy concerning quality control of the Firm.

# (8) Adequate Care to Working Hours of the Firm

The inspector shall take adequate care so that the business operation of the Firm will not be interfered with.

The on-site inspection shall be implemented, in principle, during business hours of the Firm. In conducting the on-site inspection before or after the Firm's business hours, consent shall be obtained from the Firm.

# (9) Implementation of Efficient and Effective Inspection

In order to achieve efficient and effective inspection, the Chief Inspector shall communicate with the Firm regarding the progress of the inspection, the Firm's responsiveness to the inspection, etc. in the course of the on-site inspection, when he/she finds it necessary.

# (10) Recognition of Facts and Developments

The inspector shall examine books, records and other materials so that he/she can appropriately indentify the issues to be addressed by the Firm (hereinafter referred to as the "Issues") and, after reporting the identified Issues to the Chief Inspector, obtain the Firm's recognition on the Issues from the Person Responsible.

In this instance, the inspector may provide the Person Responsible with a document describing inquiries and/or facts surrounding the Issues, the original in Japanese with a translation in English, and request the Person Responsible to express in writing the Firm's response/recognition, when the inspector finds it necessary.

#### Request for Inspection Materials

#### (1) Effective Use of Existing Materials

The inspector shall endeavor to lessen the burden of the Firm by making use of, in principle, existing materials of the Firm. Before requesting the submission of materials other than those

then existing, the inspector shall make sufficient assessment of the necessity for making such a request.

When the Firm requests submission of materials in electronic media, the inspector may allow the Firm to do so, unless such submission interferes with the inspection.

#### (2) Efficient Requests for Materials

In making requests for submission of materials, the inspector shall explain appropriately the reason for making such requests.

When the inspector needs to examine original documents at the inspection site, such as books, records or work-related notes (hereinafter referred to as the "Originals"), he/she shall submit to the Firm a written receipt and keep the materials in an appropriate manner.

#### (3) Restoration of Originals

When the Firm makes a request for temporary take-out or restoration of the Original in the course of the on-site inspection, stating that the Original is necessary for its business operation, the inspector will allow such temporary take-out or restoration from the inspection site, unless it interferes with the inspection.

The inspector shall return the Originals to the Firm by the end of inspection.

# 6. Termination of On-site Inspection

The Chief Inspector shall confirm with the Person Responsible of the Firm any discrepancies in understanding of the facts detected in the course of the on-site inspection before completing the on-site inspection.

# 7. Exchange of Views on the Issues Identified in Inspection

Once the Issues identified in the course of on-site inspection are organized, the Chief Inspector will send to the Person Responsible a document describing the Issues, etc. in the Japanese original with an English translation. The Firm may make formal comments on the Issues, etc. described in the document by sending a written statement to the Secretary-General of Executive Bureau of the CPAAOB within the period. The CPAAOB will set forth the period necessary for the Firm to review the document. The statement, in principle, has to be prepared in Japanese, although a statement prepared in English is also acceptable. The comments, etc. thus submitted shall be reported to the Board of the CPAAOB.

#### 8. Notification of Inspection Results

Notification of the inspection results shall be made by delivering to the Person Responsible a document describing the inspection results (hereinafter referred to as an "Inspection Result

Notification"). The document shall be prepared in the name of the Chairman of the CPAAOB in Japanese with an English translation attached for reference.

When the Inspection Result Notification is delivered, the CPAAOB will obtain a written acknowledgement of its receipt from the Person Responsible.

## V Handling of Inspection Results

## 1. Handling of Inspection Results

- (1) The CPAAOB shall keep the confidentiality of the Inspection Result Notification.
- (2) As for the inspection results and inspection-related information (Note 4), the Chief Inspector shall, by the commencing date of the on-site inspection, explain to the Person Responsible that the Firm is prohibited from disclosing them to a third party without obtaining prior consent from the CPAAOB, and by then obtain the firm's acknowledgement of the prohibition.

In relation to the prior consent for disclosure to a third party, the Chief Inspector shall explain:

- (i) that the Firm has to submit a written request, in English, describing the recipient of information, the contents of information to be disclosed and the reason for such disclosure;
- (ii) that the Firm has to obtain the acknowledgement by the expected recipient that it will not disclose the delivered information to further third party; and
- (iii) that the Firm has to include in the written request mentioned in (i) above the statement that the recipient's acknowledgement has been duly obtained.

(Note 4) Inspection-related information means any contents of communication, including questions, indications and requests by inspectors, between (i) inspectors and (ii) officers, employees, partners and staff of the Firm.

#### 2. Publication of Recommendation, etc.

(1) For the sake of public interests and investor protection, once the CPAAOB makes recommendations to FSA concerning administrative actions or any other measures to be taken in order to assure proper operations of the Audit and Attestation Services conducted by the Firms, based on the provision of Article 41-2 of the Act, the CPAAOB will, in principle, publicize the recommendations.

Notwithstanding the foregoing, when the CPAAOB recognizes after taking into consideration its possible effects on public interests or investor protection that the publication is inappropriate, the CPAAOB will abstain from publicizing the recommendation or take any other appropriate measure.

(2) In addition to (1) above, in the case where contribution to securement/enhancement of audit quality is recognized, the CPAAOB will publicize summaries of the relevant implemented

inspections in such manner that the inspected Firms and the Foreign Companies will not be identified.

## VI Confidentiality of Obtained Information

The CPAAOB shall appropriately manage the information obtained through information requirement or inspection or from Foreign Competent Authorities (hereinafter referred to as the "Obtained Information") in a manner complying with Japanese laws and regulations (including the Act on the Protection of Personal Information Held by Administrative Organs) and general rules related to management of administrative documents, etc. In so doing, special care shall be paid so that:

- (i) The CPAAOB shall not divulge any confidential Obtained Information to a third party;
- (ii) The CPAAOB shall not use the Obtained Information for any purposes other than those originally intended, except for the case where such information is used for a purpose approved by the relevant law; and
- (iii) In particular, utmost attention shall be paid to the security of the confidential Obtained Information.

# VII Effective Date

This Guideline will come into effect as of January 14, 2010.

VIII Items Subject to Information Requirements (See attached)

# VIII Items Subject to Information Requirements

#### A. Information to be obtained from all Firms

# I. General information concerning the Firm

- 1. Outline of the business of the Firm
  - (1) Outline of the independent audit and auditor oversight system of the Firm's jurisdiction (This can be substituted by mentioning the public website where the relevant information is provided.)
  - (2) Business purpose and history of the Firm
  - (3) Legal form and ownership of the Firm
  - (4) Governance structure of the Firm
  - (5) Organization chart of the Firm

# 2. Information concerning partners and staff

- Information concerning partners and staff
   Number of partners and staff and increase/decrease from the preceding fiscal year
- (2) Name, title and professional history of the partners with a management role in the Firm

#### 3. Information concerning the office(s)

Only the information concerning the following offices shall be submitted:

- (i) a national office in charge of operation management and quality control, and
- (ii) office(s) in charge of audit of a foreign company, etc., as stipulated in Article 4(1)(iii) of the Cabinet Office Ordinance regarding Notification Requirements for Foreign Audit Firms, etc. (hereinafter referred to as a "Foreign Company").

Also, the following information shall be submitted for each of the offices.

- (1) Name and address of the office(s)
- (2) Number of partners and staff
- (3) Total number of the companies audited by the office with separate number of Foreign Companies

#### 4. Information concerning the affiliated entities

Name, address and business of each affiliated entity and name of its representative officer

## 5. Information concerning the revenues

(1) Revenue from Audit and Attestation Services and non-Audit and Attestation Services for

- the preceding three fiscal years
- (2) In the case where the revenue for each of the offices mentioned in I. 3 above is available, such revenue, categorized by that from Audit and Attestation Services and that from non-Audit and Attestation Services
- 6. Information concerning the companies audited by the Firm (limited to Foreign Companies)
  - (1) Name, fiscal year-end, amount of share capital of the Foreign Company
  - (2) Name of engagement partner
  - (3) Name of co-auditor (if any)
  - (4) Information concerning the engagement including information on whether it is newly accepted or recently terminated

## II. General information concerning operation, etc. of the Firm

# 1. Information concerning services and operation

- (1) Information concerning services
  - (i) Number of clients of Audit and Attestation Services and non-Audit and Attestation Services (including number of Foreign Companies) and increase/decrease from the preceding fiscal year
  - (ii) Information concerning the service line which the Firm newly commenced in the preceding three years

# (2) Information concerning operation

- (i) Measures taken in order to ensure operational appropriateness (including key management policies and measures employed for management and legal compliance)
- (ii) Policies concerning quality control and measures taken to enforce such policies (including (a) Leadership responsibilities for quality within the firm, (b) Professional ethics and independence, (c) Acceptance and continuance of client relationships and specific engagements, (d) Employment, education, training, evaluation and assignment,
  - (e) Engagement performance (including performance of engagement quality control review) and (f) Monitoring of quality control system)

# 2. Information concerning business alliances

- (1) Information concerning business alliances in the field of the audit services with another professional accountant or audit firm
- (2) If the Firm is a member of a network, outline of the network and the basic arrangement between the Firm and the network

#### 3. Outline of lawsuits (if any)

With respect to lawsuits brought against the Firm and/or partners in relation to its Audit and Attestation Services,

- (1) the number of such lawsuits ended in the preceding three years and the total amount of monetary obligation the Firm and/or partners was/were imposed with by a court order, etc. in relation to those lawsuits, and
- (2) the number of such lawsuits currently pending with a court and the total amount of monetary obligation the Firm and/or partners is/are claimed to owe.

#### 4. Outline of the criminal penalty or administrative sanctions (if any)

Outline of the criminal penalty or administrative sanctions imposed upon the Firm and/or partners in relation to its Audit and Attestation Services in the preceding three years.

# III. Date and results of the most recent inspection/review conducted by administrative agencies, etc.

Recommendation for remediation, etc. issued based upon the results of the inspection/review, the plan for remediation and progress of execution of the remediation plan

# B. Information to be obtained from the Firms that audit companies, etc. listed on a financial instruments exchange in Japan

# I. Information concerning Audit and Attestation Services for companies, etc. listed on a financial instruments exchange in Japan

The following information shall be submitted for each of the listed companies.

## 1. General information concerning engagement team members

- (1) Information concerning engagement team
  - (i) Name of engagement partner and the periods during which the partner has been successively involved in the audits of the same audit client
  - (ii) Number of partners and professional staff (excluding engagement partner) and the name of such partner (if any) who was an engagement partner of the audit of the same audit client in the past
  - (iii) Change of engagement firm, partners, etc.
- (2) Information concerning the engagement
  - (i) Amount of fees received from the company in relation to the Audit and Attestation Services and the non-Audit and Attestation Services
  - (ii) Withdrawal from the engagement (if any)
- (3) Information concerning quality control
  - (i) Name of the professional accountant and/or section of the Firm responsible for quality control
  - (ii) Name of the reviewing partner

#### 2. Information concerning performance of the engagement

Number of persons who performed the engagement (categorized by (i) engagement partner, (ii) other professional accountant and (iii) other staff) and time (days or hours) spent on the engagement per category.

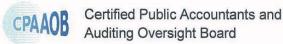
# II. Information concerning operation control system (including manuals regarding quality control system)

- 1. Names of manuals and guidelines relating to the quality control system (together with the date of the latest amendment) and copies of the manuals and guidelines
- 2. Name(s) of audit manual(s) (together with the date of the latest amendment) and a copy/copies of it/them

# 3. Results of quality review conducted by network

Review report, items pointed out as a result of review, measures taken for remediation, the plan for remediation and progress of execution of the remediation plan





Mr. James R. Doty Chairman Public Company Accounting Oversight Board 1666 K street, NW Washington D.C., 20006 United States

October 6, 2011

EXCHANGE OF LETTERS BETWEEN THE FINANCIAL SERVICES AGENCY AND CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS AND AUDITING OVERSIGHT BOARD OF JAPAN AND THE PUBLIC COMPANY ACCOUNTING OVERSIGHT BOARD OF THE UNITED STATES

Dear Mr. Doty:

The Financial Services Agency ("JFSA") and Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board ("CPAAOB") in Japan and the Public Company Accounting Oversight Board ("PCAOB") in the United States confirm as follows.

## I. Purpose of Exchange of Letters

- A. The JFSA/CPAAOB in Japan and the PCAOB in the United States each seek to improve the accuracy and reliability of audit reports so as to protect investors and to help promote public trust in the audit process and investor confidence in their respective capital markets. Given the global nature of capital markets, the JFSA/CPAAOB and the PCAOB recognize the need for cooperation in matters related to the oversight of auditors subject to the regulatory jurisdictions of both the JFSA/CPAAOB and the PCAOB.
- B. The purpose of this letter ("Letter") is to facilitate cooperation between the Authorities to the extent permitted by their respective national laws in the oversight, inspections and investigations of auditors subject to the regulatory jurisdictions of both the JFSA/CPAAOB and the PCAOB.
- C. This Letter does not create any binding legal obligations or supersede domestic laws. This Letter does not give rise to a legal right on the part of the JFSA/CPAAOB, the PCAOB or any other governmental or non-governmental entity or any private person to challenge, directly or indirectly, the degree or manner of cooperation by the JFSA/CPAAOB or the PCAOB.

D. This Letter does not prohibit the JFSA/CPAAOB or the PCAOB from taking measures with regard to the oversight of auditors that are different from or in addition to the measures set forth in this Letter. In particular, the Authorities are aware that if information and/or documents are not provided either by the requested Authority or the relevant auditor(s), and the requesting Authority determines that it cannot satisfy its regulatory obligations without the requested information and/or documents, the requesting Authority may take certain actions as allowed by its domestic laws, rules and regulations against the relevant auditor(s) for refusing to provide the requested information.

#### II. Definitions

"Auditor" means a public accounting firm, individual public accountant or a person associated with a public accounting firm that is subject to the regulatory jurisdiction of both the JFSA/CPAAOB and the PCAOB.

"Authority" or "Authorities" means the JFSA/CPAAOB and/or the PCAOB.

# III. Purpose of Cooperation

The JFSA/CPAAOB and the PCAOB believe that it is in their common interest to cooperate in the oversight, including inspections and investigations, of auditors that fall within the regulatory jurisdiction of both Authorities to the extent that such cooperation is compatible with the Authorities' respective laws and/or regulations, their important interests and their reasonably available resources. Cooperation is intended to permit the Authorities to meet their respective statutory oversight mandates.

# IV. Scope of Cooperation

- A. Cooperation may include one Authority sharing with the other Authority information and/or documents, including non-public information and/or documents, relating to auditors that fall within the regulatory jurisdiction of both Authorities.
- B. Cooperation may include one Authority assisting, to the extent possible, the other Authority in an inspection or an investigation by performing activities that may include but are not limited to facilitating access to information; reviewing audit work papers and other documents; interviewing firm personnel; reviewing an auditor's quality control system and/or performing other testing of the audit, supervisory and quality control procedures of an auditor.
- C. Cooperation in the context of an inspection or investigation does not cover a request for assistance or information to the extent that it involves an Authority obtaining on behalf of the other Authority information and/or

- documents to which the requesting Authority is not entitled under its own laws or regulations.
- D. The scope of cooperation may vary over time and with each inspection or investigation.
- E. Cooperation in the context of an inspection also may include the exchange of information with respect to each Authority's respective inspection programs.
- F. The Authorities may at the request of either Authority consult on issues related to the matters covered by this Letter, and otherwise exchange views and share experiences and knowledge gained in the discharge of their respective duties to the extent consistent with their respective laws and regulations.

# V. Exchange of Non-Public Information

- A. Upon request, an Authority may, in its discretion, provide to the other Authority non-public information and/or documents relating to auditors subject to the regulatory jurisdiction of both Authorities. For any exchange of such information and/or documents, the Authorities confirm that:
  - Requests for such information and/or documents will be made in writing (including e-mail) and addressed to the requested Authority and will explain the context in which the request is being made and an indication of the date by which the information and/or documents is/are needed;
  - 2. Each request for such information and/or documents will be assessed on a case by case basis by the requested Authority to determine whether the information and/or documents can be provided pursuant to this Letter and applicable law. In any case where the request cannot be met in full within the desired time period, the requested Authority will inform the requesting Authority accordingly and will consider whether other relevant information or assistance can be given. If denying a request in part or in full, the requested Authority will inform the requesting Authority of the reasons for its denial;
  - 3. Any non-public information and/or documents provided will be used by the requesting Authority only as permitted or required by their respective authorizing statutes which include the Certified Public Accountants Act in Japan and the Sarbanes-Oxley Act of 2002, as amended, in the United States and any rules or regulations promulgated thereunder;

- 4. Except as provided in section VI of this Letter, the requesting Authority, and all current and former members of its governing body, employees and other associated persons, will maintain as confidential the non-public information and/or documents received from the other Authority;
- 5. Except as provided in sections VI (A) and (B) of this Letter, only individuals and entities that are independent <sup>1</sup> of the auditing profession will have access to the non-public information and/or documents provided;
- 6. The requesting Authority has established and will maintain such safeguards as are necessary and appropriate to protect the confidentiality of the information and/or documents, including storing the information and/or documents in a secure location when not in use;
- 7. The requesting Authority has provided to the other Authority a description of its applicable information systems and controls and a description of the laws and regulations of the government of the requesting Authority that are relevant to information access;
- 8. The requesting Authority will inform the other Authority if the safeguards, information systems, controls, laws or regulations referenced in paragraphs 6 and 7 above change in a way that would weaken the protection for the information and/or documents provided by the other Authority; and
- 9. The requesting Authority will, before complying with any legally enforceable demand it has received for such information and/or documents, notify the other Authority of the demand and make reasonable efforts to afford the other Authority an opportunity to articulate any legal exemptions, privileges, or objections.

#### VI. Exceptions to Confidentiality

A. An Authority may issue public inspection reports as permitted or required by the law of that Authority's jurisdiction, including reports that identify the firm inspected and the inspection results. Before an Authority issues a public inspection report which includes non-public information and/or documents provided by the other Authority under this Letter with respect to an auditor that is located in the other Authority's jurisdiction and subject to the other

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Independent of the auditing profession means that the individual or entity is not a practicing auditor, affiliated with an audit firm, or a member of the governing body or staff of a professional organization.

Authority's jurisdiction, the Authority which intends to make such publication will notify the other Authority in advance of such publication.

- B. An Authority may publicly announce disciplinary proceedings and/or sanctions imposed upon auditors as permitted or required by the law of that Authority's jurisdiction. Before publicly announcing any disciplinary proceedings and/or sanctions imposed on an auditor that is located in the other Authority's jurisdiction and subject to the other Authority's jurisdiction, the Authority will give advance notice of the publication to the other Authority.
- C. An Authority may share non-public information and/or documents obtained from the other Authority under this Letter with certain law enforcement or regulatory authorities in its jurisdiction as follows. The PCAOB may share such information and/or documents only with those entities identified in section 105(b)(5)(B) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002, as amended, which states that these entities should maintain such information as confidential and privileged. In case the PCAOB intends to transfer information and/or documents provided by the JFSA/CPAAOB in connection with cooperation under this Letter to a third party (except the U.S. Securities and Exchange Commission) as permissible under this section VI, the PCAOB will notify the other Authority in advance of such transfer. The JFSA/CPAAOB will not share such information and/or documents with any third party.
- D. If the PCAOB intends to share non-public information and/or documents obtained from the FSA/CPAAOB under this Letter with another entity (except the U.S. Securities and Exchange Commission) pursuant to paragraph C of this Section VI, the PCAOB will give the FSA/CPAAOB reasonable advance notice of its intent and request the consent of the FSA/CPAAOB.
- E. The FSA/CPAAOB will give consent to the onward sharing of information and/or documents if applicable law does not preclude them from providing consent. If the FSA/CPAAOB does not provide consent within a reasonable time, not to exceed ten days, the PCAOB will consult with the FSA/CPAAOB and consider that Authority's objections before sharing such information and/or documents.

# VII. On-site Visits of Auditors

Where one Authority intends to conduct an on-site visit to auditors located in the other Authority's jurisdiction, such process should be conducted based on the terms and conditions set forth in the Annex to this Letter.

#### VIII. Duration

This Letter may be withdrawn for any reason by either Authority by written notice to the other Authority. If this Letter is withdrawn by either Authority, the

Authorities will continue to maintain as confidential, consistent with sections V and VI, any information and/or documents shared pursuant to this Letter.

With my best regards,

火田中龍太郎

Ryutaro Hatanaka Commissioner Financial Services Agency Government of Japan 3-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo Japan 100-8967 友杉芳正

Yoshimasa Tomosugi Chairman Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board 3-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo Japan 100-8905





# Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

Mr. Brian Hunt Chief Executive Officer Canadian Public Accountability Board 150 York Street Suite 200 Toronto, Ontario, Canada, M5H 3S5

March 23, 2012

Subject: Exchange of Letters on information exchange and cooperation in the area of auditor oversight between the Financial Services Agency of Japan/Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board and the Canadian Public Accountability Board

It is recognized that co-operation between the Financial Services Agency of Japan (FSA)/Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board (CPAAOB) and the Canadian Public Accountability Board (CPAB) ("the authorities") in the area of auditor oversight would be mutually beneficial, in light of each authority's mandate to improve the quality, accuracy and reliability of the audit of public companies through audit regulation and auditor oversight so as to protect investors, help strengthen public trust in the audit process and increase investor confidence in their respective capital markets. It is especially acknowledged that enhancing the exchange of information between the authorities is important in view of the global nature of financial markets and increasing cross-border activities in securities transactions.

In this context, this letter confirms the interest of the authorities in cooperating in the oversight of audit firms whose principal office is located in one authority's jurisdiction and which audits the financial statements of a company with securities issued or traded on markets in the other authority's jurisdiction (hereafter referred to as "foreign audit firms" from the latter authority's point of view), including exchanging information and/or documents with one another in a mutually beneficial manner, to the extent such cooperation is compatible with the each authority's respective laws and/or regulations. It is understood that this letter is a statement of intent of the authorities and does not create any legally binding obligations upon the authorities. Furthermore, this letter does not prohibit either authority from taking measures other than or in addition to those described herein with regard to the oversight of foreign audit firms.

## Scope and modalities of cooperation

#### Exchange of information and/or documents

The authorities intend to cooperate on matters relating to auditor oversight, including through the exchange of oversight information and/or documents, including non-public information and/or documents, such as: i) outcome of inspections and investigations, including information on firm-wide procedures, of foreign audit firms; or ii) audit working papers or other documents held by a foreign audit firm so long as such papers relate to the audits of companies which are incorporated in, have issued securities in, or form part of a group issuing statutory consolidated accounts in the requesting authorities' jurisdiction.

The exchange of information and/or documents between the authorities will only take place to the extent such an exchange is compatible and in accordance with their respective laws and regulations. Each authority will use its best efforts to provide a prompt and adequate response to an information request from the other authority; and a receiving authority will notify a requesting authority if there is likely to be a significant delay in responding to the request and the reason for this delay.

Possible forms of information exchange in respect of auditor oversight may include the following:

- ➤ An authority will inform the other authority respectively of the status of registration/notification of foreign audit firms;
- An authority will provide the other authority, on request or in its discretion where it considers it appropriate or useful to the other authority, with information it holds on relevant foreign audit firms. A request for information will include a general description of the purpose of the request as well as the documents or information sought by the requesting authority; and
- The authorities will use their best efforts to notify one another, prior to or immediately after taking any material oversight measures or disciplinary actions, in respect of relevant foreign audit firms that are registered/notified or seek registration/notification in the other's jurisdiction.

## On-site visits

The authorities will notify each other of the intention to engage in an on-site visit of a relevant foreign audit firm. The visiting authority will conduct visits in the foreign audit firm's home

jurisdiction with the consent of the foreign audit firm. Furthermore, the authorities will make efforts to coordinate with one another so that the authority of the foreign audit firms' home jurisdiction, upon consultation with the foreign audit firm, will be able to accompany the staff of the visiting authority during the visit. The authorities will discuss, as necessary, issues that emerge from such on-site visits.

The authorities also express their mutual willingness to hold a dialogue or exchange views about matters of common interest and concern as appropriate, with a view to deepening mutual understanding between the authorities.

The authorities recognize the importance and desirability of the exchange of information. However, a request for information exchange may be denied:

- Where the request would require the authorities to act in a manner that would violate their domestic laws and regulations;
- Where the request would adversely affect the sovereignty, security, public order, public interest or investor protection of the requested jurisdiction; or
- Where judicial proceedings have already been initiated in respect of the same actions and against the same persons before the authorities of the requested jurisdiction.

# Treatment of information exchanged

Any oversight information obtained will be used only for supervisory purposes, including any necessary action taken by the requesting authority against a relevant foreign audit firm or other audit firm. Information received will not be used in criminal proceedings carried out by a court or judge, including use as evidence in criminal court. In the case that such use is required by law, an additional request must be made in accordance with procedures prescribed in the relevant law for international mutual assistance in a criminal investigation.

The authorities will keep confidential information received under this letter. Specifically, Article 100 of the National Public Service Act in Japan and the Canadian Public Accountability Board's Code of Ethics and the Canadian Public Accountability Board Act (*Ontario*) respectively bind employees and the former employees of the authorities to official secrecy or restrict the disclosure of information provided in the exercise of the function of audit regulation and oversight.

The authorities will not disclose information received under this letter, except in response to a legally enforceable demand. If the authority is legally required to disclose the confidential information received from the other authority, the disclosing authority will consult with the other authority before disclosing it. If the other authority objects to the disclosure, the disclosing authority will make best efforts in resisting the disclosure of the information at issue.

The terms and conditions stated in this letter do not apply to publicly available information.

We believe that cooperation with the modalities set out in this letter will lead to a mutually beneficial relationship between the FSA/CPAAOB and the CPAB.

Yours sincerely,

畑中龍太郎

Ryutaro Hatanaka

Commissioner

Financial Services Agency

Government of Japan

3-2-1 Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo

Japan 100-8967

友杉芳正

Yoshimasa Tomosugi

Chairman

Certified Public Accountants and

Auditing Oversight Board

3-2-1 Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo

Japan 100-8905

平成24年4月9日公認会計士・監査審査会

# 平成 24 年度の審査基本計画及び検査基本計画

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、監査の品質の確保と 実効性の向上を図るため、審査及び検査の基本方針に掲げた視点及び目標を基 本として、審査及び検査を実施してきている。

我が国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直しているものの、欧州の政府債務危機等により、景気が下押しされるリスクが存在する。

また、上場会社を巡る環境が変わる中、公認会計士又は監査法人(以下「監査事務所」という。)においては、企業における企業規模等に応じた会計監査人の交代のほか、新たな法令諸基準等の適用や近時の企業不祥事の発生等、考慮すべき事項が見受けられる。

こうした中で、企業等の財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保 するため、監査事務所が果たすべき役割はますます大きくなっている。

一方で、監査事務所に係る監視・監督の状況についてみると、日本公認会計 士協会(以下「協会」という。)の品質管理レビューの結果、限定事項が付され た監査事務所は減少傾向を示しているものの、初めて品質管理レビューを受け た監査事務所では、否定的結論になった監査事務所があり、限定事項付結論に なった監査事務所も少なからず生じている。また、審査会検査の結果、金融庁 長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した、業務運営が著しく不 当であると認められる監査事務所もみられる。

以上のような情勢を踏まえ、平成24年度において、以下の審査基本計画及び 検査基本計画を策定する。

また、これらの基本計画を実施するために必要な審査及び検査の態勢については、高度で多様な専門性を備えた人材の登用に加え、会計・監査に係る国際的な動向等に留意した研修等により人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

# 1 審査基本計画

審査の基本方針に基づき、協会の品質管理レビューに係る報告書等のほか、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との間で、必要な情報を共有する取組みを進めることで、様々な情報を活用し、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する審査を行い、以下の監査事務所に対する重点的検証や協会の品質管理レビューの検証を実施する。

## (1) 重点的検証

監査の品質管理について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について、重点的に検証する。

## (2) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、平成15年5月の公認会計士法改正による法定化から3巡目が、平成19年4月の上場会社監査事務所登録制度の導入から2巡目が終了する。

このような状況を踏まえ、品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の品質の向上が図られることが重要であることから、品質管理レビュー制度の適切性を総括的に検証する。

# 2 検査基本計画

検査の基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努めるとともに、そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

また、検査結果については、検査結果通知書(写し)の監査事務所から協会への提出等を通じて、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を促していく。

さらに、検査結果から、参照することが有益であると考えている事項を抽出し、検査指摘事例集等として取りまとめ、説明会等を通じて、協会等の関係先に積極的に発信していく。

## (1) 大規模監査法人等に対する検査

上場会社 100 社以上を被監査会社とする監査法人又は常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの報告に係る審査結果に基づき、原則として検査を実施する。

検査に当たっては、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する 重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監 視活動等を踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、当該リスクの所 在を的確に分析し検証項目を絞り込むことにより、業務運営上の本質的な問 題に焦点を当てたメリハリある検証に務める。

上記監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査 事務所については、協会からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じ て検査を実施する。

## (2) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、監査契約の締結、業務管理体制の整備、 品質管理レビューに対する改善への取組み等の状況を確認するため、効果的 かつ機動的に対応し、協会からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応 じて検査を実施する。

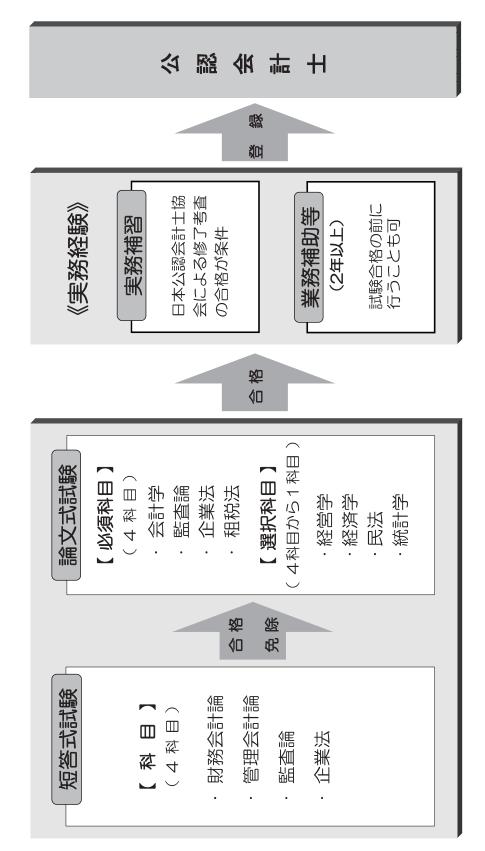
検査に当たっては、審査会として、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所を含む中小規模監査事務所にみられる、体制に起因して生じる 業務運営や品質管理に関する責任といった問題点に留意した検証に努める。

## 3 審査及び検査の事後的な対応

検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所について、必要に応じて、 品質管理の状況を確認・検証する。

また、審査及び検査の結果については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題点等を検査結果から抽出するような深度ある分析を行い、協会、金融庁の関係部局等の関係先との間で、積極的な意見交換や情報発信等を行うなどして、監査の品質の確保・向上を図っていく。

# 公認会計士試験制度の概要



《平成24年試験の実施日程》

- 短答式試験:23年12月11日及び24年5月27日 (いずれかに合格すれば可) 0
- 論文式試験:24年8月17~19日

# 平成 23年公認会計士試験

# 合格者調

#### 1. 年別合格者調

	願 書 提 出 者	論     文     式       受     験     者	合格 者	合 柞	各 率
年 別	(A)	受 験 者 (B)	(C)	(C)/(A)	(C)/(B)
	人	人	人	%	%
平成 18	20, 796	9, 617	3, 108	14. 9	32. 3
	(16, 311)	(5, 132)	(1, 372)	(8.4)	(26.7)
平成 19	20, 926	9, 026	4,041	19. 3	44.8
	(18, 220)	(6, 320)	(2, 695)	(14.8)	(42.6)
平成 20	21, 168	8, 463	3, 625	17. 1	42.8
	(19, 736)	(7, 034)	(3, 024)	(15. 3)	(43.0)
平成 21	21, 255	6, 173	2, 229	10.5	36. 1
	(20, 433)	(5, 361)	(1, 916)	(9.4)	(35. 7)
平成 22	25, 648	5, 512	2, 041	8.0	37.0
	(25, 147)	(5, 011)	(1, 923)	(7.6)	(38. 4)
平成 23	23, 151	4, 632	1,511	6. 5	32. 6
	(22, 773)	(4, 254)	(1, 447)	(6.4)	(34.0)
合計	132, 944	43, 423	16, 555	12.5	38. 1

- (注1) 平成 23年合格者中 最高年齢64歳、最低年齢19歳、女性308人
- (注2) 表中( )内の数値は、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したもの。
- (注 3)平成23年の願書提出者は、第 I 回短答式試験における願書提出者が17,244人、第 II 回短答式試験における願書提出者が17,374人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの。

(参考) 過去の第2次試験結果状況

	J/ <u>NEI</u>	願書提出者	論   文   式     受   験   者	合格 者	合 柞	各 率
年	別	(A)	受 験 者 (B)	(C)	(C)/(A)	(C)/(B)
		人	人	人	%	%
平成	7	10, 414	3, 027	722	6. 9	23. 9
平成	8	10, 183	3, 017	672	6. 6	22. 3
平成	9	10, 033	3, 147	673	6. 7	21.4
平成	10	10, 006	3, 395	672	6. 7	19.8
平成	11	10, 265	3, 320	786	7. 7	23. 7
平成	12	11, 058	3, 381	838	7. 6	24. 8
平成	13	12, 073	3, 336	961	8. 0	28.8
平成	14	13, 389	3, 414	1, 148	8. 6	33. 6
平成	15	14, 978	3, 404	1, 262	8. 4	37. 1
平成	16	16, 310	3, 278	1, 378	8. 4	42.0
平成	17	15, 322	3, 548	1, 308	8. 5	36. 9
合	il .	134, 031	36, 267	10, 420	7.8	28. 7

(注1) 第2次試験が短答式及び論文式となった平成7年以降の状況

(注 2)昭和24年から平成17年までの累計 願書提出者(A):321,580人、合格者(C):24,430人、合格率(C)/(A):7.6%

# 2. 年齢別合格者調

E //	願書提出者	論 文 式 受 験 者	合格 者	合林	各率	合 格 者 構 成 比
区 分	(A)	文 映 有 (B)	(C)	(C)/(A)	(C)/(B)	伸
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	197	14	8	4. 1	57. 1	0.5
20歳以上25歳未満	8, 063	1, 452	767	9. 5	52.8	50.8
25歳以上30歳未満	7, 120	1, 646	495	7. 0	30. 1	32.8
30歳以上35歳未満	3, 890	775	170	4. 4	21. 9	11.3
35歳以上40歳未満	1,890	384	45	2. 4	11. 7	3.0
40歳以上45歳未満	910	174	15	1.6	8.6	1.0
45歳以上50歳未満	488	83	6	1.2	7.2	0.4
50歳以上55歳未満	285	49	1	0. 4	2. 0	0.1
55歳以上60歳未満	132	21	1	0.8	4.8	0.1
60歳以上65歳未満	107	18	3	2.8	16. 7	0.2
65歳以上	69	16	0	0.0	0.0	0.0
合 計	23, 151	4, 632	1,511	6. 5	32. 6	100.0

<sup>(</sup>注1) 平成23年11月14日時点の年齢によるもの。 (注2) 合格者構成比の合計欄については、端数処理の関係で合計と一致しない。

## 3. 学歴別合格者調

	願書提出者	論 文 式 受 験 者	合格 者	合 棹	各率	合格 者
区 分	(A)	受	(C)	(C)/(A)	(C)/(B)	構成比
	人	人	人	%	%	%
大学院修了	1, 138	235	52	4.6	22. 1	3. 4
会計専門職大学院修了	1, 259	804	72	5. 7	9.0	4.8
大学院在学	241	32	16	6. 6	50.0	1. 1
会計専門職大学院在学	453	79	39	8.6	49. 4	2.6
大 学 卒 業 (短大含む)	12, 084	2, 309	749	6. 2	32. 4	49. 6
大 学 在 学 (短大含む)	5, 351	834	469	8.8	56. 2	31.0
高校卒業	2, 083	258	84	4.0	32. 6	5. 6
その他	542	81	30	5. 5	37.0	2.0
合 計	23, 151	4, 632	1, 511	6. 5	32. 6	100.0

<sup>(</sup>注1) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出してきた受験者については、第Ⅲ回における出願時の申告に基づ 〈区分による。(注2) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込み者を含む。(注3) 合格者構成比の合計欄については、端数処理の関係で合計と一致しない。

# 4. 職業別合格者調

_		願書提出者	論 文 式 受 験 者	合格 者	合 柞	各率	合構	格 者 成 比
区	分	(A)	党	(C)	(C)/(A)	(C)/(B)	構	成 比
		人	人	人	%	%		%
会 計	士 補	336	332	57	17. 0	17. 2		3.8
会計事	務所員	666	134	19	2.9	14. 2		1.3
税型	里 士	113	30	2	1.8	6.7		0.1
会	土 員	3, 634	384	55	1.5	14.3		3.6
公務	<b></b>	450	51	3	0.7	5. 9		0.2
教	員	79	26	4	5. 1	15. 4		0.3
教育・学	習支援者	129	25	6	4.7	24. 0		0. 4
学	生	7, 769	1, 314	659	8.5	50. 2		43.6
専 修 当各種学校	学 校 ・ 交受講生	5, 187	1, 471	497	9. 6	33. 8		32. 9
無	職	4, 473	796	199	4.4	25. 0		13. 2
そ 0	0 他	315	69	10	3. 2	14. 5		0.7
合	<b>#</b>	23, 151	4, 632	1,511	6. 5	32. 6		100.0

<sup>(</sup>注1) 第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出してきた受験者については、第 II 回における出願時の申告に基づく区分にによる。(注2) 合格者構成比の合計欄については、端数処理の関係で合計と一致しない。

# 5. 財務局別合格者調

l <del>s.</del>		願書提出者	論 文 式 受 験 者	合格 者	合 柞	各率	合 格 者 構 成 比
区	分	(A)	文	(C)	(C)/(A)	(C)/(B)	件
		人	人	人	%	%	%
北	海道	426	85	24	5. 6	28. 2	1.6
東	北	612	113	25	4. 1	22. 1	1.7
関	東	14, 094	2, 841	928	6. 6	32. 7	61.4
北	陸	284	74	30	10. 6	40. 5	2.0
東	海	1, 428	282	109	7. 6	38. 7	7. 2
近	丝	4, 555	975	325	7. 1	33. 3	21. 5
中	玉	347	53	16	4.6	30. 2	1.1
四	玉	277	50	15	5. 4	30.0	1.0
九	州	191	21	3	1.6	14. 3	0.2
福	岡	865	130	36	4.2	27.7	2.4
沖	縄	72	8	0	0.0	0.0	0.0
合	計	23, 151	4, 632	1, 511	6. 5	32. 6	100.0

<sup>(</sup>注) 合格者構成比の合計欄については、端数処理の関係で合計と一致しない。

# 平成23年度の講演会の開催状況

開催日	場所
平成23年4月9日	熊本学園大学専門職大学院
4月18日	同 志 社 大 学
4月22日	神 戸 大 学
5月26日	帝塚山大学
6月15日	山口大学
6月23日	九州産業大学
7月14日、15日	北海学園大学
9月21日	旭 川 大 学
10月26日	北九州市立大学
11月16日	関 西 大 学
11月17日	関 西 学 院 大 学
平成24年1月31日	長 崎 大 学

平成23年4月14日公認会計士・監査審査会

# 東日本大震災の発生に伴う平成 23 年公認会計士試験 第 11 回短答式試験に係る対応について

今般の東日本大震災の発生に伴う平成23年公認会計士試験第11回短答式試験に係る対応は、以下のとおりです。

- 〇 本試験につきましては、受験案内でお知らせしておりますとおり、平成23年5月29日(日)に、全国11試験地(東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県)において実施する予定です。
- 〇 受験票は、4月4日より発送を行っております。受験票が届かない場合は、受験願書を提出した財務局理財課等まで、お問い合わせください。(財務局理財課等連絡先)
- 震災の影響により、受験票の受取りができなかった方等につきましては、本人 確認の上、受験を認めることとしますので、試験当日に各試験会場の本部事務局 に申し出てください。
- その他、震災の影響を受けられた方につきましては、本試験の受験に関し、個別の相談に応じさせていただきますので、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験係(下記参照)まで、可能な限り早めにお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

公認会計士·監查審查会事務局 総務試験室試験係

03-5251-7295

平成 23 年 7 月 19 日 公認会計士·監査審査会

# 平成23年公認会計士試験論文式試験の試験場について

平成23年8月19日、20日及び21日に施行する平成23年公認会計士試験論文式試験の試験場を、別紙のとおり公表します。

# (別紙) 平成 23 年公認会計士試験論文式試験の試験場

なお、試験場への携行品の取扱いについては既に受験案内にてお知らせしておりますが、 が、節電対策が講じられている状況も踏まえ、本試験においては、以下のとおり対応する こととします。

#### ○飲料用ペットボトルの持込み

500m I 以下のもの 1 本に限り、試験中に机上に置いて飲むことを認めておりますが、1 本目を飲み終わった場合には、試験官の許可を得て、ペットボトルを交換し机上に置いた上で飲むことを認めることとします。

公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン(再改訂)

金融庁、公認会計士・見	監査審査会の取り組み
活動領域の拡大関連	各種団体の協力を得つつ、経済界に対して、企業内の会計専門家の
	拡充の必要性と合格者という人材のプールの存在を周知するとと
	もに、日本公認会計士協会が行う求人・求職のマッチングの取組み
	への求人情報の提供や就職説明会への参加の必要性、更には採用方
	法や業務モデル等の明確化の検討の必要性について周知する。ま
	た、有期雇用やコンサルティング会社において財務分析に関する事務
	を行う場合であっても合格者の資格取得が可能であることを明らかに
	し、有期雇用を含めた合格者の活用を呼びかけるための PR チラシを
	作成し、関係団体や証券取引所の協力を得ながら経済界に対して配
	布する。さらに、周知につき、EDINETや各種団体のサイトの
	活用を図ること等により、合格者の採用を呼びかける。
	受験者、合格者及び公認会計士の意識改革を進めるため、監査業界
	のみならず、経済界でも会計専門家に対する需要があること等につ
	いて、ホームページ、受験案内、合格通知や説明会の場などにおい
	て積極的に周知する。
	学生に対し、公認会計士の活躍の場が経済界でも需要がある旨、大
	学等の講演会において積極的に周知する。
	合格者に対するアンケートなどを実施し、合格者の意識の把握に努
	める。
	証券取引所の協力を得つつ、各取引所に上場している各社に対して
	アンケートを実施し、合格者や公認会計士の採用実態や課題の把握
	に努める。
	企業内における合格者や公認会計士の数と活動状況について、自主
	的に情報提供できる枠組みについて検討を行う。
	就職についての意思決定等に資するため、合格者に順位を通知す
	る。
	各省庁に対して、合格者という人材プールの存在を周知するととも
	に、採用の働きかけを行う。
実務従事関連	実務従事の確認事例や運用状況をわかりやすく取りまとめ、ホーム
	ページや合格通知への同封など効果的な方法を活用して、受験者、
	合格者に対する周知に努める。
	実務従事の要件を開示会社、開示会社及び資本(出資)金5億円以
	上の法人の連結子会社並びに国及び地方公共団体において財務分
	析に関する事務を行う場合にも拡大することや、実務に従事する際
	の雇用形態を正職員以外にも柔軟化することについて検討する。
	実務従事に関する照会・確認を容易にできるよう、手続の方法や業     務補助等報告書の様式・記載例等について、ホームページ等を活用
	一
	日本公認会計士協会で検討を行っている実務補習のカリキュラム
大伤所日闲迷	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	的兄直しや体制の強化について積極的に協力し、必要に応して制度     的な見直しを行う。
	屮,み元臣して引 ノ。

公認会計士試験▪資格	公認会計士試験・資格制度の制度面での対応について検討を行う。
制度の見直し	
公認会計士試験の実施	試験制度の改正内容に加え、試験の実施方法、試験内容等の改善点
関連	について、経済界、受験者及び合格者に対して、層積極的に周知
	していく。
	実務補習との連携や企業実務の動向にも配慮した試験内容となる
	よう図るなど、試験実施面での検討を引き続き行う。
広報マテリアル	現在の広報マテリアルを改訂し、合格者や公認会計士が監査業界の
	みならず、企業の中でその専門的知識を生かして働く等、経済界の
	幅広い分野で活躍することが期待されており、多様な進路が存在す
	るということを紹介したものとする。
フォローアップ	活動領域の拡大等の進捗状況についてフォローアップを行い、必要
	な対応策について議論するため、今後とも必要に応じ関係者間の意
	見交換を継続する。

## 日本公認会計士協会における取り組み

#### 活動領域の拡大関連

金融庁、経団連、金融4団体とも連携しつつ、これまで実施してきた求人・求職のマッチングの取組み(Career Navi)を一層強化する。PRチラシ等での周知・広報により求人情報の更なる取得を行うほか、求職者の属性、希望のきめ細かな提供を行うなど、マッチング機能の向上を図る。

経済界向けの就職説明会を引き続き開催するとともに、経済界の協力を得て企業向けの説明会を実施し、就職説明会への参加企業の拡大を目指す。

受験者・合格者及び監査法人等の負担軽減等の観点から、監査法人等の採用活動を合格発表後に実施するなど本年から開始した採用活動について継続的に実施し、課題の洗い出しと検討を行う。

監査法人の規模を問わず継続して雇用拡大に努めるとともに、特に 定期採用を行っていない中小監査法人及び個人事務所に対しては、 未就職又は勤務先企業等で実務従事の要件を満たすことが難しい 合格者と業務委託契約を締結して、非常勤で監査の補助業務に従事 してもらうよう協力を求める一方、参加を希望する合格者を募集 し、マッチングする。また、参加した合格者を対象に監査実務のフォローアップ研修を行い、監査の品質管理を含む実務への理解を深めてもらう。

登録会員の勤務状況について全体像を把握し、経済界で活躍する合格者や公認会計士の体験談や事例を集め、経済界からの期待と先行事例とともに、受験者、合格者、公認会計士、更には経済界に対して積極的に周知する。「組織(企業)内会計士に関するアンケート最終報告書」(平成23年8月)をもとに、公認会計士の活用に向けての現状と課題について、上場企業関係者・関係諸機関とのシンポジウムを開催する。

経済界で活躍する合格者や公認会計士が参加するネットワークを 構築・運用し、活動領域の拡大に向けての取組みを促進する。

	経済界で働く公認会計士の協会活動やCPEに関する負担、監査業
	界における初任給等について検討し、活動領域の拡大のための環境
	の整備に努める。
	監査法人等から経済界への公認会計士の転職が円滑に進むよう、各
	監査法人等の取組みに加え、公認会計士と経済界等の間の求人・求
	職のマッチングの取組みの充実を図る。就職希望を受け付ける際
	は、求職者の属性や希望をよりきめ細かに把握するよう努める。
	例えば会社法監査の対象となる会社に対する会計監査人設置の徹
	底を関係方面に働きかけをすることなどにより、公認会計士の監査
	業務の量的な拡大を進め、合格者の監査事務所への就業機会の拡大
	を図る。
実務補習関連	大量の受講者への実務補習での教育水準の向上を図るため、会計教
	育研修機構の設立を契機に実施体制の抜本的強化やカリキュラム
	の見直しを行う。
	実務補習とは別に、監査現場で必要なスキルを習得するため、大手
	監査法人就職者以外の者を対象にした実務的な研修を、引き続き実
	施する。
	経団連、金融4団体の協力を得つつ、社会人が実務補習に取り組み
	やすく、企業にとって有用な会計専門家育成プログラムとなるよう
	カリキュラムの見直し・柔軟化等を行う。
	実務補習の企業にとっての意義や教育効果(メリット)が実感でき
	るよう積極的に情報発信する。
	実務補習の効率的な実施のために、会計専門職大学院における教育
	機能との連携を検討する。
	待機合格者等でも経済的な負担なく実務補習が受講できるよう、資
	金の無利子貸与制度を引き続き運用する。
広報マテリアル	現在の広報マテリアルを改訂し、合格者や公認会計士が監査業界の
	みならず、企業の中でその専門的知識を生かして働く等、経済界の
	幅広い分野で活躍することが期待されており、多様な進路が存在す
	るということを紹介したものとする。
	公認会計士試験及び試験合格者等についての経済界向けの広報マ
	テリアルを作成する。

# 経団連 ■ 会融 4 団体における取り組み

経団連 * 金融 4 団体にお	ける取り組み
活動領域の拡大関連	企業内の会計専門家の拡充の必要性と合格者という人材プールの
	存在について会員企業へ周知する。また、首都圏以外への周知活動
	も検討する。
	日本公認会計士協会が行う求人・求職のマッチングの取組みへの求
	人情報の提供や就職説明会への参加の必要性について会員企業に
	周知する。
	会員向けの月報などで、合格者や公認会計士の企業内での活躍事例
	を紹介する取組を行っていく。

	合格者の採用に向けて、新卒採用制度、中途採用制度などの採用制度のいずれかにおいて、大学卒業済みの合格者でも人物本位で採用できるような採用方法の検討の必要性について会員企業へ周知する。
	会計専門家が企業内で活躍する意欲を高めるため、業務モデル等の 明確化の検討の必要性について会員企業に周知する。
実務補習関連	日本公認会計士協会で検討を行っている会計専門家育成のための カリキュラムの見直しや講師派遣に積極的に協力し、企業にとって も有益な実務補習となるようアドバイスを行う。
広報マテリアル	日本公認会計士協会による公認会計士試験及び試験合格者等についての経済界向けの広報マテリアルの作成及び周知に協力する。

平成 23 年 4 月 20 日

公認会計士 監查審查会

# 第9回監査監督機関国際フォーラム(ベルリン会合)について

Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第9回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が、下記の通り開催された。

記

# 1. 日程 開催場所

平成 23 年4月 11 日(月)~4月 13 日(水) ドイツ・ベルリン

# 2. 参加者

▶ メンバー(各国・地域の監査監督機関)

アブダビ、オーストリア、ブルガリア、カナダ、デンマーク、ドバイ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、英国、米国

計 34 力国•地域

# > オブザーバー

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)、世界銀行

計7国際機関

#### ▶ 議長

ポール・ジョージ英財務報告評議会(FRC)監査・専門職監視委員会ディレクター

# 3. 主な議題

- ▶ IFIAR 議長、副議長及びアドバイザリー・カウンシルの選挙
- ➤ IFIAR コア・プリンシプル
- ▶ 現在の市況と最近の検査発見事項に関する議論 等

#### 4. 次回会合

平成 23 年9月 26 日(月)~28 日(水) バンコク(タイ)

# プレスリリース (仮訳)

# 監査監督機関国際フォーラム会合 2011 年 4 月 11-13 日 於ベルリン

# 会合のハイライト

- ・ 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) メンバーは、独立した監査監督機 関のためのコア・プリンシプルについて合意した。
- ・ IFIAR メンバーは、監査人と投資家との間のコミュニケーションを向上させるための方策についてレビューを行った。
- ・ IFIAR メンバーは、最近の検査における発見事項を共有した。
- IFIAR は、モニタリング・グループと将来のメンバー資格について議論することに合意した。
- ・ IFIAR メンバーは、国際会計士連盟 (IFAC) コンプライアンス・アドバイザリー・パネルを迎え、その業務について議論を行った。
- ・ IFIAR は、2010年の活動報告書に合意し、公表した。

# IFIAR 会合

2011 年4月 11 日から 13 日にかけて、34 ヶ国・地域の独立監査監督機関が IFIAR の第9回会合に参加した。IFIAR メンバーの詳細については、IFIAR のウェブサイト www.ifiar.org を参照されたい。ポルトガル監査監督審議会 (CNSA: Conselho Nacional de Supervisao de Auditoria) が初めて参加し、IFIAR メンバーの数は 38 となった。本会合は、ドイツの監査監督当局(監査 監督委員会(AOC: Audit Oversight Commission))の主催により行われた。

書面手続による投票により、ポール・ジョージ英財務報告評議会(FRC: Financial Reporting Council)監査・専門職監視委員会ディレクターとダン・ゲルザー米公開会社会計監督委員会(PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)委員は、それぞれ IFIAR 議長及び副議長の任期を開始した。メンバーは、IFIAR 議長を退任するスティーブン・マイョール氏の議長職にあった期間における彼の献身及び IFIAR の進展と成功を確かなものとした彼の指導的な役割に対し謝意を表した。

メンバーは、アブダビ、カナダ、オランダ及びスペインの各当局をアドバイザリー・カウンシルに選任した。ドイツ及び日本は、引き続き、アドバイザリー・カウンシルのメンバーである。IFIAR メンバーは、退任したフランス、ノルウェー、シンガポール及び米国の各当局に対しアドバイザリー・カウンシルメンバーとしての貢献に謝意を表した。

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定理事会 (FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、 公益監視委員会 (PIOB) 及び世界銀行の代表もオブザーバーとして参加し、 監査に関連する各々の活動状況について報告を行った。

# コア・プリンシプル

IFIAR メンバーは、独立した監査監督機関のためのコア・プリンシプル (Core Principles for Independent Audit Regulators) について議論を行い、その採択について合意した。コア・プリンシプルは、監査人及び/又は監査法人に対する独立した検査の実施を含め、グローバルに監査の品質を向上させることにより、公益を図り、投資家保護を向上させるため、IFIAR 憲章に規定されている IFIAR メンバーに共有されている共通の目的を促進することを意図したものである。コア・プリンシプルは、(i) 監査監督の構造、(ii) 監査監督当局の運営、(iii) 検査プロセスに係るプリンシプル、の分野を対象としている。コア・プリンシプルは、IFIAR メンバーを拘束するものではない。しかしながら、メンバーは、各国・地域でのローカルな要求事項や法に反しない限り、自らの管轄地域において当該コア・プリンシプルを遵守することが奨励される。コア・プリンシプルは本リリースに添付されており、IFIARウェブサイト https://www.ifiar.org/aboutus/index.cfm において入手可能である。

# 監査報告書と検査における発見事項

前回の IFIAR 会合における投資家代表の提言を受けて、IFIAR は、監査報告書の改善に焦点を当てた会議で議論を行った。こうした議論のために、CFA協会を代表してヴィンセント・パパ氏、PCAOB主任監査官のマーティン・バウマン氏及び国際監査・保証基準審議会(IAASB)を代表してダン・モンゴメリー氏の参加を得た。欧州委員会、英 FRC 及び IOSCO が当該分野における直近の状況を報告した。IFIAR メンバーは、投資家との継続的な対話の重要性について合意し、提起された問題について更に検討を行っていく。

IFIAR メンバーは、検査における発見事項も含めた最近の国内の動向について意見交換を行った。いくつかのメンバーが、現下の厳しい市場環境による監査報酬へのプレッシャーが監査品質に負の影響を与えかねないことに懸念を示した。

上記の報告において、監査業務レベルでの検査における発見事項は、例えば、 以下の分野を含む:

- ・ 職業的懐疑心の行使に関する懸念
- 公正価値の監査
- 連結財務諸表監查

監査法人レベルで発見された事例としては、業務品質管理レビュー、法人の 内部検査プロセス及びインセンティブと報酬構造に関連したものであった。 IFIAR は、モニタリング・グループ1におけるオブザーバーとしての役割について考慮し、モニタリング・グループとの間で IFIAR の将来的なメンバーとしての参加資格について議論を行うことに合意した。

# IFIAR ワーキング・グループ

メンバーは、GPPC 各監査法人との対話と意思疎通、及び監査監督当局の監督上の地域的なカレッジや新しく組織された欧州監査検査グループ(EAIG: European Audit Inspection Group)を含む、IFIARメンバー間の他の事例について報告を受けた。

IFIAR 基準調整ワーキング・グループは、個々のメンバーが IAASB や国際会計士倫理基準審議会(IESBA)による公開草案や欧州委員会によるグリーン・ペーパーに対する個々のメンバーのコメントを共有することを含む、当該ワーキング・グループの活動について報告した。その他、ワーキング・グループの活動には、IAASB により提案された戦略や事業計画についての議論や一部のワーキング・グループメンバーによる IAASB のプロジェクトへの参画も含まれる。

国際協力について、IFIAR メンバーは、情報共有に関する一般的な事項に関するメンバーの調査結果について議論を行い、検査報告書を含めた、情報共有のためのアプローチについて将来の会合において引き続き議論することに合意した。

メンバーは、2011年2月にワシントン D.C.にて PCAOB の主催によって成功 裡に開催された検査ワークショップについて報告を受けた。30 の国・地域からの約 100 人の参加者が、年次で開催される本行事において検査における問題と課題について深い議論を行い、経験や検査における発見事項を共有した。 次回の IFIAR 検査ワークショップは、2012年3月にアブダビにおいて開催される。

メンバーは、IFACのマニュエル・サンチェス・イ・マドリ氏とラッセル・ガスリー氏を迎え、両者は IFAC コンプライアンス・アドバイザリー・パネルの業務について講演を行った。

年会費によって共同して賄われている年間の管理リソースの支出を含む 2010 年の IFIAR フェラインの財務諸表が承認された。また、IFIAR メンバーは、IFIAR の外部とのコミュニケーションを促進するという方針の一環として、2010 年の活動報告書を IFIAR ウェブサイトで公表すること及び個々のメンバー・プロファイルを公表することに合意した。IFIAR メンバーは、ワーキング・グループを通じたより一層の活動や強化された内部のコミュニケーション及び一年を通じた IFIAR の活動計画の進捗状況を監視するためのより小規

<sup>1</sup> モニタリング・グループは、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)及び証券監督者国際機構(IOSCO)及び世界銀行により構成される。

模な中間会合に重点を置きながら、2013年から年1回の会合開催に移行することに合意した。

次回会合は、タイ証券取引委員会 (SEC) の招待により、2011年9月26日から28日にかけて、バンコクにおいて開催する。

Core Principles for Independent Audit Regulators 独立した監査監督機関のためのコア・プリンシプル(仮訳)

# 序文

IFIAR は、独立した監査監督機関(以下、「監査監督当局」)の組織である。 その主たる目的は、そのメンバーが、監査人及び監査事務所の検査に焦点を 当てつつ、監査の市場環境に関する情報及び独立した監査規制活動に係る実 務上の経験を共有できるようにすることである。

IFIAR 憲章と整合的であるコア・プリンシプル(以下、「プリンシプル」)は、効果的な独立した監査監督を全世界的に促進しようとするものであり、それにより、監査品質の向上を通じて、公益を図り、投資者保護を向上させるというメンバーの最重要目的に貢献するものである。

IFIARにおける監査監督当局のメンバーとしての地位は、プリンシプルの履行状況によって左右されるものではない。しかし、メンバーは、自国市場における監査法人のリスクプロファイル、規模及び複雑さを勘案しつつ、それぞれの法的管轄域内において適切な限り、その履行に向けて取組むことが奨励される。当該プリンシプルを遵守する上では、監査監督当局の統制が及ばない国家機関による法制の変更や他の施策が要求されるかもしれないことは認識されている。

# プリシシプルは以下を企図する:

- ・ 他のメンバーの経験が活用可能となり、これによる恩恵を受けることを 通じて、メンバーが自国制度を発展させることを支援し、
- ・ 高品質な監査を促進し、財務報告手続に対する社会的な信頼を深めることを目的とした高品質な監査監督実務の広範な採用を進展させ、
- ・ 当局間の協力を支援し、監査監督における更なる整合性を促すこと。

また、プリンシプルは、IFIAR 未加盟の監査監督当局において、効果的かつ 独立した監査監督制度を発展させることを支援するであろう。

原則は太字で表現され、その後に更なる説明を提供する解釈テキストが続いている。

監査監督と監査規制の制度は、一定の条件下、つまり、それが適切な外部環境の中に存在するときにのみ有効となり得る。こうした前提条件は、しばしば国の監査監督制度の統制が及ばないが、実際には、その制度の有効性に直接的な影響を与える。主な前提条件は、高品質な監査に対する必要な支援を提供するための、十分に発達した法律及びコーポレートガバナンスの枠組みの存在である。この枠組みの要素としては、以下が含まれるであろう;

- 包括的かつ明確に定義された、一般に公正妥当と認められる会計及び

# 監査原則と基準

- これらの原則及び基準に従った財務諸表の作成及び公表を求める法的 要求事項
- 会計基準を遵守することを確保するための、財務諸表の作成者に対する執行制度(例:違反をした管理責任者への罰金、株主賠償、又は罰則)
- 高品質な企業報告及び監査実務を支援するコーポレートガバナンス制度とその実務
- 会計士及び監査人への効果的な教育と訓練制度

不十分な事項がある場合、監査監督当局は、政府又はその他関連する意思決定者に、そうしたことや、それらの監査品質又は効果的な監査監督制度の運営への潜在的影響を気付かせなければならない。また、監査監督当局は、彼らの通常の活動の一部として、そうした不十分な事項が監督、規制及び検査の有効性に及ぼす影響を軽減させる目的をもって活動しなければならない。

### パートA 構造

原則1:監査監督当局の責任と権限は、公益に資するものでなければならず、また、法律に明確かつ客観的に記述されなければならない。

監査監督当局は、公益を担う業務を行うための権限を有し、監査品質を向上することに努めることによって投資家を保護すべきである。監査監督当局の責任と権限は、少なくとも、社会的影響度の高い事業体の監査に対する独立した監督を要求するものでなければならない。

監査監督のための法的枠組は、監査監督当局の権限と責任を明記し、当局が その監査監督の責務を果たすことを可能にし、また検査及び処分を通じて、 監査人/監査法人の認可/登録の際の要求事項を遵守し、適用される監査、専 門職及び独立性基準を遵守させる権限を含むことを可能にする適切な権限を 与えるものでなければならない。

# 原則2:監査監督当局は、運営上独立していなければならない。

独立とは、規制される者による外部干渉なしに、規制活動を実施し、決定を行いかつ執行できる能力を意味する。監査監督当局は、その機能と権限の行使に当たって、監査実務者によってそのガバナンスを支配されないことを含め、外部の政治的な干渉や、商業的、又はその他分野の利害から独立していなければならない。監査監督当局は、確実かつ監査人又は監査法人による不当な影響から自由な、自らの権限と責任を遂行するのに十分な安定した財源を有していなければならない。

# 原則3:監査監督当局は、透明性を有し、説明責任を果たさなければならない。

監査監督当局は、そのインテグリティ及び信頼性の維持確保のため、権限の 行使、資源の利用において公的な説明責任を果たさなければならない。更に、 監査監督当局の決定と行動は、より上位当局に対する上訴を含む、適切な監 視とレビューの対象となるべきである。透明性は、年間事業計画や、包括的 又は法人毎の検査結果を含めた活動報告書の公表を含むものでなければなら ない。 パート B. 運営

原則4:監査監督当局は、検査における発見事項又は勧告が適切に取り組まれることを確保するための能力を含む包括的な検査と執行の権限を有していなければならない; これらの執行権限は、例えば、罰金や、監査免許や/又は登録の取消しを含む種々の処分を課すための能力を含むものでなければならない。

監査監督当局は、少なくとも、社会的影響度の高い事業体の監査を実施している監査法人への繰返しの検査の制度と実施に対して責任を有しなければならない。監査監督当局は、検査における発見事項や勧告を執行するための権限と能力を有しなければならない。監査監督当局は、罰金や、最終的には、監査人の又は監査法人の免許又は登録の取消しといった包括的な法務執行制度を有しなければならない。

監査監督当局は、苦情処理又は内部通報制度など、第三者による情報提供を可能とし、そして、そうした情報を取り扱う十分かつ適切な仕組みを有していなければならない。こうした仕組みは、適時かつ効果的に、また監査の不適切な、又は非遵守な実施事案に関連した調査と罰則の適切な制度を通じてフォローアップされる結果において機能するものでなければならない。

原則5:監査監督当局は、その職員のプロフェッションからの独立性を確保 し、適切な能力を備えた十分な職員を有していなければならない。

監査監督当局は、検査実施職員がプロフェッションから独立していることを確保する制度を有していなければならない。これらの制度は、少なくとも、職員が監査人として活動している又は監査法人によって雇用されている、又は関係していてはならず、又はプロフェッション団体によってそのアレンジメントがいかなる形であれコントロールされていないようにすることが含まれるであろう。

監査規制当局が効果的であるためには、適切な能力を備えた十分な職員の存在が必須条件である。監査法人の品質管理システムのレビューを実施する職員は、監査と財務報告における適切な職業的訓練を受け、かつ関連した経験を有し、また規制上の品質管理レビューにおける訓練を受けなければならない。

また、このことは、検査官の間における相談と議論への適切な制度があることを意味する。新任検査官は、正しい監督と適切な訓練を受けなければならない。

原則6:監査監督当局は、客観的であり、利益相反と無関係でなければならず、かつ適切な機密保持に関する制度を維持しなければならない。

監査監督当局は決定の客観性に信頼性をもって公益に資するための最も高い倫理行動基準を維持しなければならない。監査監督当局は、その運営組織と職員との間の利益相反を禁じ、公衆への流出から機密情報を保護するための適切な措置を講じなければならない。

# 原則7:監査監督当局は、他の監査監督当局及び、関連する場合はその他第三者と協力するための適切なアレンジメントを構築しなければならない。

金融市場のグローバル性を考慮に入れると、必要かつ関連性がある場合、他の監査監督当局及び金融市場規制当局を含む第三者との協力と情報共有は、 監査品質の改善という目的を達成するために有用である。

監査監督当局は、合理的な制限内において、相互に時宜にかなった支援を行うべきである。監査監督当局とその他の監督当局(又は2以上の主体が関わる場合は監査監督システムの複数の部分)との間の情報共有のためのアレンジメントが実施されなければならない。

パート C. 検査に関するプリンシプル

原則8:監査監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他 法律、規則、規制への遵守を評価するために、少なくとも、社会的影響度の 高い事業体の監査を実施している監査法人に対し繰返しの検査を実施しなけ ればならない。

繰返しの検査は、検査対象監査法人の選定、適切な専門知識と能力を有する 検査チームの選定、監査法人への検査実施通知、事前の書類提出要請、レビ ューのための個別監査業務の選定の通知、マネジメントとのミーティング、 及びオンサイト検査のアレンジメントで構成される手続に準じて実施されな ければならない。検査手続は、監査監督当局内において、高品質かつ一貫性 を確保するために適切な内部品質管理の対象となっていなければならない。

# 原則9:監査監督当局は、リスクベースの検査プログラムの実施を確保しなければならない。

監査監督当局は規制対象の個別法人とその法人が実施する個別監査業務に関する監査環境におけるリスク及び監査リスクの評価手続を有していなければならない。監査監督当局は検査リソースの配分及び採用する検査アプローチにおけるリスク評価を考慮する手続を有していなければならない。これらの手続は、監査法人とそのクライアントの規模と複雑さに相当したものでなければならない。監査監督当局は検査頻度に関する確立された最低限のサイクルを有していなければならない。

# 原則 10:監査監督当局は、検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な手続を含むことを確保しなければならない。

リスクベースの検査アプローチは法人全体の検査及び監査調書の検査手続のいずれについても反映されなければならない。法人全体の手続は、監査法人の組織、ポリシー及び手続に反映された監査法人の品質管理システムに対するものでなければならない。国際品質管理基準第1号(ISQC1)又は類似の基準は、法人全体の手続実施におけるベンチマークとして用いられなければならない。また、検査手続は、法人の品質管理システムの有効性を判定する、また、法律、規則及び専門職基準の遵守を評価するために抽出された監査調書の適切なテストをも含まなければならない。

# 原則 11:監査監督当局は、検査における発見事項を監査法人に通知し、監査 法人と共に発見事項の改善を確保するための仕組みを有していなければなら ない。

監査監督当局は、監査法人の品質管理システムにおける批判又は潜在的欠陥、 及び検査期間中に発見された監査法人の監査実施に関連した問題点を監査法 人に報告されるようにしなければならない。監査監督機関の報告手続は、検 査結果報告ドラフト版の作成と発行、監査法人の返答手続、及び最終検査報 告の作成と発行を含まなければならない。更に、監査監督当局は、監査監督 当局によって監査法人へ報告された検査発見事項に監査法人が十分取組むこ とを確保するための手続を有していなければならない。

平成 23 年 10 月 3日

公認会計士 監查審查会

# 第 10 回監査監督機関国際フォーラム(バンコク会合)について

Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第 10 回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が下記の通り開催され、公認会計士・監査審査会からは廣本委員が参加し、「監査の品質管理に関する指摘事例集」について概略を紹介する等、最近の監査監督に関する議論を行いました。会合の模様につきましては、IFIAR 事務局による「プレスリリース」をご参照ください。

記

# 1. 日程•開催場所

平成 23 年9月 26 日(月)~9月 28 日(水) タイ・バンコク

### 2. 参加者

▶ メンバー(各国・地域の監査監督機関)

アブダビ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、デンマーク、ドバイ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、日本、韓国、マレーシア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、英国、米国

計 29 力国•地域

# ▶ オブザーバー

金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、世界銀行

計4国際機関

# ▶ ゲスト•スピーカー

アーノルド・シルダー国際監査・保証基準審議会(IAASB)議長ケン・ダクダック国際会計士倫理基準審議会(IESBA)議長

#### ▶ 議長

ポール・ジョージ英財務報告評議会(FRC)監査・専門職監視委員会ディレクター

#### 3. 主な議題

- ▶ 6大監査ネットワークとの対話
- ▶ オフィサー(議長・副議長)の業務計画
- ▶ 現在の市況と最近の検査発見事項に関する議論 等

4. 次回会合 平成 24 年4月 釜山(韓国)

# プレスリリース(仮訳)

# 監査監督機関国際フォーラム会合 2011年9月26-28日 於バンコク

# 会合のハイライト

- ・ 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) メンバーは、招きによりモニタリング・グループに参加することに合意した。
- IFIAR メンバーは、国際的な6大監査ネットワークのグローバル CEO と 議論を行った。
- ・ IFIAR メンバーは、最近の検査における発見事項を共有し、最近の監査ポリシーの進展について議論を行った。
- ・ IFIAR メンバーは、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及び国際会計士 倫理基準審議会 (IESBA) の両議長と議論を行った。

2011年9月26日から28日にかけて、独立監査監督機関はIFIARの第10回会合に参加した。本会合はタイの監査監督当局(証券取引委員会(SEC:Securities and Exchange Commission))の主催により行われた。前回の会合以降、アルバニア、クロアチア及びポーランドの各当局がIFIARのメンバーとなり、メンバー総数は41となった。

IFIARはモニタリング・グループ<sup>1</sup>におけるオブザーバーとしての役割について考慮し、招きを受けて正規メンバーとしてモニタリング・グループに参加することに合意した。

IFIARメンバーは、BDO、デロイト・トウシュ・トーマツ、アーンスト・アンド・ヤング、グラント・ソントン、KPMG及びプライスウォーターハウスクーパースの国際ネットワークのグローバルCEOと議論を行った。議論のテーマには、監査人の役割、監査報告書、監査委員会及びソブリン債を取り巻く国際ネットワーク側のプロセスに関する問題が含まれた。メンバーは、また、2010年3月にIFIARアブダビ会合でネットワークと議論したよく起こる問題事項に関してネットワークがとってきた対応に関する6大監査ネットワーク(GPPC: Global Public Policy Committee<sup>2</sup>)ワーキング・グループからの報告について議論を行った。これらの問題は、職業的懐疑心、連結財務諸表監査、審査担当者の役割(Engagement Quality Control Review)及び収益

<sup>1</sup>モニタリング・グループは、国際的な監査品質に関連した分野での公益の向上にコミットした国際的な規制機関及び関連組織からなるグループであり、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、金融安定理事会(FSB)、証券監督者国際機構(IOSCO)、欧州委員会(EC)及び保険監督者国際機構(IAIS)、世界銀行で構成されている。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>GPPCは、6大監査ネットワークで構成されている。

認識である。ネットワークの各メンバーは、ポリシーに関する事項を議論するため、定期的にワーキング・グループと会うこと、及び当該事項への対処に係る進捗について最新の情報を提供することに同意した。

IFIAR メンバーは、機密でない検査発見事項も含めて、最近の各国の進展について議論を行った。

検査発見事項の分野の事例は以下を含む:

- ディスクロージャーの監査
- ・ 監査証拠の品質
- ・ 専門家の業務の利用
- ・ 非監査業務の提供及び監査人の独立性を脅かすその他の脅威

国際監査・保証基準審議会(IAASB)議長であるアーノルド・シルダー教授は、IAASB の業務計画、戦略及び監査監督当局からのコメントを検討するプロセスについてプレゼンテーションを行った。テーマには、国際監査基準 (ISA: International Standards on Auditing) の適用、監査報告書、ディスクロージャー及び監査の品質が含まれた。

ケン・ダクダック国際会計士倫理基準審議会(IESBA)議長は、IESBA の現在の活動及び倫理規程の現状について報告を行った。テーマには、非監査業務の提供、監査事務所のローテーション、IESBA 倫理規程の不注意による違反及び倫理規程の監督上の問題が含まれた。

IAASB及び IESBA の両議長との議論は、両機関における基準設定活動に対する、IFIAR メンバーの検査活動からの重要なフィードバックの機会となった。

IFIAR メンバーは、監査人の報告モデル、監査人の独立性、客観性及び職業的懐疑心の向上、並びに監査の透明性の改善を含む監査ポリシーについて議論を行った。IFIAR メンバーは、コミュニケーション活動のレビューを含む2013年4月までの期間のIFIAR業務計画に合意した。次回会合は、韓国金融委員会(FSC: Financial Services Commission)及び金融監督院(FSS: Financial Supervisory Service)の招待により、2012年4月に、韓国の釜山において開催する。

# 更なる詳細

このプレスリリースの更なる詳細は、以下に照会されたい:

- ・IFIAR議長ーポール・ジョージ英財務報告評議会(FRC: Financial Reporting Council) 監査・専門職監視委員会ディレクター: +44(0)20-7492-2300 またはジョン・フーパーへのe-mail (j.hooper@frc.org.uk)
- ・IFIAR副議長 ダン・ゲルザー米公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board) 委員: +1-202-207-9252 またはe-mail (international affairs@pcaobus.org)

# 補足情報

- 1. **IFIAR**メンバーの詳細については、**IFIAR**のウェブサイト<u>www.ifiar.org</u> を参照されたい。
- 2. 会合においては、ポール・ジョージ FRC ディレクターが議長を務め、ダン・ゲルザーPCAOB委員が副議長を務めた。
- 3.金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)及び世界銀行の代表もオブザーバーとして参加し、監査に関連する各々の活動状況について報告を行った。また、メンバーはバーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)及び公益監視委員会(PIOB)からも、各々の監査に関連する活動状況について、報告書を受け取った。
- 4. IFIAR は、次回検査ワークショップを、アブダビ会計責任委員会 (ADAA: Abu Dhabi Accountability Authority) の招待により、2012 年 3 月にアブダビにて開催することに合意した。ワークショップは、メイン・ワークショップと IFIAR の新メンバーを対象とした半日のオリエンテーション・ワークショップで構成される。



# 公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html